

親長卿記

長享元年九月廿日晴、人々來坂本邊事語之、細川被官物部越湖向渡世多、大具支那等燒之云々。

陸涼軒日録

九月廿日、今日安富物部玄蕃頭殿衆、超湖上所々放火云々。

第五節 京軍金剛寺及八幡山を攻めんとす

金剛寺は金田村の大字に其名を存す、佐々木氏別館の所在なり、金剛寺は時信の子氏頼が建てし父の菩提寺名なりしが、後寺名は地名となれり。八幡山は八幡町の比牟禮山にして八幡神社鎮座あるにより其名を得たり、佐々木氏の臣九里氏は金剛寺に伊庭氏は八幡山に據りて戦備を爲せしに、武田大膳太夫、京極中務少輔、富樫介、仁木左馬介、上野玄蕃允、伊勢備中守、細川氏の被官安富上原物部神六等は九月二十四日此兩城を攻めんとす、伊庭九里等城を出て、奔る、蓋し安富は伊庭氏に内通し物部は九里氏に内通して之を遁れしめたり、義尙報を聞て大に怒る。

長興宿禰記

長享元年九月二十四日癸晴今日江州諸軍勢武田大膳太夫、佐々木京極中務少輔、富樫介、伊勢備中守、細川右京大夫之勢、安富上原等云々發向、佐々木六角被官伊庭以下館金剛寺、八幡山兩所欲及合戰、上下沒落不知行方、或同國甲賀郡落留之由風聞……、或說御敵六角以下沒落事、細川被官安富上原等内通致意得合落云々、諸勢等此懸於坂本御陣、注進云々、室町殿御腹立之由有其聞。

第六節 仁木貞長伊勢貞陸の戦死

金剛寺城八幡山城を奔遁せし伊庭九里兩氏等の軍は仁木貞長伊勢貞陸等敵の爲に追ふ所となれば停りて相對抗し、兩軍激戦あり、貞長貞陸戦死し、貞長の部下十二人雜兵十餘人も共に陣歿せり、此合戦の所在を陸涼軒日録には野洲川原とし、親長卿記には觀音寺の搦手と爲し、後法興院記には鈴鹿金川原とす、何れを是とすべきや、分明ならざれども、金剛寺より甲賀山中に遁れし地理より按ずれば、野洲川原說正しきが如し、義尙は貞長の戦死を賞し、當年五歳の嫡子に宛て、感狀に太刀を添へて與へたり。

陸涼軒日録

長享元年九月廿六日、仁木右馬助殿去廿四日於江州野州河原討死、討普到來、同被官人十二人討死、其外雜兵十八人討死云々。

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

長興宿禰記

九月二十四日、右馬助落勢寄合以無人數合戰令討死、被官人等數輩討死、息男幼少五歳被下御感狀御太刀等云々。

後法興院記

九月廿八日、前略於鈴鹿金川原、伊勢仁木討死數十人云々、弓場伊沒落之衆ト合戰故云々、去大會有官別當村木與左衛門尉討死云々、加仁木手者也、廿五日事也。

親長卿記

九月廿六日、今日或云、伊勢仁木於觀音寺搦手被討云々。

大乘院寺社雜事記

九月廿日

一良祐自京都下向御陣所之御楹付之各返事在之、東近江所々燒云々、近日東へ可有御越之山、及御沙汰細川與被仰合云々。

廿四日

一大津坂本御勢共悉以東ニ趣之所々燒之云々、公方細川計、坂本大津ニ御座云々、武田自身罷上云々。

第七節 高頼甲賀郡に奔り山中望月和田

等の甲賀武士に頼る

將軍の大軍江州に入り先鋒湖を渡りて觀音寺城に迫らんとし、金剛寺八幡山の兩城を守りし伊庭氏九里氏と城を出で、奔りたれば、高頼も觀音寺を出で、甲賀郡に奔り山中望月和田等の甲賀武士に頼れり。

大乘院寺社雜事記

九月廿四日、六角ハ甲賀郡三窪三雲引退、武田勢畠山勢致合戰、細川勢ハ香川、藥師寺、物部致合戰、安富ハ敵方引汲之所存有之歟云々。

應仁後記

高頼一戰ニ打負、己カ住所觀音寺山ノ城ヲ落テ山賊ノ望月山中和田ト云者ヲ頼ミ、同國甲賀山ノ中ニ隱レテ行方不知ナリニケル。

甲賀二十一家先祖書

甲賀二十一家之由來

一長享元年九月七日、江州之國主六角政頼(久頼カ)高頼父子上洛之事毎年無く、將軍義

尙公怒而諸大名を引率而江州に下向あり、同八日九日合戦あり、同十月朔日之夜六角高頼朝臣甲賀之城主等を以て先手として夜討也、此時江州之勢一萬六千七百騎也、此合戦に甲賀武士五十三人之内二十一人軍功甚によりて世に之を廿一家といふ。

第八節 將軍陣を鈎の安養寺に前む

十月四日將軍義尙は陣を栗太郡鈎の安養寺に移す、是れ佐々木高頼の軍甲賀に退きしによれり、義尙此日公卿門跡等の諸領を還付す。

親長卿記

長享元年十月四日晴、今日將軍自坂下陣令越向近江給云々。

長興宿禰記

十月四日^{庚晴}今日室町殿有御陣替出東坂本御陣令着陣同國鈎安養寺給數千騎軍兵前後相從參御陣。
五日昨日御陣替御共云々、江州守護多年押領寺社本所領當所務士貢被黜之、近習自一番至于五番無足輩爲兵糧被下之云々、但公家門跡申請被成奉書請取人々少々在

之、近衛殿、二條殿、御家領被申拔云々、山門領諸山徒知行分自最初被返付了。

隆涼軒日録

十月四日、大將軍御陣替へ諸將大半超湖上云々。
五日不參天半陰、有人語云、相公昨日己刻起坂本過勢多橋御着陣于麻賀里安養寺、諸勢亦半越大湖云々、^{中略}初更之頃、隔東岳炎氣大上、不知何處云々。

義尙安養寺に着するや一首の和歌を咏して京都東山に在る、父義政に送る、義政又和歌を以て之に答ふ。

坂本の濱路を出て浪安く、養ふ寺にありと答へよ。
やがてはや國收りて民安く、養ふ寺を立ちそ歸らん。

重編應仁記

角テモ其儘置ルヘキカ、昔寶篋院殿ノ御時、南方ノ敵徒御退治トシテ畠山入道道誓等京鎌倉凡ソ天下ノ大軍ヲ催サレ、大樹自ラ南方ヘ御進發御敵不日ニ退散シ、國中治リケル程ニ、敵少々山中ニ隠レ居タリトモ此上何程ノ事ヲカ仕出スヘキトテ早速ニ御歸陣アリケレハ、和田楠ノ輩其頃南帝ヲ守護シ身ヲ潜メテ芳野ノ奥賀名生ノ山中ニカクレ居テ、大樹御歸座ノ御跡ニ無幾程立返リ國人等同意シテ又元ノ如

ク蜂起セシカハ、大樹南方御進發ノ功無リキ、其後鎌倉御所基氏朝臣此事ヲ後悔有テ東國新田ノ氏族ヲ御退治トシテ鎌倉ヲ出馬アリシニ、武州入間河ト云所ニ數年ノ間陣ヲ取テ毎日敵徒ヲ搜サレケレハ無幾程シテ新田ノ氏族悉ク誅伐セラレ、御敵皆盡果シ後漸々鎌倉へ歸陣有ケル程ニ、其以後關東再亂ノ煩無ク諸人安堵ノ治ヲ成シケリ、然レハ今ノ六角モ御退治此儘ニテ早速ニ御歸座アラハ、又元ノ如ク立歸テ譜代ノ家人重恩ノ國人等又彼ニ合同意蜂起反覆スルナラハ御動座征伐ノ甲斐有マジ、今度ノ序ニ高頼ヲ初メテ殘徒等一々ニ尋出シ御敵ノ根ヲ絶テ葉ヲ枯シテ後難無キ様ニ御誅伐有ルヘシト新將軍家御下知有リ、然レモ此甲賀山ハ深嶺幽谷人跡絶テ輒ク攻入カタケレハ一旦ニハ搜サレ惡シ、且又彼殘徒數多ニシテ高頼カ舊領廣ク一類所々ニカクレ居テ不日ニ御退治成カタケレハ連々ニ彼輩共搜シ出シテ御誅伐有ルヘシトテ、同十月四日新將軍家坂本ヨリ湖上ヲ御船ニ召サレテ安養寺へ御陣ヲ被替ケルカ、此旨御父東山殿へ御使ヲ以テ御注進有ケル。

第九節 高頼伊勢に避け浦上則宗甲賀谷を

放火す

甲賀三雲の城に在りし佐々木高頼は既に奔りて伊勢に入る、京軍の將浦上美作守則宗先鋒として甲賀郡に進入し五日所々に放火して威を示し以て高頼の徒を制す而して則宗は東寺長壽寺に陣す。

隆涼軒日録

長享元年九月廿七日、有人云、江州三雲城衆悉沒落、而在伊勢國樟原云々、胡說亂說乎。

十月五月初更之頃、隔東岳炎氣大上、不知何處云々。

十月六日、晚來自江州一僕歸語云、昨日浦上美作守爲先陣入甲賀之谷放火、雖然未及合戰云云。

後法興院記

同年十月五日、昨日武家鈞之安養寺ニ御下着云々、今日放火甲賀城云々、御敵佐々木前大膳太夫高頼以下被官人等、細川被官人安富物部等相憑、彼兩人沒落云々、更不知住所云々。

隆軒涼日録

十月廿二日、明日廿三日、以丹公柳二荷、紅柿二籠、昆若二籠、麩折一合、遣浦上美作守陣、蓋江州甲賀郡東寺着陣、號長壽寺、本尊勝軍地藏云々。

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

第十節 北畠具方高頼の臣を斬り頸を將軍に獻ず

伊勢國司北畠具方は高頼が伊勢に遁れ來しを以て之を征伐す、高頼の臣伊庭氏小倉氏等戰死す、十月二十日具方其頸を將軍の陣に獻ず、義尙は之を守山の街上に梟したり。

大乘院寺社雜事記

長享元年十月廿二日、伊勢國上意不辨、但一昨日頸共被上之、自古市送山城邊守山了、頸ノ名共色々ニ申、重而可記之也。

陸涼軒日錄

十月廿九日、今日自江州陣中人來云、中略又於守山六角被官頸五被掛之、伊庭同名者三人、小倉名字者一人、一人自伊勢國司進上之、云々。

第十一節 將軍陣を下鈎の眞寶館に移す

將軍義尙は本陣鈎の安養寺の規模狹少なるを以て延曆寺末なる下鈎の眞寶館中に

一字を新造し、十月二十七日之に移陣す、從軍の公卿武士皆從ひ移る。

長興宿禰記

長享元年十月廿八日甲午晴、今日自江州陣上洛人語曰、將軍御陣所被改鈎安養寺、令移同所眞寶館山法師也、給彼館狹少之間、假御陣所一字被新造、仍奉公外様軍勢各改陣所、參候御近邊、云々、甲賀郡佐々木六角餘類等籠居、御退治無休期、云々。

大乘院寺社雜事記

十月廿七日ニ鈎眞法之館に御陣替也、此間御座在所ヨリ二十餘丁丑寅云々。

重編應仁記

十月廿八日、同國鈎ノ里へ御着陣、斯所ニ三箇年迄御在陣ニテ高頼カ行衛ヲ尋ラレ、又彼徒黨ノ輩ヲ一々ニ御退治有リ。

第十二節 後土御門天皇御製を義尙に賜ふ

十二月二日後土御門天皇は三條西實隆を勅使として陣中に御製を賜へり。君すめは人の心の鈎をも、さこそはすくに治めなすらめ。義尙恐懼左の返歌を奉獻せり。

人心鈎の里そ名のみせる、直なる君が代に仕へつゝ、

第十三節 高頼の軍京軍を襲ふ

十二月二日、京軍は甲賀郡の陣を少しく退却せしに高頼の軍は之を襲撃敵を敗れり、山内政綱は野洲の三上に陣す。

後法興院記

長享元年十二月三日戊戌、入夜長泰注進狀到來、昨日甲賀諸勢開陣處、卒人數千蜂起、頗及難儀云々。

野洲郡御上神社棟札銘文

前略

文明十九年丁未九月十三日、坂本二宮マテ陣立給へりコレヲ御動座ト云、次ニ栗太郡鈎ニ在陣シ玉ヘリ、同十月四日ニ諸勢甲賀ニ發向ス、雖然頼高高頼の誤ハ恙モナカリキ、十二月二日ニ退陣アリ、其ヒキ様ニ京極山内の誤宮内少輔殿當所ニ在陣ス、其時寶殿ヲモ打破リ諸勢亂入ス云々。

甲賀二十一家先祖書

同年長享元年十二月廿日二日の誤、當國鈎之陣へ夜討之時、右二十一人之者軍功あり云々。

第十四節 京軍陣營の火災

義尙が下鈎の眞寶館移陣後京軍諸將の陣所時々火災あり、閏十一月十八日の夜伊勢因幡守貞誠の陣焼失し火は村落に延焼し下鈎過半類焼す。

後法興院記 長享元年

閏十一月十九日甲申、自御陣長泰有注進、去夜下鈎有火事云々、自因幡伊勢貞誠陣火出、下鈎過半焼失云々。

蔭涼軒日記

同年十二月九日夜、織田遠江守廣近の陣所火し、鷹馬具足武具等多く烏有となる。
十二月十四日、恩澤甫來、爲妙法老人、光伴澤甫翁云、昨日自江州守山、織田大和守陣所歸洛云、去九日夜、織田遠江守廣近陣屋有火事、焼失者鷹二元馬三疋、具足七十餘領、其外武具家具種々、賊物不可枚舉云々。

二年正月九日、御持僧三寶院政紹の陣又火す。

大乘院日記目錄

正月九日、於同御陣所三寶院僧正御陣、悉以燒失、自火也、御持僧分也、未灌頂之間、被具代官云々希有事。

第十五節

高頼の臣伊庭氏伊賀國に在りて
戰機を待つ

長亨二年三月高頼の部下伊庭出羽守伊賀に在り、同國人三百を誘ひ義尙が軍を還するを待ちて近江に入らん事を謀る。

陸涼軒日録

長亨二年三月廿一日、鶴飼方中間小五郎來談、伊賀甲賀之事、鶴飼七郎大津在陣云々。廿二日、齊前鶴飼中間小五郎來傾、五盃談、伊賀甲賀事、話云、六角方、同大輔方、伊庭以下皆在伊賀、伊賀衆二百人爲、六角之被官、公方様御開陣有之者、皆可打入江州之談、合兩度有之、京極方所持方悉可、相計伊賀衆二百人之約束有之云々。

第十六節

高頼望月將監の忠勤を勸む

高頼は甲賀武士にして我黨たる多喜丹波守を使者として書を望月將監に送り先に

與へし給恩地の相違なきを保證し已れの爲に忠節を盡すべきを勧めたり。

三三一〇

甲賀郡南楠村木村政延氏文書

就爰元之儀、委細以多喜丹波守申候、此時忠節肝要候、給恩事、先度遣成敗候、聊不可有相違候、恐々謹言。

三月十九日

望月將監殿

第十七節

義尙の滯陣と薨去

足利義尙は鈎の陣營に在り諸將をして高頼を征討せしめしに高頼遁れて所在を知らず、殘黨は甲賀山中に出沒して容易に平定し難きを察し持久の策を以て之に對抗し高頼をして力竭き出て降らしめんを期したり、然れども義尙の近臣結城政弘、弟尙隆、大館親綱、二階堂政行等專恣にして義尙の明を掩ひ、竊に寺社領を掠め又高頼の軍近在に出動するも甲賀山中に遁れたりと伴り義尙をして陣中に在りて酒色に耽らしむ、又細川氏の臣安富上原等高頼と通じて戰機迫れば直に之を内報したりといふ、かゝる内情により義尙の目的は貫徹せず滯陣三年に亘り將軍の大軍を以て一の佐

々木氏を滅する能はず、終に延徳元年三月二十六日病を以て陣中に薨去されたり。義尙は深く文學を好み、釣滯陣中に於ても和歌會を張り、或は經書を講せしめたり。長享元年閏十月二十六日には飛鳥井雅康を招きて和歌會を張り、二年正月十五日にも歌會を設け、四月十六日には宗祇法師をして伊勢物語を營中に講せしめ、回を重ねる事八十度に及びて終る。又六月三十日將士を會して和歌歌合をなし、自ら優劣を判せり。八月二十五日には豫て新造せしめし勝軍地藏の供養を行ふ天台座主尊應導師たり。義尙廿首の和歌を咏す。九月には春秋左氏傳と孝經とを講せしめたり。又備前長船の刀工勝元宗光等を陣中に召し刀劍を鍛はしむ。其刀工の近江に移住する者本郡石塔に移り、門下より石塔派の名匠を出せり。工業志 参照

第十八節 幕府高頼の罪を許す

將軍義尙の薨去により幕府は高頼の罪を許し論すに其冒占する公卿社寺の莊園を返還せしむ。

大乘院寺社雜事記

延徳元年七月廿九日、六角御免必定、可在京旨被仰付云々、寺社本所領事、可去渡申云々。

然るに高頼の部下命を奉せず幕府奉行の奉書を拒み使者の入部を許さざりき。將軍義材大に怒り細川政元の居中調停により其罪を免せしに、今又此の如しとて政元を詰問す。高頼竟に山上に潜匿す。山上は即ち高野永源寺なるべし。

大乘院寺社雜事記

同年十月廿九日

一 江州本所領共御奉書守護方ニ被成之、悉以不承引云御奉書云入部使、追歸之云々、以外御腹立一段細川取申入以造文被申入之處、無其實間、以御使細川ニ御問答返事未聞之、凡珍重々々。

十二月一日

一 江州六角者、山上ニ隱居、是内書共、寺社本所領事押領、御下知不承引之間、無力令隱居姿也云々、自兼支度云々、

第二章 佐々木高頼足利義材の親征を受く

前將軍足利義尙が佐々木高頼征伐は不成功に終りしかば、延徳元年九月十二日幕府は高頼の罪を免し論すに其冒占する所の寺社領を返還するを以てす。然れ共高頼の

部下可かず依然寺社領を横領したり、二年九月延暦寺三院の雜掌は先づ高頼が其寺領を冒占するを幕府に訴ふ。

何事記 錄 延德二年九月十日

一山門三院雜掌申、江州山門領所之事。

佐々木大膳太夫高頼押領無盡期堅可預御成敗之旨申之、訴訟之段尤也、一段可被加

御下知、其間事可令堪忍之由、可申含之也。申次 葉室殿

以上

加賀守清房

沙彌宗勝

高頼は毫も幕府の命を奉せざるにより將軍足利義材は前將軍の遺志を繼ぎ、延德三年四月二十一日高頼征討の令を諸將に頒ち八月征討の綸旨を請ふ、二十二日天皇之を賜ふ。

宣秀卿記

被綸旨備、源高頼類結黨類、專恣恣心、因茲社稷之貢稅追年陵遲、國家調庸當時怠廢、暴惡之至、責而有餘、早可令加征伐給之由。

天氣所候也、以此旨可令洩申給、仍執達如件。

八月廿二日

左中辨俊名

謹上 藏人權辨殿

此綸旨爲邂逅事之間、令所望寫置之、高頼ハ江洲守護歟爲武家被申請一同被出、錦御旗將軍御進發同廿七日也。

親長卿記

八月廿二日晴、今度被申請錦御旗、自武家令用意進上之、一條前大納言清水谷實久書之云々。

第一節 足利義材蒲生氏の所領を安堵す

足利義材は高頼征討の綸旨を受けし二十二日に蒲生氏一族に宛て、其所領を安堵せり、蒲生氏は驍勇と文學とを以て當時に知らるゝ貞秀の全盛時期にして其一族は蒲生甲賀兩郡に繁衍せし有勢の豪族なれば、義材將軍が高頼を征せんとするに當り蒲生一族の所領を安堵するは韜略上さもあるべき所なり。

三三一 西大路村故大神信太郎氏文書

近江國蒲生郡散在所職名田以下之事、任當知行之旨蒲生鶴菊并一族等彌以領掌不可有相違之狀如件。

延德三年八月廿二日

御判 …… 足利義材

蒲生殿

文中鶴菊とあるは貞秀の息藤太郎秀行の幼名なり、されば蒲生一族は義材出陣後佐々木氏に黨せず將軍に味方せり、翌明應元年十月高頼が甲賀谷より伊勢に奔りし時義材が蒲生氏の日野城に陣を移さんとしたる、は此間の消息を證するものなり。

第二節 足利義材の出陣

高頼征討の論旨を受けし足利義材は錦旗を金風に翻らし八月二十七日京を出て三井寺の光淨院に着し牙營とす。

親長卿記

八月廿七日陰、今日室町殿進發江州

大乘院寺社雜事記

室町殿自去八月廿七日御出陣、御座三井寺之光淨院、被召具諸大名云々。

野洲郡御上神社棟札銘文

延徳三年辛亥八月廿七日ニ重而動座シ、三井寺御在陣ナリ。

第三節 高頼甲賀に出奔す

義材親征の報は早く京都より聞ゆれば高頼は二十三日城を棄て、甲賀山中に入れり。

陸涼軒日録

延徳三年八月廿三日、天快晴、今曉六角高頼出奔、三箇所有火云々。

大乘院寺社雜事記

八月晦日、於六角高頼者不知行方、父子共不見云々、少々手者甲賀郡ニ有之歟、於此郡者悉以可被成焦土云々。

第四節 金剛寺の築城

延徳三年八月二十二日幕府は細川政元をして近江の守護を兼ねしめたり、政元は部下安富元家を遣はして近江の諸務を管理せしむ、元家は晦日湖水を渡りて本郡に入り、佐々木氏の別館金剛寺金田村に將軍の牙營を築かんとし、蒲生野洲栗太神崎犬上愛知郡脱字諸郡の諸莊園に人夫課役を課したり。

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

八月晦日、安富筑後守令越海、其後金剛寺城構諸郡成敗之。

蒲生郡 野洲郡 栗本郡 神崎郡 犬上郡也

其徵發は權門高家の所領地と雖も人夫を召し竹木を伐採せしむることせり、然れ共奈良の藥師寺領たる豊浦庄安土村并に高野永源寺等には特に之を免したり。莊園志 參照

大乘院寺社雜事記

十月一日、藥師寺別當領蒲生郡之内豊浦庄事、中略就中金剛寺構用不依權門高家之領、召仕人夫、令切竹木、於豊浦庄者、闔之畢、一庄忝畏入畢。

三三一 愛知郡高野村永源寺文書

近江國山上永源寺並山中事、被相懸竹木、云々、帶嚴重御判等證文有各別之子細上者、早被停止催促、更不可有遲滯之由也、仍執達如件。

延德三

十二月十一日

安富筑後守殿

清房 花押
春貞 花押

第五節 浦上則宗佐々木庄に着陣す

京軍の軍奉行赤松兵部少輔政村の老臣浦上美作守則宗は、十月十四日佐々木庄に着陣して安富元家に代れり。

隆涼軒日録

延德三年十一月五日天晴、觀世新兵衛來、去月十四日浦作佐々木莊仁被越、我亦伴之往、安富筑後守代同十九日、歸坂本三宿、在佐々木晝夜大酒迄也、浦作伴衆上下二百人許有之、安富方に出衆者作州、同名山城守、同新三郎、中村又三郎、新兵衛五人耳、餘皆旅宿迄也、全國京兆に被預置分也、於其下安富致成敗者也、高頼被官人等大半在甲賀郡云々。

第六節 山内政綱將軍に降る

佐々木山内宮内大輔政綱は高頼の幼年時代より之を補佐し、應仁文明の亂常に陣代として伊庭出羽守等と所々に戦ひ六角家を代表せし剛者なり、代々野洲郡富波に住す富波と江部は其所領地たるを以てなり、然るに義材の親征に際し突然將軍に降り

十一月三日三井寺の陣營に於て義材に謁せり、按ずるに高頼及他の重臣間との意見不一致の爲ならん。

大院乗寺社雜事記

延徳三年十一月四日、昨日六角宮内大輔政綱出仕、御對面率人勢參申。

後法興院記

同年十一月八日、辛巳佐々木宮内大輔當月始出仕云々。

第七節 足利義材部下に命じて山内政綱を襲殺せしむ

降將山内政綱は將軍に謁見して意を安じ、大津の濱道場に在りしが、僅かに半月を経し十一月十八日義材將軍は赤松大膳太夫政則并に織田大和守敏定に政綱殺害を命じたり、赤松は其將浦上美作守則宗をして織田敏定と共に政綱を爽撃せしむ、敏定は大手口より攻め、則宗は搦手より進む、敏定先づ進み、則宗は後れしが、政綱は搦手に出て、則宗の軍と戦ふ、則宗の同族伯耆守終に政綱を殺し、頸を取れり、敏定は富野某の頸を打取り、則宗敏定各頸を携へて將軍の實檢に供ふ、義材は一色義直をして代つて實

檢せしめ、兩人を召して其功を賞し、劍を與ふ、浦生武士の戦死せしもの羽田神兵衛、河井七郎左衛門、久松某、今堀某、田中某等あり、野洲の鳥羽氏二人、内井彌七等の頸當日實檢に供せらる、翌十九日頸を京都に送り、六條河原に梟す、觀者市を爲す。

陸涼軒日録

延徳三年十一月十八日、今晨於三井御陣六角宮内大輔被討云々、實耶虛、夜來要、叔和尚來訪、打話、一刻及深更、參白雲時、茂叔來、丹公除妙理勸之、一野興也、織田大和守敏定、浦上美作守則宗、爲兩大將於大津八町濱之道場、討六角宮内大輔五十七歳云々、卯刻打倚攻之、大手大和守、搦手美作守、一番合戦、和州二番合戦、作州也、大輔搦手、切懸、己刻討取之、作州高名也。

十九日晚來、恩主座自武衛陣歸語云、昨日之合戦、織田大和守、浦上美作守、爲兩大將攻六角宮内大夫陣所、大輔頸浦作手取之、富野頸織和手取之、皆自身持頸、令實檢、一色匠作、義直公代、相公實檢之、彼兩人被召出御前、各賜御劍、千歳之名望也、人皆羨之云々、宮内大輔頸自今晨被掛、于六條河原、舉人見之云々。
二十一日

自浦伯耆守方去十八日大津之合戦頸注文到來云。

- 六角宮内大輔頸 浦上伯耆守捕之
 - 羽田神兵衛尉頸 同捕之
 - 河井七郎左衛門尉頸 同捕之
 - 鳥羽近江守頸 浦上豊前守捕之
 - 鳥羽中頸 浦上山城守捕之
 - 内井彌七頸 浦上新三郎捕之
 - 今堀頸 津田彦三郎捕之
 - 頸一名宇不知之 中村與三兵衛尉捕之
 - 田中頸 家子孫九郎捕之
 - 久松頗 長田五郎捕之
- 以上御實檢頸十、其外切捨不知數。

大乘院寺社雜事記

同年十一月廿日、六角宮内政綱今度佗事申參、御陣所御對面、成安堵ノ思之處、一昨十八日赤松大膳太夫并ニ織田大和兩人ニ被仰付、天津濱道場ニ打寄、宮内大輔自害、手者三十餘被討了。中略

六角悪行之大將此宮内大輔也、珍重々々、不可過之、御出陣御本意達之。
廿三日宮内大輔頸被懸六條河原了云々。

拾芥記

十一月十八日、辛卯於天津御陣山内一族宮内大輔其外名字者等被討云々。

第八節 畠山尙順富波の山内邸を攻む

政綱を殺せし日、義材は畠山尾張守尙順に命して野洲郡富波の山内邸を攻めしむ、政綱の子息小三郎將士を指揮して防戦すれども、終に敗る、部下戦死する者數十人に及ぶ。
大乘院寺社雜事記に小三郎三十七歳にて戦死す、見ゆれども二年後の明應二年十月に六角總領職に補せられたれば、戦死は非ならん。

大乘院寺社雜事記

同年十一月二十日、大輔子息は富波に有之、向近江也、畠山尾張守蒙仰罷向云々、
二十三日、松井自京都罷下、戒重は於東近江富波大輔子息同所に生涯云々、
二十五日、去十八日六角宮内大輔政綱於天津討死衆二十六人云々、同子息於富羽討死數十人、大和戒重同被討云々、宮内太輔は五十五歳、子息小三郎は三十七歳云々。

第九節 築瀬河原の戦

明應元年三月佐々木高頼の諸將大舉して安富元家兄弟の陣を襲ひ火を所々に放つ、京將斯波義寛は織田敏定を將とし赤松政則は浦上則宗を將とし武田元信は逸見彈正を將とし各兵を率ひて元家兄弟を援けしむ、諸將近江に入り佐々木庄慈恩寺に本營を置き二十九日進て築瀬河原に戦ふ、築瀬は神崎郡に屬し愛知川の左岸に添ふ、敏定則宗の援軍は元家の軍と合して奮進し逸見彈正は遊軍として山上にありて戦況を視る、血戦幾合已より辰に至る京將安富修理亮三上與三郎戦死し負傷するもの多し、高頼の臣三井兄弟目賀田小倉彈正高野瀬小川山崎梁瀬兄弟九里氏一族三人以下將士戦死するもの多し、京軍の報告によれば元家の手に頸六十七、敏定手に頸七、織田與十郎手に頸十、則宗手に頸六、合計九十頭とす、將軍は元家の戦功を賞し感狀と太刀を與へたり、此戦蒲生貞秀は京軍に屬せり。

親長卿記

明應元年三月廿五日晴、人々語云、近州六角^(浪)狼^(浪)人齊々出張、燒拂方々、安富陣若月安富弟陣等押寄以外事云々。

廿九日晴、赤松被官浦上美作守、武衛被官織田大和守等發向、今日有合戦、卅日晴、出張狼人等加退治云々、數輩打取、親兵等退散云々。

隆涼軒日録

三月廿五日、不參天快晴、早旦秀才自御陣歸、條々書立皆達之、赤松公武田織田大和守可超、大湖之命有之、敵蜂起云々、四月朔^辛去月廿九日於江州愛知原^{神崎郡}有大合戦、六角牢人凡四千人許出張、安富筑後守向之、合力勢、武衛以織田大和守敏定爲大將、赤松以浦上美作守則宗爲大將、武田以逸見彈正爲大將、三家衆合千人許有之云々、傳説云、九里兩人討取之云々、不知其實、去廿九日大合戦有之、浦作高名無比類、織田同心合戦、敵勢四千人許有之、織浦兩勢纔七八百許有之、逸見彈正者取上山、上見物迄云々、頸五十餘取之、識其名字者十二、以九里左馬允爲上首、不知其名字者四十餘人、其死者都三百人許有之、安富方手、安富修理亮三上與三郎討死、浦作方手負數輩有之云々。

三日、去月廿九日於江州、討死敵方頸注文、自總持庵召寄之、三井兄弟、目賀多、小倉彈正、高野瀬、小川、山崎、梁瀬兄弟、九里名字者三人、富安兩人、山村之城、大墓以上十五人、此外二百餘人切捨云々、自堀出雲守、以使者云、江州之合戦、浦作手に好頸多取之、當方高名也、定可爲祝、着間白之、予面謝、丁寧遣秀才於杉江陣、取別大上原方、遣一行賀、赤松公

着陣又廿九日合戰高名事、且示藤左不例事

四日自堀出雲守去廿九日江州梁瀨神崎郡合戰討捕頸注文贈之、乃寫之、廿九日己午刻合戰也、安富筑後守手討取頸六十七、織田大和守討捕頸七、同與十郎討捕分十、浦上美作守討捕分六、總以上九十、此内不知名字者十七人有之、彼頸注文以勛上司返堀出雲守方以伸其謝、浦作所取之頸其數少也、以之爲遺憾之由堀方白之、堀返答丁寧。

大乘院寺社雜事記

三月廿八日御勢共令越海云々、廿六日事也云々、且聞分浦上 織田 逸見 青屋以下并諸近習者云々、是自六角方安富之舍弟若槻之陣所ヲ責故云々。

四月十一日雨自八田方申下云々、去月六角方者被打衆頸注文百人計之内、三本衆目賀田、三井、九里、高野瀨、各本人一族等也。

十三日夜雨自松殿於去月廿九日梁瀨合戰頸注文被下之、若槻城責様繪圖到來。

彼合戰時節、大覺寺准后護摩中也、珍重旨及御沙汰云々、但四ヶ大寺以下神社佛寺之不斷之祈念故也、次第々々ニ可被得御理者也。

後法興院記

三月廿六日丙申一兩日以前江州敵蜂起、安富若槻兩城同時責之、及難儀云々、聖門被參

御陣云々。

廿七日丁酉江州之儀以外之由有風聞

廿八日戊戌江州敵退散云々。

四月一日傳聞江州合戰敵六百人許被誅、其内九里三井以下隨分者共數輩打死云々。

梅溪稿

近聞諸將定江東、捷報朝々到漢宮、只爲三軍多喜氣、未春胡艸雪先融。

三三一三 播磨國明石郡山田村織田保藏氏文書

今度江州築瀨川原合戰時、敵數多討捕到來、尤忠節被感思食候、殊被官人被疵之由注進不便候、一段可令褒美候、仍太刀一腰遣之候也。

卯月三日

花

押……足利義植

(宛名款)

第十節 浦上則宗八日市商家に入りて

金を奪ふ

築瀨合戰に勝を得し浦上美作守則宗は敵を追ふて山上より高野に進み陣を某寺に

取り附近の村落に放火し四月四日八日市に退き魚商の富家に亂入し錢五百貫文を奪ひ之を慈恩寺の本陣に運びたり、謂ゆる兵燹掠奪の災是なり。

隆涼軒日録

明應元年四月六日、彦三郎自江州陣歸、一昨日於八日市場賣魚翁家、浦作打入探取孔方五百貫文以運于慈恩寺本陣云々、浦作居飯高山上寺、外之在家盡燬之、其勢可畏云々。

第十一節 斯波義寛守山に陣す赤松政則 山名豊時續て進む

高頼は甲賀の飯導寺に據り甲賀武士を始め部下の將士之を擁して防備を嚴にす、五月將軍義材は管領斯波義寛をして諸軍を統へ進撃せしむ、四日義寛は騎兵六十餘人歩兵一千四百を従へ大津を發して守山に着陣す、十四日山名左衛門佐豊時も湖を渡りて支那濱に上陸す、兵數三百舟十九艘に分乘せり、十六日山名相摸守政之も兵三百を舟十八艘に分乘して湖を渡り守山の陣に着す、武田伊豆守元信は野洲の小南に陣し部下の逸見彈正と温科某は三上の櫻に陣す、其他の諸將も各所に陣し江南の平野は京軍基石を配したるが如し。

後法興院記

明應元年五月十一日、庚辰、去四日、武衛爲惣大將爲甲賀發向打越云々、赤松、武田、土岐、同罷越云々。

和長卿記

五月四日、癸酉、今日已刻計、武衛自坂本渡海、甲賀谷爲發向也、爲柳營御代之間、可被付添諸勢云々、被仰出分者武田赤松、州、土岐、大内、山名等也。但山名依分國之總制、軍兵難得之由申故障云々。

隆涼軒日録

五月四日、左武衛公新波義寛代將軍爲總大將、今日卯、渡大湖着陣于守山野洲郡、蓋攻甲賀郡也、中略、今日五鼓過、左武衛被參三井御陣、人數三千人有之、相公於馬上御見物、御伴一色殿、山名殿云々、還御後見參御陣所有御一獻間、二時許有之云々。
六日助也自坂本歸語云、一昨武左衛渡海有人數、其徒則兵六十一人、惣計一千四百人有之云々、甲斐四郎兵衛尉與嶋田右京亮爭前後而將事于軍中、先屬無爲爲大將伴云々、又土岐次郎殿來八日可有渡海、左武衛公渡海時、二宮備中守息持御劍一番也、其次嶋田右京亮、後陣織田大和守敏嶋田與甲斐四郎兵衛尉爭前後、未決之條、織田大和守護後陣於甲斐四郎兵衛尉、以故屬無爲云々。

七日不參天陰不雨早旦命昌子遣別大別府藤左後則季並赤松政則ノ部將之狀書之齋罷桂公藤公下比叡辻藤左明日可渡海。

八日恩賢悟參左武衛陣營云々蓋着陣于守山宿云々。

十六日藤子自坂本歸云去十四日山名左衛門佐殿當時渡海人數三百人許乘舟十九艘今日山名相摸守殿政渡海人數三百人許乘舟十八艘因幡太守者尤華麗也伯耆太守者太不華麗。

六月十二日結云武田伊豆守元陳江州小南小村也以故逸見温科兩人者陳櫻田其間五十町許有之夜々射籠矢云々。

大乘院寺社雜事記

十一日去四日御勢共越海十四日可被責云々赤松武田武衛三頭六角ハ甲賀郡之番頭寺ニ籠居山伏寺也云々番頭寺ハ蓋飯導寺ノ假寫ナラ十四日雨多氣僧昨日罷上云々爲一見來國司ハ平生之石津ニ出陣中甲賀郡坂下之番頭寺マテハ自石津二日路云々。

第十二節 武田元信御上神社を亂妨す

武田伊豆守元信は野洲の小南に陣し部下逸見彈正等を三上櫻に配置せしが軍勢は御上神社の社殿御輿藏を壞ち森林を伐採して之を焼き社頭荒涼を極めたり。

野洲郡御上神社棟札銘文

延徳三年辛亥八月廿七日ニ重而動座シ三井寺ニ御在陣アリ同十一月十八日政綱コノ御陣ニテ打レ給ヘリ同季十月十六日ニ金剛寺ニ陣ヲ構ヲル其時守護代安富筑後守也然間畑入甲賀入トテ諸大名發向シ玉ヘリ然ニ頼高高頼ハ恙モナカリキ其時ヤナセ合戦ニ人アマタ亡セリ其時當所ハ武田伊豆守在陣シ社頭ヲ打破御輿カリ屋等ヲ壞燒森林ヲ切燒茲元ノ爲躰目モアテラレヌ事共也。

第十三節 武田元信の部下粟屋の黨と草津に争ふ

明應元年九月四日武田元信の部下逸見彈正粟屋氏の黨と草津に於て相争ふ其所以詳ならず草津宿に效火し互に殺傷あり粟屋の兵は逸見の兵十七人を殺し逸見にも負傷せしめ危機一髪殺さんどせしに後藤則季の被官半澤助之之を追拂ひたり粟屋の兵死する者數人に及べり。

陸涼軒日録

明應元年九月五日

自藤佐方狀到來、件々在狀中、一件昨日四日於草津武田方有喧嘩、粟屋黨數輩討死云々、使者越後坊話云、草津宿收火、武田衆十七員打死云々、逸見二ヶ所手負云々、將討處藤佐被官半澤助之射拂敵云々。

第十四節 將軍芝原より甲津畑に進む

甲賀に在りし高頼は、竊に京極高濑と通じ將軍に抗す、京極氏は部將上坂治部淺見對馬守を遣し神崎蒲生の境界なる八風峠口に活動す、かくて高頼の兵は甲賀より遙に之に應ず、是に於て將軍は軍を分ちて二とし一を甲賀谷に備へ主力を本郡市原谷に進めたり之を甲賀入り畑入りと稱せり、畑入りは市原の奥千草越の關門なる甲津畑に進入せしを以て名つく、赤松政則將として浦上則宗斯波義寛織田敏定山名豊時武田元信等の兵數千を率ひ明應元年九月十五日政則は野洲の立入より出て、則宗は本郡の桐原より出て蒲生野を横斷して十七日芝原玉緒村に着し、京極氏の軍に對抗し進んで市原を越へ甲津畑に陣す、一隊は分れて八風越の關門なる山上に進み火を永源

寺に放ちて敵を制す、上坂山本等京極軍は京軍の威風に敵す可からざるを知り北方に退却せり、即ち政則は土岐成頼に追討を命じ他の京軍は十月六日立入の陣所に凱旋せり、京軍の數七千餘人と稱す。

陸涼軒日録

明應元年九月十四日赤松公明日陳替之由、自上月又三郎殿被告之、以故俄差下助上司立入野洲郡留守事命之。

廿日自江之陣、禪力力者歸藤左一行到來云、去十五日兵須之内木原著陣、同十七日芝原蒲生郡着陣、山上之前也、武衛義寛武田信元山名左衛門佐殿豊時安富筑後守元合此四家之勢亦抗當方勢即不足也、殊兵糧充溢矣、只人夫不足耳云々、十九日狀也。廿四日自江州上津畑陣營上月又三郎方一行到來、陣中之時宜大概注之、當方威勢迄也。

十月八日助上司自立入陣所歸、赤松公去六日歸立入舊營、人數七千人許有之、浦作先陣馬上廿一人、人數千五百許有之云々、自上原對馬守返章到來云、淺見對馬守一人一黨上坂治部一人一黨悉沒落、土岐殿一人被仰付、如此此方之諸勢者市原山上、甲須畑悉等發向而歸陣、又甲賀郡可有退治、由被仰出云々。

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

大乘院寺社雜事記

九月廿一日江州北郡緩怠仁山本對馬守以下各十六日沒落云々、仍甲賀郡可有御沙汰、廿三日御進發必定云々、成身院今日參、江州之由申云々。

廿二日江州百濟寺○變知郡ニアリ百濟寺ハ蓋水源寺ノ誤聞ニ係ル進發悉以燒拂之云々、每事御威勢珍重云々、彌五郎今日自坂本參申。

翰林蒞蘆集

江州瑞石山永源禪寺翰緣疏并序

本寺開山、勅諡圓應禪師寂室大和尚蚤入佛燈帝師室機緣相契、後遊大元親炙中峰本公、暨扣元叟古林靈石之門、已而歸國志在靜退、延文中、江州刺史雪江居士嚮其道風、獻地居焉、所謂雷溪是也、山之壁立於後者曰飯山、民家之櫛比於前者曰高野、師觀其幽邃、轍卓錫而止之、蓋雖風穴之白丁、藥山之牛欄、常公之大梅、不可以加焉、然後山下父老子來、助役漸成、梵刹號曰永源山、曰飯高、後更名瑞石、以有石之異也、於是道望重、于帝里、貞治帝親染宸翰、以問法要、下詔住持天龍、確乎不起、又東人以建長寺聘、皆斥之、世壽七十八歲示滅、含空之院、號塔曰大寂、實貞治丁未九月一日也、邇而數之百廿八年、于茲矣、其上首某々分成四派、各建塔院、附庸于本寺、永安曹源、興源、退藏是也、檐楹暈飛於白雲

青嶂之間、一方勝槩也、明應壬子官軍有事于江、而寺嬰兵燬、咸盡矣、諸徒相議曰、興復之役不容緩、欲重建方丈僧堂佛殿廊廡山門厨庫塔院衆寮、而所費不貲、非衆緣所募則未易成就、謹持短疏、編告王公貴人長者居士同道知識、伏望樂施所獲勝報、專祝邦家安全、次爲庶民祈福者、○疏略ス

第十五節 將軍義材陣を金剛寺に進む

佐々木高頼の部下甲賀山中に據りて容易に平定し難きを以て將軍足利義材は陣を本郡金剛寺に前めんと、明應元年十月十六日三井寺を立ちて勢多を渡り、其夜は守山に宿し翌十七日金剛寺の新城に着陣せり、是より先き陣營奉行伊勢右京亮松田守對馬諏訪信濃守は金剛寺に來りて諸事を準備せり、將軍進陣の狀蔭涼軒日録記する所によれば此日義材は乘馬にて前後左右に近臣圍繞し、葉室富小路の兩卿先陣にして京極材宗朽木材秀等騎馬にて之に従ひ、妙法院門跡一色義直等の順列にて頗る華麗なる行粧なりき。

後法興院記

明應元年十月十五日癸丑大樹明日渡海云々、可被責甲賀云云、御陣所可爲金剛寺城之

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

由有風聞、

實隆

十月十六日甲 晴、抑今日室町殿超湖水東征給云々。

和長卿

十月十四日壬 晴又陰、花園僧都同道而向兵衛督陣所、來十六日御陣替也、爲見訪罷向畢、諸家馳奔無是非体也。

十六日寅 晴、自拂曉於天津浦見物、辰一點御渡海、今日御陣所森山○野、本御陣所可爲金剛寺○蒲、生郡云々、甲賀御退治之料也、諸大名皆無沙汰之間可被仰付之由云々、及昏黑予入洛。

陸涼軒日録

十月十六日秀才自御陣歸云、○中今日卯刻渡海、於松本關所見物之、御出陣之儀與去年八月同前、相公御馬前後左右、皆奉公衆打圍、透趣瀬田橋、先未明葉室公先陣、供衆千人許有之、松殿富小路、佐々木朽木騎馬也、自餘皆徒步、其后妙法院騎馬人數二百人許、五鼓前御成台賀之、後一色修理大夫義直公御伴、其騎馬五十騎許、人數千餘人、人々華麗稠廣皆改觀云々、御陣營奉行伊勢右京亮貞遠、松田對馬守、諏訪信濃守、前日渡海云々、

今夜者可有御宿于守山云々。

大乘院寺社雜事記

十月十七日

一宗順自江州罷歸、昨日御出陣拜見申、公方御小袴、御馬月毛、近習三百人餘人、大名悉以參申前後、世多橋御渡、自森山入御金剛寺了、安富筑後守江州御代官辭退申、葉室殿松殿前陣也、御供公家高倉父子日野。

第十六節 義材蒲生氏の館に移らんとして

果さず

高頼の兵は甲賀の溪谷に出没するのみにて蒲生平野には敵影なきを以て、將軍義材は金剛寺移城後十日ならず更に陣を日野に進め蒲生貞秀の館に移らんとして、是れ蒲生氏が京軍に黨せしと地理が甲賀征伐に便なればなり、然れ共高頼は伊勢に奔り甲賀郡内敵なきに至れりとして遂に移陣の事中止されたり。

大乘寺社雜事記

十月廿六日公方今日蒲生館ニ可有入御之由云々、先以延引歟云々、何ニモ可有入御

御支度也云々。

十一月二日公方金剛寺ニ御座朱及合戰。

六日夜雨下

一三日注進狀江州無殊事關 長野 國司伊賀勢共甲賀之上ニ可取上其後可有御

陣替云々。

廿六日自御陣音信公方于今御座金剛寺者也甲賀郡へ悉以見知之六角無之云々郡衆共捧皓文了。

第十七節 高頼伊勢に奔る

將軍が陣を金剛寺に進めしより以後高頼は甲賀谷を出て、伊勢國に奔れり伊勢國司北島材親の兵鈴鹿郡坂下に於て高頼の兵と戦ひ之を敗る。

陸涼軒日録

明應元年十一月五日堂司來告云佐々木高頼公自甲賀郡沒落於伊勢坂下○陸涼軒曰國司軍兵捕之致注進云々。

十六日自江之陣營中島與三上洛面之高頼之徒於坂之下逢國司軍兵數輩被捕百人

許當座被討云々

大乘院寺社雜事記

十一月十五日六角被召取之由京都雜說有之且如何。

第十八節 諸將金剛寺の陣に參謁す

將軍の陣所に諸國の將士が伺候し或は種々の物を獻じて音問するは長享以來數多くして是を記する繁に堪へざるもこゝに當時を懷古する史料として一章を簡記すべし明應元年十一月十八日豫め諸將參謁の議を決し之を諸將に令したり十八日赤松政則は立入の陣所より後藤則季を伴ひ來り謁す、在陣せし諸國の大名皆金剛寺の陣所に參謁せり蓋しこの參謁は近江鎮定を祝賀せしものなるべし。

陸涼軒日録

明應元年十一月十六日自江之陣營中島與三上洛面之中略來十八日赤松公可被參金剛寺御陣後藤則季可爲伴之由有命云々。

十一月十八日諸大名被參金剛寺御陣赤松公亦被參云々。

第十九節 義材の歸洛

將軍足利義材は未だ佐々木高頼の首を獲ずと雖も高頼の黨粗は鎮靜したるを以て高島頼高の子八郎虎千代を六角政堯の猶子とし之に近江の守護職を任し、十二月十三日雪を冒し金剛寺城の陣を拂ふて歸京の途に上り守山に一泊し翌十四日京都に凱旋し伊勢貞隆の第に入れり、長享元年以後前將軍義尚と今次と將軍二回の親征も終に一の高頼を滅する能はず、暫く敵の鎮靜せしを機として歸洛したるは室町將軍家の衰運を證して餘りあるものにて、時人も其腑甲斐なきを感じたるにや和長卿記に凡公界雜話之分者、御渡海以後甲賀谷御發向之事、種々雖被仰依、爲難所、更軍兵不追發、徒諸陣送日之間、依退散之了、見諸陣甲賀谷以下無御敵之由頻申入之間、大樹爲實事之御覺悟歟、既御歸陣近比之事也、於此分者御動座以外之爲聊爾歟、珍事云々、莫言云々。

と見ゆ、されば長享親征の時と同じく京軍中に高頼に通ずるものありて味方の秘計を内報し高頼をして出沒自在ならしめ而して將軍へは敵影甲賀山中に絶へたり等の僞報を爲し、一方京師には盜賊横行して飢屍道を塞ぎ秩序壤亂せし等により、和

長卿の所謂以ての外聊爾たる終局を急ぎたるならん歟。

後法興院記

明應元年十二月十二日西巴右兵衛督從江州上洛、大樹明日自金剛寺上洛云々、江州守護職事、西佐々木越中息男ニ被仰付云々。

十四日辛亥、入夜大樹上洛、直伊勢備中○貞宿所○北小路室ニ被向云々、年内又可有河州進發云々、去夜森山ニ一宿云々、昨日大樹衰日也、上洛甚以不審之事也。

實隆公記

十二月十三日、庚戌雪降、早朝退出、入夜相公羽林來臨、今夕自江州上洛云々、大樹明日御入洛云々、珍重々々。

親長即記

十二月十三日雪下、今日自江州金剛寺武將御開陣、明日可有入洛云云。

十四日、自大津、今日武將歸洛、令入伊勢守貞、宿所亥刻許御出京也。

和長卿記

十二月十三日庚戌、微雪降、傳聞大樹今朝御飯陣、金剛寺御出之間、明日可有入洛云々。

十四日大樹成刻許入給云々、着御伊勢備中守宿所讃州御所〇一條第一依御方惡也、無爲無事之御歸陣先以珍重々々。

陸涼軒日録

明應元年十二月十三日、相公今日御歸座于三井之舊營云々、實天下慶事不可過之、依之天亦降以瑞雪可感可感。

大乘院寺社雜日記

同年十二月十日六角高頼入道ハ甲賀郡之奥ニ隱籠而在之、雖未御本意達御歸陣、珍事々々、一色并武衛申沙汰云々。
十七日江州事條々相語之、江州儀以下一切珍事云々。

第二十節 足利義材の開陣と佐々木虎千代の近江守護任命

將軍義材の軍は連戰高頼の軍を敗り略ほ鎮定せしを以て將に京師に凱旋せんとす、十一月十三日高嶋の佐々木越中家三河守貞綱の三子虎千代を佐々木政堯の猶子とし、近江の守護に任じ金剛寺田金の城を廓守護所とせしめ、十二月十三日義材帥を還せり。

江州御動座在陣衆着到

明應元年十一月十三日、西佐々木越中子息八郎を被任守護、金剛寺迄御歸座有也。十月は十二月よりの誤

大乘院寺社雜事記

十二月十六日、順圓自御陣歸參、條々。

一江州守護職事ハ六角四郎政高之猶子廿六歳云々、被仰付之以金剛寺爲守護所了、人數千人及云々。

晦日六角四郎政高猶子高嶋越中子息七頭内虎千代一段守護安堵甲給者也

如是院年代記

明應元年壬子十二月十三日、江州佐々木開陣義材。

金言和歌集

そのうち金剛寺へ御陣をうつされ、たゞしく御せいはいをくはへられ、國中しつまりけるほどに、極月下旬のころ御陣ひらきあり。

佐々木系圖 (高島佐々木越中家)

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

貞綱 三河守、宮内少輔
明應五年三月八日死法名彌阿

高家

貞清 五郎永正五年
十二月九日卒

虎千代 是ハ入水

虎千代入水とあり是れ翌年十月山内小三郎就綱が總領職に補せられし日より衝突の結果入水の惨死を爲したるもの歟。

第二十一節

九里氏葦浦觀音寺に亂入して
贓物を奪ふ

十二月十三日足利義材京都に凱旋するや佐々木氏の重臣等は戦後の故地に復り漸く餘憤を逞ふす、二十三日九里氏の部下三百人許り栗太郎葦浦の觀音寺に亂入し寺家の贓物を奪ふ、蓋し同寺は足利氏の陣所たりしにより此の災を見たるなり。

陸涼軒日録

明應二年正月三日勸一盃於仲清打語云去月廿三日於江州九里徒三百員許、打入葦浦觀音寺發向寺家贓物等悉取之、蓋依爲陣所也。

第二十二節

佐々木山内就綱總領職に補
せらる

佐々木山内小三郎就綱は宮内大輔政綱の子なり、明應二年十月幕府命じて佐々木氏の總領職となし其宗家を嗣しむ、去年十二月足利義材佐々木虎千代を近江の守護職に命せしに未だ一年ならずして就綱之に代る、之れ將軍家動搖の波動にして京都に於て細川政元が義材を廢せし結果なるべし。

大乘院寺社雜事記

十月廿二日、故宮内大輔息六角總領職給之云々、自兒御所六角方色々計略共在之、如此間無殊事云々。

十一月十六日

前略、江州六角總領事、山内安堵之可入國用意云々。

第二十三節

山内就綱六角高頼と金剛寺に
戦ひ之を敗る

足利義材が近江守護職を佐々木虎千代に命せしといひ、細川政元が虎千代を廢して山内小三郎就綱を後任者に任せしといひ、何れも佐々木嫡家たる高頼より見れば支族の若輩にして屈從すべきにあらず、況や就綱の總領職となりし頃は新將軍義高澄義が陰に高頼を右くること大乘院寺社雜事記に「自兒御所六角方色々計略共在之、如此間無殊事」と見ゆるが如し、故に總領職就綱は在京して近江入國の兵備を爲せども容易に實行し難く、翌三年十月に至り漸く延曆寺僧徒の援を得て近江に入國し十九日高頼の金剛寺の城を襲撃し之を敗る。

後法興院記 明應三年

九月二日戊子、佐々木小三郎被官山岡來持參太刀持、召緣令對面、佐々木小三郎安堵惣領職云々、仍近日可入國之由風聞間、去夜兩種二荷送遣山岡許了、在京宿近所也、殊小三郎聊依有舊好也。

廿四日庚戌、佐々木小三郎昨日入國云々、

大乘院寺社雜事記

十月五日、慈恩院來見參、色々相語之、瓶子一雙盆二進之、禪師豎義無爲目出旨仰了、條々相語、六角引籠金剛寺、自山門責之、迷惑有様也。

十月廿日乙亥、傳聞昨日於江州有合戰、小三郎方得利敵數多被誅伐云々。

十月廿一日、大内參仕不_レ一定云々、江州ハ六角方_〇高迷惑云々、山内方合戰理也云々。

美濃部家系圖 (甲賀郡)

貞茂 兵衛三郎菅兵衛尉
法名芳林

明應三年十月十九日、佐々木山内三郎返逆之時、佐々木總領太勝太夫高頼爲_二御方_一同名五人郎從數多一所ニ討死感狀有_レ之。

第二十四節 幕府高嶋郡保坂關にある高頼の所領を收公す

十一月二十六日幕府は高嶋郡保坂關今津より若狭に出る街道内に在る六角高頼の所領地を沒收し之を公料とし細川伊豆守に預けたり。

三三一四 朽木文書

江州高嶋郡保坂關内除知行關并小林新左衛門入道殿分等高頼跡一所事、爲御料所被預置細川伊豆守訖、宜被存知之由被仰付候也、仍執達如件。

十一月廿六日

(明應三)

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

英

致……松田主計太夫

貞 通……諏訪信濃守

佐々木 朽木 殿……彌五郎材秀

三三一五 同上 文書

當國高嶋郡保坂關之内高頼跡事爲御料所被成下御下知候同可有御存知之旨被成御奉書候仍彼在所事御被官中請地之由承及候然者不相違可申合候於公用者如先々嚴重可有運上之由任上意堅被仰付候者所仰候委細大原可申候恐々謹言。

十一月廿六日

政 誠 花押

佐々木 朽木 彌五郎殿

御宿所

(端書)

細川 伊豆守

政 誠

佐々木 朽木 彌五郎殿御宿所

第二十五節

山内就綱永源寺領田上庄を押領す
幕府命じて之を返付せしむ

小三郎就綱は高頼の軍を敗りし後栗太郡田上牧庄内に在る高野永源寺領芝原の所務を兵糧料と稱して押領す幕府は仁木左京太夫に命じて之を制止せしむ。

三三一六 愛知郡高野村永源寺文書

近江國山上永源寺領同國栗太郡田上牧庄内芝原當所務事號兵糧料佐々木小三郎押領云々太不可然所詮不日合力寺家雜掌可被全所務之由被仰者也仍執達如件。

明應三年十二月五日

春 貞 花押

元 行 花押

清 房 花押

仁木左京太夫殿

三三一七 同上 文書

近江國栗太郡田上牧庄芝原當所務事號兵糧料佐々木小三郎押領云々太無謂早退被妨可被被全領知由被仰者也仍執達如件。

明應三

十二月三日

春 貞 花押

元 行 花押

清 房 花押

山上永源寺雜掌

第二十六節 高頼再ひ就綱と戦ふて之を敗る

十月十九日の戦に就綱は延暦寺僧徒の援を得て高頼の軍を販りたれば、高頼は直ちに援を美濃の齋藤氏に請ひ戦辱を雪がんとし二十五日更に書を裁しに齋藤氏より京極高清が就綱に應援するなからんを云はしめたり。

大乘院寺社雜寺記

十一月六日江州六角事持是院可合力用意去月廿五日成廻文云々、然者山徒以下可引退云々、京極中書清○是事同色々自持是院方申止之、依此事土岐令下國了、高頼の依頼に依りて齋藤持是院妙純が兵を出せしや否やは史料を欠くも、高頼は十二月に入り復讐戦を擧げ大に就綱を敗りたり、延暦寺僧徒死する者多し。

同記

十二月十六日

江州合戦、山内小三郎打負、山徒多以被打云々。

戰國時代

第五編 佐々木高頼將軍の親征を受く

山上永源寺雜掌

三九八

第二十六節 高頼再び就綱と戦ふて之を敗る

十月十九日の戦に就綱は延暦寺僧徒の援を得て高頼の軍を敗りたれば、高頼は直ちに援を美濃の齋藤氏に請ひ戦辱を雪がんとし二十五日更に書を蒞しに齋藤氏より京極高清が就綱に應援するなからんを云はしめたり

大乗院寺社雜寺記

十一月六日江州六角事持是院可合力用意去月廿五日成廻文云々然者由徒以下可引退云々京極中書清○是事同色々自持是院方申止之依此事土岐令下國了高頼の依頼に依りて齋藤持是院妙純が兵を出せしや否やは史料を欠くも高頼は十二月に入り復讐戦を擧げ大に就綱を敗りたり延暦寺僧徒死する者多し

同記

十二月十六日

江州合戦山内小三郎打負山徒多以被打云々

戰國時代

第六編 戰國時代

第一章 佐々木高頼と齋藤氏

明應四年美濃の守護土岐家に繼嗣の論起り重臣等黨を樹て、争ふ長子政房を奉ずる齋藤利國等は援を尾張の織田兵庫助越前の朝倉氏及び江北の佐々木京極氏に請へり、又成頼の四子元頼を奉ずる石丸利光の一派は尾張の織田敏定及び我が佐々木六角高頼に援を得たり、然るに同年七月元頼は戰敗れ石丸利光と共に近江に奔り高頼に頼る、高頼の重臣伊庭出羽守之を庇護す利光は一に齋藤丹波と稱す。

大乘院寺社雜事記 明應四年

十月七日、近日浮説、伊勢國司爲合力齋藤丹波守出陣云々、不可立用事也云々、自土岐方申故歟云々、尾張國織田兩人合戰大和方打負、然之間、猶以持清院得力云々、丹波は此間在江州伊庭方難義之間、伊勢國北方沒落了。

第一節 高頼兵を出して石丸利光を援く

伊庭氏に頼りて時機を待ちし石丸利光は細川氏及び佐々木高頼に依りて戦備を修し、明應五年五月其子利高と共に土岐元頼を擁して美濃に入らんとし近江より八風峠を越へて伊勢に入り美濃に出て、城田寺城に入れり、土岐利房齋藤利國之と戦ふ、高頼援軍として伊庭九里三雲青地種村高野瀬下笠小河等を將とし近江武士を率ひて美濃に出陣せしむ、然るに同族京極高濂は敵黨たるを以て伊吹山中の彌高山に居陣して不破口の要路を塞ぐ。

大乘院寺社雜事記

五月三日、三乃國齋藤丹波光利可打入支度、自細川爲合力一家攝津守東坂本ニ罷下、自丹波方兵糧米之代百貫下行云々。

六角高頼可合力云々、但近日違例云々、爲事實者朝倉貞景可能立與用意、去月七八日比自越前申上、又廿五日書狀同在之不審事也。

利光の軍は九日に城田寺城に入り附近の村落を焼拂ひしが齋藤利國入道妙純は加納に在り十一日兵を出して城田寺城を圍む、然れども戦機容易に熟せず二十七日開戦あり利光の軍勝てり、三十日利國は大舉して再戦し遂に大に敵を敗る利光父子戦死し元頼自盡す。

實隆公記 明應五年

五月晦日 丙子晴美濃國事、齋藤丹波石丸以下子息等於喜田城各昨日生涯一時落居候、不可記事也。

後法興院記

六月三日 巳卯、去月廿七日於濃州齋藤丹波兄弟父子與力衆打死、或切腹云々。(兩記各日の誤聞あり)

第二節 高頼の將士京極氏の兵と戦ひ敗る

美濃に於ける戦況は利國の大勝となり高頼の援も功を奏せざりき、主軍の勝敗既に決したる後に於て援軍たる佐々木氏同族の六角氏と京極氏は伊吹山南の各地に於て長く相争ひしが京極氏の將士大打撃を被りたり。

船田後記

江州南郡大守佐々木高頼遣伊庭氏九里氏三雲氏來救光政、高高濂下彌高山途而遮之、士兵三千人張軍聲自後大襲之、南兵畏而潰、伊庭周防前司下笠氏、青地氏、種村氏、九里氏、高野瀬氏、小河氏、山脇氏、井關氏、山田氏、林田氏、田村氏等五百餘人死矣、北兵追北

凡六七里云々。

大乘院寺社雜事記

六月二十九日、伊庭衆與中書合戰、伊庭六角方勢共殘少、十餘里之間ニテ打死云々、或
不見云々、以外作法江州衆被打了、

十五日七月、六角方伊庭若狹守、同左京亮、九ノ里次郎以下名字者共八十人被打死
了、搦而三乃江州兩國分二千人又被打了、希有事也、併朝倉高名也。

諸書の記事總て六角氏の敗を傳ふ、但し六角軍の司令官は伊庭出羽守なり討死者の
連名に至りては誤りあるが如し、敵京極氏方の記録によれば七月十一日出羽守は大
清水山春照村に陣し、以て京極氏の本據彌高山に對抗し、江南に退却の際、醒井番塲磨
針嶺迄追撃せられ、戦死者も多く、頗る苦戦したるを記す。

今井軍功記

清遠左衛門尉
注名長四

明應五年六月、治部少輔殿御出陣とき、中務少輔殿彌高寺にまします御時多賀新左
衛門尉、經忠に一陣仕桃原に在陣すといへども、經忠治部少輔殿へ參らるゝ間、清遠
一身引切、彌高寺の御陣へ馳參り、同七月十一日、伊庭出羽守大清水山ニ陣取、清遠人

衆在所返遣、南道路を取切、毎日數多敵を討取、出羽守退散の時、清遠追懸、醒井の馬場
磨針において合戦いたし、隨分頸四十餘討取、一身高名由御感狀在之。

第三節 高賴の出陣朽木氏へ出陣催促

土岐元賴石丸利光の戦死後、利國等は京極政高と合して高賴に抗す、八月二十二日高
賴は高島の朽木材秀に自書を送りて、出陣の準備を依頼し、重臣後藤但馬守高恒も添
狀を出して其出陣を依頼せり。

三三一八 朽木文書 内閣文庫所藏

就出張之儀、御使殊太刀一腰給候、祝着候、猶早々御音信爲悦之至候、仍河上事承候、委
細後藤大和守可申候、恐々謹言。

八月十六日

高 賴 (花押)

朽木彌五郎殿

御返事

三三一九 朽木文書 内閣文庫所藏

就御屋形御出張之儀、以御書被仰候、乍御大儀被成、其御用意御渡海可日出候、濃州に

御合力事被仰遣候、依其御左右急度御定可致注進候、然者不移時日、御出陣可爲祝着之由、自私猶意得迄可申入旨候、次當郡に近日人可越候、預御指南時宜可然様被仰付候由可畏存候、奉憑候、委細重而可申入候、可得御意候、恐惶謹言。

(明應五年)
八月廿二日

高 恒 花押：後藤三郎左衛門尉

朽木 殿

人々御中

爾後一ヶ月を経て十月二日高頼は再び書を材秀に送り出陣の近日たるべきを告げ來援を促せり、後藤高恒又添書を寄す。

三三二〇 同上 文書

就國中に出張之儀、先度委細申候、定日與急可申候、尙以可爲近日候條、無御油斷可有御用意候、委細後藤三郎左衛門可申候、恐々謹言。

十月二日

高 頼 花押

朽木 殿

進之候

三三二一 同上 文書

就御屋形御出張之儀、以御書被仰候、先度雖御申候、尙以可爲近日之條、被成其御意得可有御用意之由、重而可申旨候、別而御奔走候者可爲祝着之由候、目出度期後便可得御意候、恐惶謹言。

十月二日

高 恒 花押

朽木 殿

參人々御中

第四節 齋藤利國の來攻

齋藤利國は入道して持是院妙純と稱せり、先に六角高頼が利國の敵石丸利光を援けしを銜み近江に進軍して六角氏の根據に迫り復讐戰を爲さんと同年十一月六日兵を近江美濃の國境に出せり、利國と攻守同盟ある京極高濑も又兵を出す利國の優勢は高濑の勢力發展なれば利國に力を協すは亦自然の理なり。

第五節 高頼の戰備と長命寺僧の活動

六角高頼は報を聞きて戰備を修め十一日を以て出陣を決し之を高嶋郡の朽木材秀

に報じ急ぎ出陣すべきを命じたり、又一方愛知神崎即ち中郡に割據する部下の將士に武備を嚴にせしむ、是より先き利國來攻の報あるや、奥島長命寺の僧徒は高頼の爲に活動せり、十一月九日高頼左の感狀を與ふ。

三三二二 島村長命寺文書

就今度敵出張、各御忠節之段尤以無比類者也、彌被盡粉骨者一段可有御褒美之由也、仍執達如件。

明應五年十一月九日

重 隆 花押……永原氏
久 繼 花押……三雲氏

長 命 寺

一山御中

長命寺一山僧徒の佐々木氏への忠勤は如何なる活動なりしや明ならずと雖も、戦國時代僧の法衣は今の赤十字社の如く局外中立の票章たれば敵前に出沒して其行動を味方に報じ、或は陣中に密書送致の使命等を爲せり之を陣僧と稱し、武士の依頼に應じて便宜に出動したり、按ずるに長命寺僧の忠節も此類の功績なるべし。

第六節 樋口合戦

齋藤氏の兵不破口より近江に入らんとするや、六角高頼は將士を出して來寇に對抗せしめたり、江北記に「樋口陣と申は此時の事也」と見ゆ、樋口は坂田郡にして番場醒井の間中仙道に添ひし一村なり、此戦争にかゝる史料は見ざれども、京極氏部下の下坂氏記録として價值ある江北記にかく記されれば、江濃兵第一回の接戦此地に行はれ、依て其名を得しもの歟。

第七節 高頼朽木材秀の出陣を促す

十一月十日高頼は第三信を出し、高嶋郡の朽木彌五郎材秀に出陣を促したり、材秀は之を請け、近日湖を渡り發向すべきを後藤高忠に答へたり、然るに材秀猶出陣なきを以て二十三日第四回の狀を發し之を促し、二十九日の第五信には高頼既に中郡の將士が各所に陣取せしに付何れへなりとも早く着陣し能登四郎右衛門尉と打合すべきを申送りたり。

三三二三 朽木文書

急度申候、濃州勢去六日國界迄出陣候、然間今日十一日捕出候、先度如申候早々御渡海候者可爲祝着候、此砌肝要候、於無其儀者不可曲候、恐々謹言。

十一月十日

高 賴 花押

朽木 殿進之候

三三二四 同上

就爰元之儀、後藤大和守かたへ委細承候祝着候、去十一日此方捕出候間、可有御渡海旨、先日申候き、尙以早々御渡海肝要候、猶大和守可申候、恐々謹言。

十一月廿三日

高 賴 花押

朽木彌五郎殿

進右

三三二五 同上

就出張之儀、可有御渡海之由承候、尤以爲悅候、然者中郡衆各陣取候在所に御着陣可、然候、時宜能登四郎右衛門尉申付候、被仰合御粉骨肝要候、委細後藤可申候、恐々謹言。

十一月廿九日

高 賴 花押

朽木 殿 御返事

三三二六 同上

御貴札致披露御返事進し候、仍而有御出陣之由候、尤以目出度存候、能登四郎右衛門殿中郡へ御越候間、時宜被仰合隨分御忠儀、可爲肝要之由候、尙以此時別而御奔走之由、可爲御祝着之由、可申入旨、可得御意候、恐惶謹言。

十一月卅日

高 恒 花押

朽木 殿 參貴報

第八節 利國の來寇と蒲生平野の兵燹

高賴が朽木氏に第二回の出陣督促狀を發せし頃、美濃の齋藤利國の軍は京極氏の軍と合して南進し、愛知神崎の諸砦を破り、蒲生平野に進出し、所々に轉戦して互に雌雄を争へり。此時兵火の災は各所に起りて、神佛閣烏有に歸せしもの少からず。桐原安養寺鎮座の若一王子社は、兵士の亂入により十一月廿六日申刻に炎上せしこと、梁間銘文に證され、又野間庄今の八幡町附近の控書にも去明應五年中大亂に及び社寺以下民家悉く放火によりて焼失したれば、年貢課役の請取狀も紛亂せしを記す、共に當年慘憺たる光景を偲ふべき史料なり。

三三二七 桐原村安養寺上野神社梁間銘

安養寺鎮守若一王子權現社梁間銘。

安養寺若一王子權現。

當社造立之願者、去明應五丙辰年冬、國中依亂入、當郷堂舍佛閣悉燒失畢、彼鎮守者、同十一月廿六日、申刻炎上、然間寺僧中、並氏人等、抽精誠懇志奉、造立者也、新立者明應七戊午五月十日寅刻、柱立者同六月十九日午刻也、御神躰之願主者、與之房與次郎、開眼供養之願主者、與之房榮慶。

宮撰者明應八年二月初日申刻。

十二月三四日齋藤持是院と六角高頼との大合戦なり。

三三二八 八幡町八幡神社木札控書

定野間庄、掟條々之事。

一去明應五年中、及大亂、寺里悉依放火請取、可燒失(誰カ)、萬一散相殘共、明應五年以前之者可爲反故也。

一於此已後請取候事、三箇年過候者有棄破者也。

一年貢課役以下、三箇年中仁堅有御催促、可被召候、右三箇年中は御百姓於無沙汰者、

彼下地を可有改替者也、仍而掟如件。

明應八年巳六月十九日

御代官

員 承 花押 公文代 匣

一 利國蒲生氏の日野城を攻む

戰塵は下蒲生に漲りしのみならずして、持是院利國の軍は蒲生貞秀入道知閑の據りし日野の中野城にも及べり、利國貞秀共に當時に於ける驍將にして文武に秀で、其名京紳の間にも知悉せられたる英雄なり、此兩雄は端なくも中野城頭に必勝を争ふ、龍戰虎争を重ね遂に貞秀戰勝を得たり。

蒲生記

明應五年冬ノ頃、持是院數千騎を卒ノ近江國へ發向シ、智閑ト合戦有シ時、智閑武略ヲ施シ、持是院カ陣ヲ追崩シテ敵ヲ討事千餘人、持是院纔ニ引退云々。

齋藤系圖

美濃明細
○所載

利國 明應五年妙純發兵、於江州蒲生左衛門太夫貞秀入道知閑於蒲生郡日野中野戰之、十二月七日戰死。

二 利國金剛寺に陣し更に觀音寺に轉ず

蒲生野に縦横の戰跡を留めし齋藤利國入道妙純は遂に金田の金剛寺に陣して高頼の軍と對抗せしが互に勝敗ありて士卒漸く倦色あり兩將和睦の議將に就らんとす十二月四日利國は金剛寺の陣を出て、佐々木氏の本城觀音寺城に移る、然るに移城の時兩軍の衝突ありしにや戰死者の連名に村山若狹以下五十餘人あり、佐々木氏の將伊庭若狹守及び淺小井に在邸せし伊佐氏父子等其數に入る。

後法院院記

十二月四日、從金剛寺○蒲生郡觀音寺○蒲生郡へ持是院トリノク時ノ打死之人數

村山若狹、其外同名以下五十餘人、伊庭若狹、伊佐同子。

三 利國子利親と共に戰死す

十二月七日利國高頼と和を講じ急に觀音寺の陣を拂ふて美濃に歸國せんとす、高頼の部下蜂起して追躡す利國及び子利親返り戰ふ、事突差に起り利國父子遂に戰死す、一族及び部下の將士從死する者多く甲冑太刀を奪はる、者又多し、濃州武士の討死者の注進後法興院記に見ゆ。

後法興院記

十二月七日傳聞、此間持是院引籠江州金剛寺處、兩方合戰、互令退屈歟、有和睦之沙汰、

去三日持是院俄開陣處、鄉民等蜂起、持是院方群勢悉被取、具足太刀同千餘人被伐殺云々、十日或人云、持是院以下於江州被誅伐事必定云々、頸注文到來如此。

十二月四日(前記セリ)
同七日

持是院○妙純即、齋藤利國、同大納言○利、齋藤彈正綱、同彌五郎、同藤兵衛、同兵衛尉、同四郎左衛門。

土井、タチミ、コクへ八郎、西尾正教、同子、同兵庫、同彦太郎、同小二郎、
和田佐渡、同子、同弟、長井越中、同十郎兵衛、同又八郎、中村三郎、森、ミ
コタイ八郎左衛門、多田彌九郎、竹嶋、土屋、關戸、賀仁、新三郎、同弟、山
田新兵衛、同彌五郎、同彌九郎、ツネツミ彦四郎、宮ワキ。
此外侍數百餘人不知名字。

實隆公記

十二月十日云々、晴、江南院雲龍寺等入來、阿野少將入來、聊有示合之事、恐存分報之、抑江州之儀、濃州衆敗破、持是院以下生涯之由、風聞事實歟、言語道斷也。

親長卿記

十二月七日晴、傳聞今日於江州陣去九月出陣持是院公性法印打死云々、不便不便每事所憑也、落力了。

大乘院寺社雜事記

十二月十三日、自古市方申、七日於江州合戰、持是院同大納言以下、侍名字七十四人自害、齋藤彈正以下同名者七人生取之云々、以外次第也。

齋藤系圖

利國嫡子

齋藤左衛門利親童名大納言

明應五年於江州先于父戰死、二十四歲、法號紹興妙親。

梅花無盡藏

和歌六義共難交、別淚三千遠洒郊、臘月蓮華紅一軸、醍醐風露不須包。

四 利國の戦死と京極高濤

齋藤氏と攻守同盟の京極高濤は利國の凶報傳はるや、即夜伊吹山の上平館を出て、高嶋郡海津に浪居の身となり四箇年を送れり。

江北記

一 明應五年に持是院南へ被取掛候事ハ、前齋藤丹波を合力儀無念にて被掛候得ども、失利無正躰落居候、樋口陣と申ハ、此時事也、同年の秋、下坂右馬允懇望仕間、秀隆召出、穿入相届候也、環山寺殿○京極高濤ハ、持是院御合力候て、同年十二月七日夜御宰人候て四年の間海津に御宰人也。

第二章 高頼足利義植を坂本に敗る

明應七年越前の朝倉貞景に依りし足利義植義井又は義材は八年十一月北越の兵を率ゐて近江に入り坂本に次し山徒と結び京師を衝かんとす、細川政元は同族政春等を遣り之を拒かしむ、二十二日高頼兵を遣はして坂本を襲ひ火を放ちて義植の軍を攻む、義植敗れて河内に走り遂に周防に趣き大内義興に依れり。

後法興院記

明應八年十一月十六日申壬今日越前大樹上洛云々、晚景或人云、既坂本比叡辻ニ着陣云々、入夜飛鳥井宰相來、坂本之儀以外物忝云々。

十七日西癸越前大樹勢三千許云々、或又一二千云々、江州守護高頼六角京方云々、種々浮説滿耳。

廿二日寅自早旦於坂本有合戰云々、午刻許、當坂本有火事、後聞、從江州高賴勢渡海令放火坂本灯炉堂云々、依是越前大樹方諸勢或討死、或沒落云々。

幻雲詩稿

已未仲冬十六日朔方諸將陣于比叡山下廿二日吾京尹俾幕下士與之戰、北軍敗績聞之作詩。

萬騎旌旗映日斜、幕中猛士盡良家、傳聞流血漲湖水、紅似春波浸落花。

賀官軍凱旋

陣如赤壁舊磯頭、北卒南軍隔岸留、湖上無波兵散後、漁歌轉入凱歌不。

第三章 伊庭貞隆の亂

伊庭氏の出自は武家編に詳記せり、宗家は代々出羽守と稱し、佐々木氏部下中の勢家たり、時には守護代に補し、或は郡奉行となり、世々重望あり、年代を重ねるに従ひ同族繁茂す、今正確の系譜を見ざれば、嫡支分流の状を詳にし難きも、出羽守の外に左京亮右京進等二三家ありて有勢なりき、文龜二年伊庭出羽守貞隆、佐々木高賴に叛き兵を擧ぐ、其亂源明ならざれども、福島文書によれば、貞隆を高賴に讒訴せし者ありて此の

對戰となりしが如し、當時伊庭氏の勢力は六角宗家を凌ぐの觀あれば、讒訴行はれざるにあらず、此くて權威ある伊庭氏が一朝叛旗を閃かせば、六角氏の勢力は殆ど二分して、甲乙對立し、六角氏の權威猶之を制し難し、故に爭端は文龜二年夏より開かれ、秋冬に入りて遂に破裂し、翌夏に繼續し、近江國中の擾亂となれり。

第一節 高賴貞隆の軍を敗り、朽木村秀を招く

十月の初め各軍の戰備就り、十一日には第一回の合戰ありたり、此戰の地點確知せざれども、戰局は高賴の軍勝利を占め、貞隆は一旦湖を渡りて敗走したり。

後法興院記 文龜二年

十月十一日庚江州事、六角與伊庭及合戰云々。

廿八日丁晴陰時々雨下、江州本所領少々有還補之由沙汰。

十五日高賴は書を高嶋の朽木村秀に送りて、伊庭貞隆の不義を罵り、貞隆與黨の半人を隱匿すれば、征伐を加ふ可く、又已れに同意なれば、湖を渡りて參加すべきを促したり。

三三二九 朽木文書

就今度之儀委細承候、伊庭連々不儀子細共候間申付候處、則令没落候、牢人以下被隠置於御許容者可成其覺悟候、御同心候者此方に御越候て時宜可申台候、委細猶永田刑部少輔可申候、恐々謹言。

十月十五日

高 頼 花押

朽木 殿

御返事

狀を受けし朽木材秀は高頼に同心すべきを答へ併せて高嶋郡内に牢人以下の徘徊するを申送りたり、高頼は二十二日更に返書を送りて近日北郡の兵を遣して高嶋の牢人を征すべきにより、其際共に粉骨すべきを通じたり。

三三三〇 朽木文書

就爰元之儀委細御返事申候、重而御狀祝着候、當郡中牢人以下徘徊之由申候、近日北邊申合可令勢遣候、然者御粉骨肝要候、將又銚貳尺、鱈一給候、賞翫無極候、委細永田刑部少輔可申候、恐々謹言。

十月廿二日

高 頼 花押

朽木 殿

御返事

第二節 貞隆大舉出陣して青地城を攻む

一旦敗走せし貞隆は其被官九里氏並川氏久郷氏久松氏中島氏以下與黨の將士を率ゐる倦土重來の策を回らし、十一月晦日湖を渡りて東近江に入る、十二月三日佐々木山内就綱出陣す、かくて十日過より活動を始め先づ栗太郡青地城を攻め二十日に至り敵没落せしを以て貞隆軍は進て野洲の永原城を攻め更に本郡に入りて馬淵城を圍みたり。

後法興院記 文龜二年

十二月三日 寅 就江州合戦之儀佐々木宮内大輔出陣、伊庭出羽守去晦日渡海云々。

廿日 己未 一昨日青地城没落云々。

廿九日 辰 戊 宮内大輔今日開陣云々。

重編應仁記

江州合戦事

扱又江州ノ住人佐々木六角四郎高頼ハ去明應ノ比前將軍家江東御征伐ノ時居城
觀音寺ヲ落テ甲賀山ニ隱レ居ケル處ニ其後數年ノ亂中ニ程ナク居城ヘ立歸リ本
領其外所々ヲ從ヘ又大名ト成リ居アルカ其比彼家臣伊庭ト云者謀叛ヲ起シ六角
ニ敵對ス因茲佐々木家ノ軍勢二ツニ分レ爭戰ニ及フカ故ニ南郡悉騒動シ云々

公方兩將記

其頃近江國佐々木六角四郎高頼ノ家臣ニ伊庭ト云者謀叛ヲ起シ六角ニ敵對ス依
茲佐々木家軍勢二ニ分レ合戰ニ及ブガ故ニ南郡一圖ニ騒動シテ悉ク亂レケレハ
此亂ノ變ニ遇テ文龜三年四月七日當國百濟寺炎上シケリト云々

第三節 馬淵城の戰

伊庭貞隆の軍は栗太青地城を陥れし後は野洲の永原城を攻むると同時に馬淵氏の
馬淵城を攻撃せり元來永原城主永原氏は代々馬淵氏の被官たるを以て若し貞隆軍
が何れかの一城を攻むれば一方は直に援軍を出すべきを以て兩城同時に攻撃せし
ものならん馬淵城は馬淵村に在り城屋敷堀内等の地名存す馬淵氏は應戰勉めたけ
れども同月廿五日深更に至りて終に陥り永原城も又陥れり勝誇りたる貞隆は直に

其軍狀を京都の安富氏に報したり。

三三三一 古今消息集

急度申候今夜寅刻馬淵城同永原城没落候あま山五本松に取廻候間定而各々可討
取候大慶之時者猶重而可申候爲其急度申候恐々謹言

十二月廿六日卯刻

伊庭 貞隆 花押

安富 殿

御宿所

馬淵城陥落の報京都に着し廿七日には近衛政家の耳にも入りしと見へ其日記に。

後報興院記

十二月二十七日 寅時傳聞江州之儀馬淵城一昨日没落云々

と記さるゝは前記貞隆の戰捷報告と合致す高頼は部下の軍連戰利あらず敵鋒日々
に近づくを以て觀音寺城を出て日野に奔り蒲生氏に憑れり江南の武將二黨に分
れ擾亂は各郡に波動して昨友今敵の奇觀を呈し浮説縱横人心爲に恐々たり

實隆公記

十二月十四日眞光院自石山被送炭一荷江州事有縱横説被寺至日雖無其煩又無油

斷之由被示送之。

第四節 蒲生貞秀の甲賀出陣

蒲生刑部太輔貞秀は此頃入道して蛻塵軒智閑と號す文武兼備の驍將にして節義の士なれば六角高頼が伊庭氏の爲に苦められて日野城に來投するや能く之を遇し全力を捧げて高頼の爲に終始せり當時甲賀武士の佐治玄蕃允は伊庭黨に屬せしが貞秀入道は兵を出して佐治氏の邸を攻しむ玄蕃允應戰して互に殺傷あり十二月二十一日伊庭貞澄が玄蕃允に與へし感狀は其狀を語る。

三三三二 小佐治文書

就今度蒲生人數其方ね執懸被爲御合戰殊敵數多被討捕候御高名無比類候此等趣攝津守殿へも申度候可預御意得候恐々謹言。

十二月廿一日

貞 澄 花押

佐治玄蕃殿

御宿所

第五節 蒲生貞秀馬淵城を攻む

文龜三年三月四日蒲生貞秀入道智閑は馬淵城を攻む城主馬淵但馬入道道哲子息山城守等防戰し援を觀音寺に請へり既にして城陥り道哲は觀音寺城に入り山城守は戰死す貞秀入道は敵首を斬ること百七十三級捕虜三十人を得たり。

市原村甲津畑記録

馬淵故城

文龜四年(三年の誤)三月四日蒲生智閑馬淵城ヲセム城主馬淵但馬入道道哲救ヲ觀音寺ニ乞フ城陥リテ道哲觀音寺城ニ入り息山城守戰死ス智閑首百七十三級俘三十口ヲ獲。

馬淵城は始め伊庭貞隆の攻むる所となり陥落せしは既に記せり之れ馬淵氏が佐々木高頼黨たりしを證す然るに今高頼黨の蒲生貞秀馬淵城に馬淵氏を攻む抑貞秀の義姉は馬淵長門守に嫁す蒲生系圖信樂院過去帳れば馬淵は縁族關係あり按ずるに曩に馬淵城の陥りし後馬淵氏は節を變して伊庭氏に降り依て貞秀入道の攻むる所となりたるならんされば但馬入道道哲が援を請ひし觀音寺城も此頃佐々木高頼は日野城避難中な

れば伊庭黨の山内就綱等が代つて在城し依て馬淵氏が援を求め敗走後入城せしものか。

蒲生文武記

文龜三年三月ニ智閑^{○蒲生}馬淵ノ城ヲ責落サントテ發向シケルニ敵モ城郭ヲカタク拵四方ニ堀深ク堀廻シ逆茂木一重二重引テソ待カケタリ智閑モ態ト小勢ニテ三百餘騎ヲ勝テ夜半ハカリニ後ノ山ヨリ廻リ其勢皆轡ヲ紙ヲ以テマキ忍テ登リ逆茂木一重引破リ中黒ノ旗ヲ差揚ケ放火ヲ擧攻入ケレハ敵仰天シ度ヲ失フ處ニ大手搦手差合テ手痛攻ケレバ悉ク敗北シケルトナリ凡蒲生手下へ討取首百二十トソ聞ヘケル同年冬佐々木定頼馬場美濃守カ居城馬場ノ城へ押寄攻戰ト云ヘ尺城ニモ聞ユル一人當千ノ軍兵トモ楯籠リ防戰ケレハ責レ尺只味方ノミ討ル計ニテ城中恙ナカリケレバ定頼責アクンテ智閑ヲ頼加勢ヲ乞ケレハ智閑發加テ例ノ舞鶴ノ旗差揚ケレハ被取籠テハ叶シトヤ思ケン城ヲ明テソ渡シケル。

第六節 八幡神社の兵燹

馬淵村に鎮座ある八幡神社は當時兵燹に焼失して爾後假殿に遷座あり本殿修築の

事なかりき然るに文祿元年豊臣秀吉征韓の帥を起せし時馬淵の西村に在りし大岡作左衛門長廣從軍せしが在陣中常に郷里の八幡神社に武運長久を祈りしに文祿五年^{慶長}凱旋の後當社を修築したる事社殿擬寶珠銘文并に金口の銘文に明證あり就中金口の銘文には一亂已後數十年依無再興云々どあるは文龜三年の兵燹なるが如し馬淵合戦は先に應仁元年^{文祿五年より百二十九年}あり後に元龜元年^{二十七年}あれども銘文の一亂已後數十年の意を按ずれば文龜の亂に相當す。

三三三三 馬淵村八幡神社金口銘文

一當社八幡宮致炎燒一亂已後數十年依無再興高麗在陣之内令立願無何事之上建立仕者也。

文祿五年^{丙申}八月十五日敬白

蒲生下郡馬淵西村

願主 大岡作左衛門藤原長廣

第七節 日野音羽城の戦

六角高頼敗走して日野城に入りし後伊庭貞隆は與黨の將士をして蒲生氏の音羽城

を攻めしむ。蒲生氏の日野城は音羽中野鎌掛の三城ありしが伊庭の亂によりて高頼の入りしは音羽城なり。音羽城は西大路村音羽の所屬にして伊勢越の間道を制する地理にあり、山高からずと雖も溪間に獨立する一丘にして日野川の上流自然の渠を爲し險要の城砦なり。甲賀武士佐治玄蕃允は伊庭黨なりしが文龜三年三月部下を發して日野城を攻めたり。當時伊庭貞隆同族貞澄が同日付にて玄蕃允に與へし感狀は此間の消息を語る。

三三三四 小佐治文書

今度日野の夜討之事、御被官中に被仰付可然仁躰被討捕候、誠に御高名之至候、殊去年蒲生其方へ勢遣仕候處、數多被シ捕候、度々儀無比類候、舊冬則以書狀申參着候哉、尙巨細藏人亟殿可被申候、恐々謹言。

三月十七日

貞

澄 花押

佐治玄蕃允殿

御宿所

三三三五 同上文書

今度日野へ夜討之事、御之官中に被仰付可然仁躰被討捕候、御忠節之至候、殊去年蒲

生其方の勢遣仕候之處、數多被打捕候、度々御高名無比類候、其折節可申之處、御在京之由候間、于今延引候、於巨細ハ藏人亟殿可被申候、恐々謹言。

三月十七日

貞

隆 花押…出羽守

佐治玄蕃允殿

御宿所

一 細川政元の應援赤澤朝の來攻

伊庭氏の精銳も蒲生貞秀入道の驍勇に躊躇せしが當時恰も京都に於て畠山政長細川政元と勢力を争ひければ伊庭貞隆山内就綱等は政元に屬し其勢力を藉り以て蒲生氏を攻めんとす。政元機乗すべしと文龜三年三月赤澤朝經澤藏軒を將とし大舉して日野城を攻めしむ。朝經は二十二日を以て京都出發と定めしが事を以て果さず、二十四日に出京近江に入り日野城に着し伊庭氏の軍と合して包圍攻撃す、貞秀入道能く應戦し遂に進出して朝經の軍を敗れり。

後法興院記

文龜三年三月二十四日辛卯晴、宗益赤澤朝經江州出陣云々。

四月二日戊戌晴、江州合戰宗益及難儀云々。

實隆公記

三月廿五日壬辰晴師富朝臣來話江州宗益進發事等語之五月廿一日丁亥晴園中納言來臨宗碩來江左陣事語之

公藤公記

正月廿八日弘俊律師來一編持參令對面今度江州合戰之様暫雜談。三月廿二日天晴傳聞今日澤藏江州下向發向日野之蒲生館云々六角籠彼城退治云々。

二 安川某の強弓柳樹を貫く

第一戰に敗れし赤澤朝經は伊庭氏の兵と合し音羽城を包圍して持久の策を回せり、蒲生貞秀入道は部下を指揮して能く應戦したり、貞秀の臣安川某あり鑄物師朝日野村鑄物村師の人なり強弓を以て聞ゆ其城中にあるや巧に包圍軍を射殺す、偶其矢敵前の柳樹を射貫きたり敵兵驚嘆即ち柳樹を伐りて之を城中に送り以て弓手の功を感賞せりといふ。

重編應仁記

今茲文龜三年四月四日當國百濟寺モ兵火ノ爲ニ燒失ス、然レハ江南亂中ノ費ニ乘テ江州ヲ退治セント赤澤入道澤藏軒多勢ヲ率シ江州ヘ亂入ス、所々ノ城ヲ攻取テ

甚タ猛威ヲ振ヒ働ク、同國音羽ノ城主蒲生下野守貞秀ハ昔當國ノ湖上ニ百足ヲ射テ龍宮ヘ渡リシト云傳ヘタル倭藤太秀郷カ後胤ニテ武勇ノ士也、剃髮ノ後ハ智閑トゾ云ケル、○智閑號塵軒ト號ス實隆公記永正六年六月十四日條ニ見ユ澤藏軒是ヲモ攻ヨトテ音羽ノ城ヲ取卷キ日夜稠ク攻ルト云ヘ共城兵強ク能防テ可落様モ無リケレハ、寄手攻アクミテ徒ニ日數ヲ送り延々ト圍ミ居タリ、城中ニ鑄物師ノ安河ト云者籠リ居ケルカ希代ノ弓ノ上手ニテ彼カ射ケル矢先ニ立ツ者一人トシテ命ヲ不失ト云事無シ、澤藏軒ハ音羽城ヨリ三町程遠ザケテ本陣ヲ取テ居タリケルカ、陣ノ前ニ五尺廻リノ柳ノ木ノ在ケルヲ彼、安河カ射ケル矢ニテ羽ブクラセノテ射通シケレハ是ヲ見ル人々皆舌ヲ卷テソ畏懼レケル、頓而此柳ノ木ヲ切テ城中ヘ送り名譽ノ精兵トソ褒美シケル。

(蒲生文武記蒲生軍記同様の記事あれども繁を省く)

三 蒲生貞秀敵に弦五百張を贈る

赤澤朝經は四月以降音羽城を圍み時々攻撃を試むと雖も蒲生氏の將士防戰嚴にして毫も倦色なし、伊庭貞隆は頻りに軍兵を増遣して朝經を援くるも貞秀が戰術巧妙を極め泰然自若龍虎相對して雌雄容易に決せざりき、四月廿八日貞秀入道智閑敵軍の勞を慰めんと書を裁して弦五百張を贈りて之を稿へり、其文辭婉曲を極め敵の勇

を賞するが如く又愚弄するに似たり原文漢文舛なれども平易を旨とし左に譯出す

重編 應仁記

合戦の雌雄窮決せざるに依り數日御在陣御苦勞推察せしめ候、寔に是れ雷鼓の猛威を驚かしの鶴翼の秘術を顯さるゝ條、命を輕し義を重し、尤も感入候、久年の恩波に浴する諸國の猛卒は、忠勤を抽じ粉骨を盡す事は又神妙に候、仍て掛替の弦五百張進入せしむ、宜しく御用に立てらる可く候、當時城中の輩は恰も鷹の前の雉子に似て草底に墮ん歟、今更卑賤の藝術を率ひて花洛之勇將を迎ひ合戦を遂げ、勝負を決し、命を捨て屍を曝す事、武道の面目自他の嘉幸之に過す候、早く四圍の構を破り、凱歌の旗を靡かせ武勇の佳名を後代に傳へらる可き者也、恐々謹言。

卯月廿八日

蒲生國人等

澤藏軒御陣所

四 金剛定寺の兵燹

金剛定寺は中山村北比都佐村に在り寺傳に聖德太子建立といひ上蒲生の古刹なり、古來蒲生氏の一族僧となり此寺に住せし者少からず、蒲生系圖參照文龜三年の兵亂此古寺兵火に罹り一山の堂塔烏有に歸し本尊十一面觀世音亦灰燼となれり、僧俗之を悲み佛殿を再

建し永正六年には更に十方檀越の寄金を募りて本尊十一面觀音を再造せり。

三三三六 北比都佐村金剛定寺文書

請特蒙十方檀越之御助緣奉刻彫

江州蒲生郡金剛定寺本尊子細之狀。

竊以、西天聖主之法、遙傳日域之雲矣、東方君子之國、悉仰月氏之風焉、發源竺土、則優填釋迦佛像、爾其始移教震旦、則漢明宋代制作日尙新、自爾以降、傳通三國之道、齊崇檀銅紫靈軀、末法萬年之教、皆造漆宇丹青之形像、蓋是三寶敬信根基、四生化育要津者乎、粵江州蒲生郡有一字精舍、名西中山號金剛定寺、源起聖德太子素願、而久積戒定惠解之白業、本尊者是西方補處開士、則一十一面觀音也、然間、王身萬德圓月之光、遙雖係無相心空、四構六度弘誓之船、新棹有海波瀾、三世唱正覺、六趣分身形、慈雲靡我國、機感深此界、因茲鴻鐘任擊、翻男女所求、潮海時臻、滿現當志念、凡度生風、繁濁土招提、久開普門者、歟、抑亦貴薩埵大悲、臨伽藍殿階、香雲片々昇、佛燈恒耀、梵風時々扇、翻忍衣袂、是以念誦讀經、節々踏法地於足下、晨鐘夕梵、聲々驚生滅於身上、殊其地爲、時、春花開、稍移、寶樹林色、穠葉浮流澄、功德池水、允是凡聖同位、自顯依正相、即遮眼、未曾有、佛身不可量、衆圍乎、然去文龜三年癸亥、風吹兵火、大嬰焚燎、災已來、邑里村縣、吞悲送年、田夫野客、蹙眉過砌。

粵沙門某、香域粉骨之志無何起、雪嶺投身之心、曾間深是故百年榮果准春夢、三明識都傾秋月、依之忌身於五陰、止宿草庵移心於百福莊嚴蓮座、方今興佛閣絕土木繡畫之資、雖加之外護緣、未遂本尊造立之望、宛如但行五度不得般若、殆似磨圓珠、忽闕一隅、歎而有餘歟、依之勸奉加於回遠八方道俗、務刻彫於三智五眼佛鉢、有文云、獼猴建塔、生刃利天、野鴈銜花、往彌陀國、畜獸尙傾修善教、誠人身、盡投佛陀資貯乎、視忽聚微滯而湛千尋泉、重塊土而成五嶽嶺、探多小無形、真俗已同味也、一樹一瓣、施入莫憚、然則上自萬騎紫閣下及百結蓬戶同志男女與善、緇白現誇百穀豐盈、保千歲之壽域、當涉七寶飛梯、昇一如之覺臺、仍勸進之狀如件。

永正六年巳八月日

(追書) 從永正六年八月至同七年五月三日奉遂本尊開眼供養畢。

五 朝經の間開と小畷の戦

包圍二箇月を經過するも花洛の勇將は貞秀入道の塾術を敗る能はず、四圍の構を破りて凱歌を奏するの不可能なるを察したる赤澤朝經は遂に和議を約し六月一日圍を解きて歸京の途に就き同月五日入京せり、然るに重編應仁記蒲生文武記蒲生軍記等に朝經が中山村に退陣せし時貞秀の軍は小谷畷に出て、追撃し敵に多大の損傷

を與へ朝經辛ふじて京に歸りしを記す、和約就りて後追撃戦ありしは信すべからざるが如し、然れども明應五年美濃の齋藤利國が佐々木高頼と和約して退陣せし時土民の蜂起に命を殞したる例あれば、朝經が和約就りて退陣の途に追撃せられし説を否認し難し、殊に中山の金剛定寺兵燹の事實を傳ふ故に重編應仁記の文を抄出して小谷畷の戦狀を記すこととせり。

宗典僧正記 文龜三亥年

江州弓矢事、イバ事、四月初ヨリアリ、六月初ニ返行云々。

長亨年後畿内兵亂記

文龜三年、日野蒲生城京勢立、開陣六月一日。

重編應仁記

(前略) 城兵ハ上下志ヲ一ニシテ堅固ニ防キ居ケル程ニ終ニ寄手ハ長陣ニ困窮シ、他國ニテノ事テハ有リ糧米モ盡果ケレハ、先ツ此城ヲハ重子而又攻ヘシトテ四面ノ圍ヲ解キ纏メテ寄手皆々引返ス處ヲ、智閑入道城兵ヲ拂テ多勢ヲ引具シ中山ト云所へ切出、小谷繩手ト云地ニテ前後ヨリ狭ミ立悉切崩シヌ、澤藏軒打負テ細川方ノ軍兵悉敗軍シ、旬々京都へ引歸ス、蒲生入道カ武勇人皆稱美セシメケリ云々。

澤藏情此城ノ体ヲ見ニ力攻ニハ難成山城ニテ有ナレハ水乏シカルラン唯水道ヲ切テ水渴ノ攻ニセヨヤ者共トテ城ヲ真中ニ取籠テ空ク日數ヲ送テソ守ケル案ノ如ク城中ニ水盡ケレハ兵共皆アキレ果テタル處ニ智閑謀ニ敵軍ヨリ見ユル米倉ノ前ニテ馬共數多引立白米ヲ桶ニ入柄杓ニ汲テ懸人々裸ニナリ馬洗フ躰ヲ見セケレハ敵ノ大勢此城は水乏カラント思ヒシニ左ハ無メ馬ヲ洗コソ我等還テ長陣ニ糧盡ナントテ引退ケルニ智閑案内ハ知タリ中山ノ方へ軍兵ヲ廻シ小谷繩手ノ節所ニ待請一度ニ噓ト突懸リ前後ヨリ引包テ攻討ニ打程ニ敵度ニ迷ヒ周章フタメク處ヲ數多打取ケル澤藏カラキ命助リ這々逃テソ上ケル討漏サレタル者共カ國ニ皈テ此度ノ辛苦ヲ小歌ニ作テ謠ケル思ヒタスト忘レハスマイ近江小谷繩手ヲハ云々

(附記)

米を馬足に灌き以て水に擬する戰話は南朝紀傳續武將感狀記等にも多く見へ種家者流の説に近きものなれば蒲生記の記事の實否を疑ふ況や音羽城の丘上には所々に井水涌出するを見るに於ておや。

第八節

伊庭貞隆餘黨の士に命じて高嶋郡新庄の預所職を押奪せしむ

高嶋郡新庄の内に柳殿御領地あり其預所職は從來幕府の奉行人飯尾清房知行せしが戰亂の時に至り佐々木六角氏の被官たる三井氏が強て同庄に入り其職を押妨したり文亀二年伊庭氏の亂により三井は其所を退きしにより幕府は飯尾清房に元の如く預所職たるべき奉書を下したり然るに三年の春に至り伊庭出羽守貞隆が部下の士に命じて再ひ其職を横奪せり依て幕府は清房の訴により三月十三日奉書を朽木彌五郎に與へて押妨者を制止し向後堅く警固すべきを命じたり。

三三三七 朽木文書

飯尾加賀守清房申江州高島郡新庄内兩名柳殿御領預所職事帶代々御下知當知行之處近年守護被官人三井令強入部押領條一段可有御成敗者歟然今度依國錫亂退在所令沒落之間蒞彼所可被全所務之段去年被成奉書之處近日爲伊庭出羽守下知申付非分之輩云々事實言語道斷次第也所詮早任度々上裁於押妨者速追出庄内向後堅可被致警固若猶許容彼等有引汲輩者可被處嚴科之上者儘可被注申交名之由被仰

出候也仍執達如件。

文龜三
三月十三日

秀 秋 判
賴 亮 判

佐々木朽木彌五郎殿

第九節 伊庭亂の終局

戰爭の裏面には必ず經濟問題を包含するは古今同轍なり、伊庭出羽守の叛亂も又其例に因り諸莊園の利益押奪より商業上の座人間にも黨争を樹立せしめ各方面の秩序を壞亂せり商業志参照然れども蒲生貞秀の驍勇能く高頼を庇護して敵鋒を挫きたれば、出羽守貞隆も全勝を占め得ず終に和平局を結ぶ事となれり、其平和に係る的確の史料は左の朽木文書とす。

三三三八 朽木文書 内閣文庫所藏

其後久不申候處、御音信殊海松二籠給候祝着之至候、賞翫相成候、猶以毎々儀本望候、仍今度伊庭六郎事、自京地岩栖院爲使種々依被申令對面候、則雖可申菟角延引候、次四郎かたへ馬三上候祝着候、由申付候、御懇之儀爲悅候、委細後藤大和守可申候、恐々

謹言。

六月十一日

高 賴 花押

朽木彌五郎殿

御返事

右の文書によれば伊庭六郎(貞澄)の事につき京都より岩栖院の僧を使者として種々申込みしにより對面せしを記すれば、其僧により高頼對伊庭氏間の平和成立し奉て朝經の日野開陣となりしものなり、左記福島文書も亦平和の保證なり。

三三三九 市邊村糖塚福島由松氏文書

江州事屬無爲、佐々木四郎至眞嶋參洛之由候、然者在京事可被申付候、仍番衆知行分、不日可渡付事肝要候、將又高頼與貞隆令和睦、退讒訴之輩、致奉公者可爲神妙候、此條々被相届、其已後四郎可對面候也。

六月十三日

義 澄 花押 原本澄を澄に書直せし痕跡あり

右京太夫殿…細川氏

其後高頼が佐々木の城館に歸住し政務に關せしは左の文書之を證す。

三三四〇 朽木文書

近江國高嶋郡河上庄地頭職、同諸入免等代官職事、帶山門補任爲佐々木大膳太夫下知令存知之云々、被聞食入訖、彌可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件。

文龜三年十二月廿九日

加賀前司
大和守

(宛名欠)

一 高頼山内就綱と和す

伊庭貞隆の叛亂に黨して六角高頼の軍と戦ひし佐々木山内就綱は日野開陣以後京都に在りしが、永正三年十一月兩者の間和議就りしを以て五日就綱は近江の舊邑野洲郡に歸れり。

尙通公記

永正三年十一月五日庚辰朝間陰晴、佐々木宮内大膳太夫和與間、今日下向之由申、暇乞來間、令對面勸一盞。

第四章 京極材宗の爲に兵を出す

京極材宗は政經高政の子なり、京極宗家を勝秀の子高濤相續するに及び、材宗は高濤と

對抗して屢兵を交ゆ、文龜元年材宗は美濃國より坂田郡に入り六月高濤を今濱今濱の長濱に攻めしが利あらざりき、翌二年佐々木高頼は其子氏綱と共に兵を出して材宗を援く、然れ共材宗の軍又敗れたり。

江北記

文龜二年治部少輔殿南より合力申御出張候、其時も不被遂御本意御取退候云々。治部少輔は即ち材宗なり、永正二年材宗又與黨を集めて高濤と戦ふ、氏綱即ち九里氏以下を随へ出て、材宗を援く、材宗の軍又利あらず、同年冬材宗は高濤と終に和睦し高濤の治世爾後康平なりき。

江北記

永正二年治部少輔南殿より御出張候、九里太夫已下御供申已に失利、同年冬御和睦に成候て於箕浦日光寺に御參會也、是より二十五年無事也。

三三四一 室町家御内書案

今度當郡氏綱材宗等令出張之處、致台戰屢無爲候、尤神妙感悅候、仍太刀一振、經家馬一匹河原毛遣之候、猶貞宗可申下候也。

永正三三月

佐々木中務少輔入道とのへ

第五章 佐々木氏綱細川政元の招に より上京す

永正三年閏十一月細川政元は佐々木氏に上京を命ず二十三日氏綱部下三千人を率ゐて入京し年を越へて滞京す之れ政元の養子澄之と澄元の黨争に因れり始め政元子なく九條政基の子を請ひ嗣となす之れ澄之なり然るに後年又細川成之の子六郎を請ひ嗣とし血統の子なるを以て元服して嫡子とし澄元と名く是に於て澄之頗る不平なり故に細川氏の長臣兩分して互に相争ふことなれり永正四年六月廿三日澄之黨の香西元長薬師寺興次等近侍の士をして政元を浴室に弑し翌日更に澄元の邸を攻む澄元遁れて近江に來り栗太の青地城に入り二十六日甲賀の山中新右衛門に凭れり香西等は澄之を丹波より迎ふ七月幕府澄之を政元の後とし管領たらしむ澄元黨に屬する細川氏の臣は澄之が公卿の出なるを以て喜ばず心を澄元に寄せたり氏綱は此間伊庭氏以下の將士を従へ在京八ヶ月に亘れり然れ共氏綱の父高頼が近江國內の莊園冒占の事により將軍義澄は氏綱の謁見を許さざりき既にして政元

の變あり氏綱將に近江に歸らんとす伊勢貞宗日野高光等將軍に説き終に氏綱に而せしむ六月二十七日義澄氏綱を召して幕府を警守せしむ

尙通公記

永正四年六月廿七日巳晴今日六角四郎出仕也公儀日野高光種々調法云々

宣胤卿記

同年六月廿七日晴路次物急未休云々今夕佐々木四郎六角出仕云々依政元命自去年上洛之處依江州押領地事歟大樹無對面世上物急之間已可走下之由支度之處致伊勢守貞宗調法被召出云々

興福寺英俊法印日記

同年六月廿六日六角四郎殿人勢召上公方様御防禦云々

多聞院日記

永正四年六月廿六日今日六郎殿自青地城甲賀山中新左衛門城に御移云々六角四郎殿人數召上公方様御防禦云々

第一節 氏綱在京の命に應ぜず歸國す

其後氏綱は滯京守衛の任に在りしに澄元が近江に遁れしを以て幕府は益々氏綱を滯京せしめ澄元の爲に盡さしめんと薬師寺三郎等をして其間を周旋せしむ甲賀の三雲氏は氏綱に従ふて在京せしが薬師寺の勸誘に應諾し甲賀に在る澄元及三好之長等を討伐して首を進すべき由を答へたり薬師寺大に喜び錢二百貫文を渡して征討の費に宛てしむ。既にして近江に在る澄元は與黨に擁せられて入京すべき風説盛なりしかば七月二十三日幕府は更に伊庭出羽守に宛て、四郎氏綱の在京して忠節を盡すべきを命じたり。

三三四二 武家事記

就右京太夫生涯之儀京都急劇無正体候仍此時節四郎在京尤可然候彌令相談息貞(説カ)抽忠功者可爲神妙候猶貞宗朝臣可申候也。

七月二十三日

伊庭出羽守とのへ

出羽守は貞隆にして子息は貞説なるべし幕府が氏綱の在京を伊庭氏に宛てしは當時猶氏綱青年にして伊庭氏執政の下に在りし故なるべし。

翌々二十五日は故政元の忌明法會を大心院に行はる此日氏綱は將軍の室町邸に出仕し更に大心院に至りて焼香を爲し歸途直に近江に歸りて佐々木庄に入れり氏綱突然の歸國は京人をして痛く驚怖せしめ澄之黨の將士も始めて三雲等に偽られたるを知れり左記不問物語の記事はよく其間の狀を悉くせり。

尙通公記

永正四年七月廿五日丁小雨濕今日申刻許ニ六角四郎俄下向江州心替之由有風聞京中物急併如去月廿四日即六郎在所打破入甲乙人云々。入夜日野來今夜大略六郎京都ニ可責入之由有沙汰間可成其心得由入魂今夜者大樹御宿直ニ祇候之由被相語恐怖無極者也。

實隆公記

同年同月廿五日丁卯晴抑未下刻佐々木四郎參室町殿退出之路次直下向坂本此事可敵京都之造意云々仍人々仰天過法東西馳走彼居住之宅雜人等亂入資財賊物奪取之戸立具等皆取之云々不可說事也。

宣胤卿記

同年七月廿五日陰申刻佐々木四郎六角自去年在京俄落下國彼在所土御門與兼司間烏丸西東頼武田在所也甲乙人打

入取雜物言語道斷式也爲近所之間驚耳目是者細川六郎同意儀歟被官在所等香西可發向歟之由有沙汰此邊意外馳走然無其儀政元朝臣中陰至今日行其禮直逐電云々。

多聞院日記

七月廿五日今日六角四郎殿自京都江州へ被逃下畢依之京中之萬民以外恐怖云々。

興福寺英後法印日記

同年七月廿五日今日六角四郎殿自京都江州へ被逃下畢依之京中之萬民以外恐怖云々。

不問物語

其比佐々木六角四郎氏綱在京ニテソ有ケル九郎澄之萬事無等閑被申合ケリ兼テヨリ申續ハ藥師寺三郎サヘモン尉也幸トシテ御方ナレハ彌無疎略躰也去間甲賀被官人三雲ヲ初トシテ同心ニ六郎澄元三好之長ヲ討テ可進由眞シク申聞ソクタクノ代物二百貫文相渡萬打解テ心安御方ト被思ケル處ニ七月廿五日ハ政元中陰滿散被執行ケリ彼燒香ノタメ大心院ニ詣テ自其直ニ江州被落下ケリ。自其日京都ハ以外ニ騷動シテ上ヲ下ニ返シ女童へ北惑資財雜具持運身之隱家ヲソ求ケル彼働ヲ憎ト思フ者ヤシタリケン。

高綱カツラマテヨコス四郎哉タラスハカリカ錢ヲヌスミテ。

マサナクモウシロヲミスル佐々木殿心カハリノコレモセンヂン。

ト云落書ヲソ立ニケルトニヤ。

二川物語

御ちうゐんをハリける日あふみの六かく殿にはかに宮こをくたりけるしるもしらぬもいかなる事やらんとむにさんをかぬ人をなき其どきにをよひいろくのさうせつはあめのふりこのはのちるかことし。

九郎澄之物語

さて七月廿五日京中にはさゝ木の四郎なにかしみやこをのかせ給ふとてひしめきわたりあるいは物をかへし候とてこゝやかしこへものもちありきあしよはおそなき人などはおちゆきさわき申へきやうはなかりける。

松若物語

中陰の儀式大心院にて嚴重に取行はれ同廿五日に盡七日の佛事被勲畢其晚景に佐々木六角四郎大心院に參て燒香し直に江州へにけて下ける間それより京都以外に騷動して資財雜具をもちこひ目もあてられぬていなりけり。

第六章 足利義澄と九里氏

明應三年足利義澄は細川政元に擁せられて將軍となりしが九年に至り兩者の間不和となり一旦和約を爲すと雖も久しからずして又相敵視す永正四年六月政元香西元長等の爲に殺されし變事あり續て同年八月細川澄元は澄之を殺し政元の後を繼ぐ先に周防國に奔り大内義興に寄りし前將軍義植は名を義尹と改め大内氏に奉せられ一旦安藝に移りしが五年軍を率ゐて入京せんとす將軍義澄恐怖し四月十六日近江に走りて九里氏に依る。

第一節 義澄先づ長命寺に着し後岡山城に入る

九里氏は佐々木氏の世臣伊庭氏の被官にして岡山城主たり岡山は湖涯の一丘にして要地たり岡山村大字牧眺望廣濶江南の平野を東南に伏瞰し西北は湖上の舟運を監視すべく南北朝の亂佐々木氏が支城を築きし以後武備の地となれり内湖を隔て、奥島長命寺に對す。

十六日義澄の京を出るや從士三百人に過ぎず日野侍從高光等從ふ先づ志賀の坂本に着し夫人の來着を待ち十九日湖上を渡りて長命寺に着し暫く在りやがて九里備前守の岡山城に寓居す。

尙通公記 永正五年

四月十六日癸未晴曉夜大樹有御落御共衆四五人云々日野侍從高光御共也於川原奉公衆參會三百人計ニテ坂本の御出云々於坂本盜人サ、へ申問志賀邊寺ニテ御出家云々言語道斷次第也。

和長卿記 同年

四月十七日晴傳聞明日大樹於坂本御出家云々。

十八日雨下今朝御臺御方坂本御下向云々此間武家女房衆悉寄宿右馬助宅御臺同自彼宅今日御出云々武家及今日猶坂本御座云々事聊爾之次第也如何。

十九日晴傳聞江州九里伊庭被官人依被憑仰奉置長明寺云々但非始終之義一端如此。

第二節 義澄甲賀に奔りし疑問

足利季世記及び重編應仁記には永正五年四月義澄が近江に奔りし時直に高島郡栲

木谷に寓せしが如く記す、是れ後年義澄の子義晴が京亂を避けて高島の朽木植綱に寄りしを誤りしものにて信するに足らず、然るに又此時義澄先づ甲賀郡に入り後に九里氏の岡山城に轉寓せしとの説あり、是れは長享年後畿内兵亂記に四月十六日義澄入江左甲賀とあるによりてならん、甲賀山は天險の要地にして古來亂世の英雄が此地に據りし事又難を避けし等の史實少からず、義澄は永正五年以後八年薨去の時迄多くは近江に寓せしにより、時には甲賀谷に移りし事も無きにあらざらん、然れども四月十八日坂本に夫人を待ち十九日湖を渡りて長命寺に入りし和長卿記の記事によれば坂本よりの順路明にして伊庭氏九里氏等が一旦長命寺に奉じやがて岡山城内に假の新亭を築きて移座せしめたるは、大永七年義晴が武佐長光寺に入りし時の狀に思ひ合さるゝなり、此月九日義澄の臣細川澄元甲賀郡に奔り山中爲俊に依りたれば、兵亂記の記事は此兩者を混交せしものゝ如し

拾芥記 永正五年

四月十六日夜室町殿義澄御没落就筑紫御所御上洛也、室町殿被憑九里備前守云々名未詳

土佐國下書狀案文

義澄將軍ハ九里がこしらへたる岡山乃城にそ御座ありける、澄元ハ甲賀にもたま

らで、ひそかに阿州へ下向あり。

第三節 將軍義尹前將軍義澄を征せしむ

義澄近江に奔りし後、足利義尹は京師に入り將軍職に就きしが翌六年十月兵を近江に發し、義澄及び澄元等を索む、義澄は九里氏に頼り、澄元は阿波に奔りたり、翌七年義尹は細川高國、大内義興、京極高濂等諸將に命し、兵を出して義澄を征せしむ、當時近江武士にして内書を受けたる者二十餘人あり。

三三四三 昔御内書符案

就江州敵退治事、早速令出陣、抽忠節者神妙、依其功可有恩賞候也。

二月廿三日

(永正七)

此の内書を受けし二十餘人の内六角家に屬するは、佐々木鏡兵部太輔、佐々木小三郎入道、佐々木九郎蒲生貞秀の四人にして、他の十七人は京極家の一族及び重臣なりき。其連名には、佐々木五郎、佐々木黒田四郎左衛門尉、佐々木尼子刑部少輔、佐々木岩山四郎、佐々木高橋兵部太輔、多賀四郎右衛門尉、多賀豊後入道、若宮左衛門太夫、河瀬彈正左衛門尉、河瀬右馬允、市村備後守、藤堂九郎兵衛尉、上坂治部入道、草山又次郎、草山彦次郎、

土肥美濃入道熊谷次郎等なり、二月十六日幕府は細川高國細川尹賢をして近江に向はしむ、高國の被官雲龍軒紹登等九里備前守を撃たんとす。

尙通公記 永正七年

二月十六日壬寅晴、但朝間小雨下、今日細川右京太夫高江州進發也、雲龍軒二萬人計云々、右馬頭賢等千四五百人計云々、右京兆狩裝束人數千計云々、參大樹御馬御太刀被遣云々。

實隆公記

二月十六日壬寅霽、今日江州發向諸勢進發、雲龍軒紹登陣大津云々、右京太夫陣今熊野云々、軍勢如雲霞見者如堵云々、廿日丙午霽、入夜雨降、江東今日所々燒失、京勢大略渡湖水云々。

拾芥記

二月十六日天晴、爲近江國伊庭九里等對治、細川京兆高被官通世者ト、阿彌號雲龍軒向打手也、摠大將右馬頭云々。

第四節 義尹義澄の退治を伊勢神宮に祈る

二月十六日將軍義尹は近江進發に付き敵の退治を伊勢神宮に祈願せり、同日祭主之を下知し二十三日宮司更に告狀を下す、禰宜内人等は命を受け懇祈を爲し之を注進す。

三三四四 藤波氏秀長官引付

一就江州進發之儀御敵退散御祈事、別而可抽懇誠之由、可被下知神宮之由、室町殿被仰下候也、仍狀如件。

二月十六日

右 中 辨 判

(永正七年)

祭主三位殿

三三四五 同上

皇太神宮神主

依御教書注進江州進發御祈事。

右得今月十六日御教書、同月同日祭主下知、同月廿三日宮司告狀、就江州進發之儀御敵退散御祈事、別而可抽懇誠之由事、謹所請如件、者則任被仰下之旨、神宮一同正權禰宜并大小内人等、勵精祈丹誠者也、粗注進言上如件、以解。

永正七年二月日

大内人 長 久 上

彌宜從四位下荒木田神主守則

(外十人名略)

第五節 岡山城の戦

二月二十日京軍は湖水を渡りて東近江に入り戦備を修し二十八日九里氏の岡山城を攻む伊庭九里兩氏の部下集る者多く大に京軍と戦ふ京將富田雲龍軒紹登等戦死し京軍敗走す。

公卿公記

二月廿八日近江陣敗而諸勢打死。

廿九日雲龍軒等阿康首座富田等打死之由風聞言語道斷不便云々。

尙通公記

二月廿九日富田雲龍康首座以下打死陣破由有注進言語道斷次第也。

拾芥記

二月廿八日雨降雲龍軒紹登攻九里之處合戦雲龍軒并戸田等大略被打。殘軍兵共被追散。

以上は何れも京都に於ける公卿の日記にして佐々木氏并に九里氏方當時の史料を存せず。始め義澄の來りて九里氏に頼るや佐々木六角氏の之を如何に處置せしやは明ならず。然れども義澄の敵たる義植は内書を佐々木氏綱に下して與黨たらしめたり。氏綱内書に答へ太刀馬鳥目等を義植に贈りしこと五月三日付再發の内書に證さる。佐々木氏世代志氏綱の條參照 彼は岡山城の戦には氏綱の部下も京軍に投して戦ひたり。三月五日義植が佐々木一族の山内小三郎佐々木九郎并に蒲生貞秀入道三人に與へし感狀は此の消息を傳ふるものなり。

三三四六 昔御内書符案

今度於江州戰功神妙候。先勢依、失利、既右京太夫雖可有渡海先被抑留訖、重可在口上者、各相談忠節肝要候。巨細大内左京太夫并貞陸可申候也。

三月五日

佐々木小三郎入道とのへ……山内政綱の子

佐々木九郎とのへ

蛭 塵 軒……蒲生貞秀

公卿補任

永正七年庚午「中略」二月十六日江東征伐同廿八日諸勢敗北内侍所御神樂延引。

第六節 義澄男を九里氏の邸に生む

足利義澄は久しく九里備前守が岡山城中に在りしが永正八年三月五日其室は男子を九里氏の邸に擧ぐ後の將軍義晴是なり此頃義澄は佐々木六角氏が細川高國大内義興に説かれて義植に應じたるを聞き岡山城に滯留し難く遂に妻子を伴ひて播磨に移り赤松義村を頼れり義村之を保護す其播磨に在るや又一男を擧ぐ之れ義維なり義澄之を阿波に送り細川持之に托す。

足利季世記

永正八年三月ノ比義澄公方ハ近江ノ九里○備前守カモトニ御座シケル爰ニテ若君一人誕生アリ然レモ佐々木六角高頼ハ京公方義植公ニ無二ノ味方ナリシカハ若君ヲ養ヒ申サルヘキクウナヤテ義澄公若君ヲ御同道アリテ赤松ヲ御頼ミアリ播州ニ御下向アリ無程二男ワカ君誕生アリ一人ヲハ赤松アツカリ奉ル一人ハ澄元ニ預ケ置玉フ是ハイツレモ無二ノ忠臣ナレハ且ハ又此ノ人々ノ心ヲモトラセ玉ハントノ儀ナリ赤松ニ御座若君ハ後ニ義晴公ト申ケル公方是也四國ノ御所ハ左馬

殿義維是ナリ。

重編應仁記

翌年ノ春前公方家ハ九里ガ館ニテ二男ノ若君御儲有角角ヲイッ迄當國ニ御座有テ（永正八年）モ此亂中ニ六角ヲ頼マセ給テ御本意ヲ遂ラレ難シ其上此比ハ京都ノ大樹ヨリ様々仰下サレテ密々六角モ京都ヘ心ヲ傾ル由告知ラセ申ス人有ケレバ旁以當所ニハ御座有ベカラズト今茲永正八年ノ春彼若君ヲ御同途有テ九里カ崎ヲ御退去有リ道道忍テ御成有テ播州ヘ御開キ彼國ノ守護赤松左京太夫義村ヲ頼マセ給ヲ。

第七節 義澄再び岡山城に來りて薨去す

一旦幼兒と共に播州に移りし足利義澄は八月に至り細川澄元赤松義村等に擁せられ京師に攻め上りしも運拙くして再び近江に來りて九里氏の岡山城に入れり然るに不幸にして俄然病を得遂に城中に薨去せり年三十二法住院殿清晃旭山大居士と諡す。

京都將軍家譜

八月十四日義澄薨於江州岳山時年卅二法名清晃道號道山號法住院。

足利家官位記

法住院殿前略永正八年八月十四日於江州岳山蒲生郡薨號法住院殿清晃旭山大居士
廿二 數年之後永正十八年八月日贈左大臣從一位

始め義澄の播磨より入京せし時近江に於ても九里氏等之に應じて兵を京師に出さ
んとせしにや、不問物語に近江武士本郷宮内少輔三上三郎九里備前守の弟竹内氏兄
弟等兵を率ひて上洛の事を記す、参考として附記す。

不問物語

自江州御敵出張事

其頃從江州義澄將軍ノ奉公之面々本郷宮内少輔ニ三上三郎等ヲ先トシ、九里カ舎
弟竹内モ、弟之六郎二郎兄弟一方之大將ニテ猛勢上洛ス、岡山ニハ御旗ヲアケラレ
ケルト聞ヘケレハイカナル者カシタリケン七月ノ事ナレハカクソカキケル。
ヲカ山ニセカキノハタヲタテヲキテ、シナノハスニテ水ヤムケナン。
此落書誠ハ天之告ニテモ候ケル哉、後々聞ケルハ其頃義澄將軍大事ニ御所勞有テ
八月下旬ノ候ニ御他界之由ヲ風聞シケルコソ覺東ナク侍リケレ

足利季世記

此ノ時先公義澄公モ播州ヨリ近江ニ御上リアリ、岡山ノ城ニカクレテヲハシケル
カ、近日御在京アルヘシトアリシニ、御違例頻リニテ永正八年八月十四日卅二才ニ
テカクレサセ玉フ、法住院殿是也。

第八節 佐々木高頼九里備前守を殺す

足利義澄薨去の翌月佐々木高頼は定頼をして九里備前守を岡山城に殺さしむ、定頼
は高頼の二男なり、去月京都舟岡山の戦に参加し武功ありしが將軍義尹は久しく義
澄を遇せし九里氏を恨みしかは高頼を諭し之を失はしめたるなり。

足利季世記

近江九里被討事

其比近江國住人九里備前守山中新左衛門と云人有、三好と一味して動もすれば公
方を隠し申、六角殿之下知をも背きける、山中ハ討死九里のこり勢ヒ廣大なれば左
右なく亡すへきヤウモナク、高頼も不叶いかゝとためらひける、今度定頼舟岡山に
て拔群の大忠あり從四位下に補せられけり、此序に九里を被誅へきと私に公方へ
申上られ御加勢を申しうけらる、さても定頼伊勢參宮有へし九里をも御共あるへ

第六編 戰國時代

しとて種村三河守、狛修理亮、田中二階堂御供にて九里備前守が館に入玉ふ、九里おどろき先色々にもてなし奉り數獻之酒に御供衆も定頼も沈酔して九里か膝に枕して空寝入ヲし玉ひける、トキに多賀豊後守吉田永原公方より御加勢二千餘騎を相伴なひ九里か館を取巻関を揚げれば、定頼おどろきたる風情にてこはいかにどの玉ひ太刀取り終に九里を討取リテ年來の本意を達しければ江州衆彌々定頼にしたかひける。

重編應仁記

扱又江州ノ住人九里備前守山中新左衛門等先年ヨリ三好ト一味シ、動スレバ前公方家ヲ隠シ參ラセ再亂ノ張本人也、山中ハ其比討死シ九里ハ六角家へ隨身セリト云へ共、後難計リ難ク毎度彼家ノ下知ヲモ輕ンジケル程ニ、六角高頼モ後メタクテ過ランケルニ、今度嫡子定頼ノ將軍家ノ味方申シ船岡山ノ軍功故ニ是モ執奏有テ從四位下ニ叙シ下サル、然レハ君恩報謝ノ忠ニ事寄セテ九里ヲモ失ハバヤト思ヒ「密ニ將軍家へ言上シテ先頃再亂ノ張本人九里備前守ヲ伐申スヘク候トテ、即加勢ヲ申シ請ケリ、然レ共彼者ハ九里ガ崎ト云フ究竟ノ要害ニ多勢籠リ居タリケレハ合戦ニテハ討難シテ定頼又深ク知謀ヲ廻ラシ、知ラヌ躰ニテ近日定頼ハ伊勢參宮

ニ趣ヘシ九里ヲモ同道スベシトテ、種村三河守、狛修理進、田中二階堂ノ者共ヲ供ニ連レ、定頼纔ノ躰ヲシテ九里ガ館へ入來ス、九里備前守悦ンテ様々ニ饗應シ數獻ノ酒ヲ勸ケルニ定頼モ供ノ者共モ皆以沈酔シ定頼ハ酔伏ストテ備前守ガ膝ヲ枕ニシ空寝入シテ居タリケル、九里ハ是ヲ打寃ギ油斷シタル處ヲ兼テ期シタル將軍ノ御加勢其外多賀吉田永原等二千餘騎ニテ館ヲ取巻関ヲ作テ攻入ケル、其時定頼驚タル風情ニテ、コハ如何ト云フマ、ニ太刀ヲ拔持備前守ヲ切殺シ、殘徒一々誅伐シテ無難打勝本望ヲ遂ラレケル。

第九節 九里伊賀守入道足利家重代の鎧を義晴に獻ず

義澄の岡山城中に薨去あるや足利家重代の小袖は一旦九里氏に移りたり、備前守は定頼の爲に殺されたれども此の小袖は依然九里家に傳はれり、然るに先に岡山城中に誕生ありし足利義晴は年猶幼なりと雖も大永元年十二月將軍宣下ありて足利氏の大統を繼げり、同三年四月には前將軍義植も阿波に薨去あり足利氏の社稷も少康となれり、是に於て大永四年六月九里伊賀守は曩に義澄より讓與せられし足利重代

の鎧を義晴に返獻したり、八日義晴は自筆の内書を以て之を謝し且つ吉光の刀と國俊の太刀とを贈れり。

三三四七 室町家御内書引付

御小袖進上、尤以神妙、仍刀一腰、吉光太刀一振遣之候、猶貞忠可申候也。

六月八日
(大永四年)

九里伊賀入道とのへ

三三四八 同 書

御重代御小袖進上、尤珍重候、仍被遣、御自筆御内書并御腰物一腰、吉光御劍一振、國俊候、訖、面目之至誠無比類儀候、猶忠節之次第被感思召之由懇可申旨被仰出候也、恐々謹言。

六月八日

貞 忠……伊勢氏

九里伊賀入道殿

第七章 伊庭貞説の亂

伊庭貞隆の亂治りて後十年永正十一年二月更に伊庭貞説父子出奔の事あり其所以

詳ならず、然れども守護佐々木六角氏に背ける結果たるや必せり、(按細川澄元と高國との勢争に因り伊庭氏九里氏等が佐々木六角氏と行動相反せし爲か)

長享年後畿内兵亂記

永正十一年二月十九日伊庭貞説父子没落。

文簡にして子細を記せざれども貞説父子は北近江に奔り、淺井氏等に寄寓せしものならん。

第一節 貞説の出戦と島郷の戦

北走して二年有半を江北に送りし伊庭貞説は己れの被官并に與黨の士を叫合して兵を擧げ淺井氏の後援を得て佐々木氏と雌雄を決せんと永正十三年八月南進して干戈を交へたり、當時佐々木六角氏は高頼猶生存すと雖も世務は其子近江守氏綱の代となれり、然るに氏綱足疾ありて軍國の器に適せず、次子定頼依て家事を攝す、定頼始め京都相國寺の僧となり、龜侍者と稱し、又江月齋承龜と號す、永正十五年四月氏綱死去して其家督を襲ふ迄は承龜の署名を以て諸事を下知せり、佐々木氏編定頼の條参照伊庭氏の本居は神崎郡伊庭城なれども本郡島郷及附近に所領を有し、其被官九里氏を岡山城に

中島氏を舟木に置きし外久郷氏久松氏並川氏等何れも下蒲生に配置され畢竟伊庭氏の勢力は湖涯に扶殖されたり故に十三年八月江北より進みて本郡に入りし時も戦争は中仙道以北に於て交へられたり。

長享年後畿内兵亂記

永正十三年八月伊庭自北郡出張同月敗北。

第二節 長命寺兵火に焼失す

佐々木氏と伊庭貞説の戦塵は湖涯の各地に漲りしが西國三十三所觀世音の靈場たる奥嶋山の長命寺も同年八月下旬に此兵火に罹り本堂を始め堂塔多く灰燼に歸し僅に僧坊を存せしに過ぎざりき岡山村大房邇々藝志神社記録に此放火は長命寺僧が舟にて兵糧米を伊庭黨九里氏の岡山城中に密送せしを佐々木の爲に觀破せられ依て佐々木氏が放火せしとす、記録全文黒橋戦の條に挿入す翌年再建の勸進帳に去年中秋下旬の候兵亂之災火寺内に起り却燒之餘燼本堂に嬰る然る間佛閣堂塔悉く一時の煙と成ると記されて伊庭亂の紀念を存す從來貞説の亂に係る記事は僅かに畿内兵亂記に年代記的簡文を留むる外見る處なかりしも斷簡零墨を補綴すれば地方に於ける有數の

騷擾たりしを知る。

三三四九 島村長命寺文書

勸進沙門某敬白。

請特蒙十方檀那御助成令造立江州姨綺屋山長命寺之本堂並諸堂祈國家靜謐諸人安泰子細狀。

夫以繼絶興廢之要道者一天清寧之洪基焉歸佛禮神之至德者万姓安樂之太本矣抑當山長命寺者聖德太子御建立之精舍觀音薩埵利生之梵閣草創既送九百餘回之秋薰修遙契三會下生之曉傳聞炎魔法王於日本國觀音利生之靈地點于三十三所銀於金簡道于人間云々然則花山法皇忝廻玉駕於卅三所奉仰濟度於卅三身矣自余已來日本一州合堂貴賤四輩雲步當寺是其隨一也靈驗殊更揚焉哉太底爲其躰姨綺屋之山峨々兮月疑懸于補陀山之嶺長湖海之波漫々兮風省響于蓬來宮之阿多堂閣斜重黑于山脚庄嚴於佛利僧侶數止住於禪坊護持于法寶何況峙九重之淵浪如海之弘誓浮意棹一葉之扁舟度人之彼岸遮眼加之晨誦夕梵唱鎮祈四海萬民之安全顯教密宗勒僂祝百穀千菓之成熟誠是護國護人之佛閣也豈非利生利物之靈場乎雖然去年中秋下旬候兵亂之災火起于寺内却燒之餘燼嬰於本堂然間佛閣堂塔悉成湯盤一時煙

焉、僧坊屋舍僅貽楚臺數千礎、哉、歎而有餘、誰不悲之乎、但至御本尊者、自遁於猛火、不弊相好、忽出于露地、令見奇瑞、恐是靈驗、殊勝之御本尊矣、豈非生身利生之觀世音乎、爰小僧某、再興之志、雖春於肝膽、造營之企難、促於土木、因茲聊唱奉加於十方之檀門、速欲遂造營於一寺之堂閣、縱雖一紙半錢、不可輕、九層臺起、自累土、若雖寸鐵尺木、不可捨、千里行始于足下、經云、天主帝釋、酬于堂閣、建立之福、力享忉利、天宮快樂、須達長者、依祇園精舍之經營、視都率內院來報、先蹤如斯、後輩盡勵乎、若爾者、施財貴賤、與善道俗、現世百年間、俾保東朝第、誇陶朱富、當來三明曉、速生西刹臺、處觀音堂、仍勸進狀如件。

永正十二年 月 日

敬白

第三節 細川高國九里氏を岡山城に攻む

永正十五年冬、細川高國九里伊賀守入道の岡山城を攻む、是れ九里氏が細川澄元に黨せしによれり、其史料は僅に畿内兵亂記に見ゆるのみにして、日々合戦とありて、月日を記せざるを憾とす。

長享年後畿内兵亂記

永正十五年四月四日 中略 同冬高國與岡山日々合戦

高國攻城の結果明ならず、かくて二年を経、十七年二月、高國は澄元の爲に敗られて、近江に遁れしが、其後幕府の命と僞稱して、近江美濃越前の兵を招募し、數萬の軍を得、四月十六日、神崎郡山上より出て、二十八日、滋賀の坂本に着陣し、五月三日、入京して、五日澄元を敗り、三好氏を殺したり、(佐々木定頼は大原高保をして陣代とし、從軍せしむ、後章に記す)多年の敵たる澄元は、阿波國に奔り、幾くもなく卒せり、是に於て澄元に援助せし岡山城の九里伊賀入道及び伊庭貞説等に向ふて、復讐戦を爲すは、高國の見地よりして當然の事たり、依て六月十三日、高國は又岡山城を包圍攻撃す、貞説及び伊賀入道は應戦に勉め、籠城一ヶ月餘を保しも、七月二十七日、遂に開城退去せり、行貞なる者入て岡山城を請取りたり。

長享年後畿内兵亂記

永正十七年六月十三日 圍岡山

七月二十七日 行貞請取城、伊庭九里退去

第四節 黑橋の戦九里三重郎の戦死

黑橋は今金田村大字西庄に屬する一小區の人家ある所なり、佐々木氏別館金剛寺の

直北に在り、七月一日高國の爲に岡山城を開きたる伊庭氏九里氏等は其後又頽勢を挽回し一味黨徒を集め佐々木氏に抗す、十二月二十日伊庭九里氏等攻勢を取り佐々木氏の觀音寺城に進まんごす、城兵出て之を黒橋に防ぐ、兩軍血戰九里三重郎終に敵鋒に斃る、土謠今猶傳ふ、曰く

師走二十日は岡山くすれ九の里討死黒橋で。

三三五〇 岡山村大房遍々藝志神社記録

永正十七年極月觀音寺の城主岡山の城主與軍中始り候、岡山の城主始り九里對馬守殿城築之、元主其子九里刑部少輔同御子三重郎殿此御方觀音寺山佐々木義堅と及軍陣、觀音寺義堅公御内後藤進藤并三田村左衛門阿閉波路守其外軍兵達數多岡山方には九里一類并木村伊庭、奈須井狩堀等之武士其外軍兵數々引連、觀音寺佐々木義堅を責取に被爲遣候、雙方黒橋にて及出陣互に責戰ける、然所岡山方の人數難續、大將三重郎黒橋にて討死す、其外軍兵共うたれ岡山方勢難續、ちり／＼に候由、然所木村伊庭井狩奈須堀等は岡山の城に引籠り、最早可及落城與存付而城内に而自害すと人勢城内何茂一同に申合城籠りと聞へける、扱岡山城者湖水引廻し、寄手惡舖落城難成、然により觀音寺方の軍兵岡山の城爲見立與大房村に陣場を構へ、則十

禪師の御境内爲居所、御社取迹し暫く此所に罷在候よし、扱岡山の様躰被見請候處、陸道者曾て人馬之立入無之候得共、湖水よりの舟寄無覺束依有之、暫長命寺に義堅方より致人譯岡山城の様躰其上觀音寺に武具加勢人を乞、湖水方之様躰考へ被見候所、舟にて穀物持はこび候事見付依之、永正年中に長命寺の本堂其節放火致し候由云々、後年の記録なれば全文採る可からずと雖、参考さすべき節々あればこゝに附記せり

第五節 戦後の行賞

大永元年十一月十六日、佐々木定頼は後藤高雄をして舟木之内岡山村船木に在りし伊庭氏の被官中島某の所領并に寺庵領等の地を貞説征伐に付勳功ありし杉山三郎兵衛に與へしめたり、蓋し此行賞は去年既に發表されしを重ねて令せしものなり、戰勳者の行賞は他にも多かりしならん。

三三五一 杉山文書 (古證文所載)

舟木内伊庭被官中島跡職寺庵被官等之事、去年任被仰付旨悉令散合可被全知行由被仰出候也、仍執達如件。

大永元年十一月十六日

高 格 花押

第八章 佐々木定頼細川高國の爲に軍を出す

細川高國澄元と隙あり永正十七年二月兩軍攝津池田難波等に争ひしが高國支る能はず、夜潜に逃れて京師に入らんとす、追兵急なるを以て直に近江に來りて佐々木氏に依りて滞留せしが五月に至り美濃越前の兵を集め京都恢復の策を廻らせり、三日佐々木定頼其弟大原高保を陣代とし高國の先鋒として志賀山を越へ京に出て吉田河原に陣を張る、江州武士從軍する者多し、五月五日高國の兵加茂川を渡りて上京に入り澄元の將三好長輝の兵と等持寺の東南に接戦せり、長輝敗れて細川尙春の子彦四郎の爲に殺さる、澄元敗報に接し播磨に出奔し赤松氏に依り去て阿波に歸り幾ならずして卒去す。

拾芥記 永正十七年五月

三日庚寅天晴、細川右京太夫高國自近江國出張、東山方々陣取也、六角四郎爲合力舍弟小原并阿波治部及二萬人出頭云々。

永正十七年記

五月三日高國入洛、兩佐々木合力、數萬軍勢自諸口付入、自丹波内藤出張人數八千計、自長坂口村出舟岡山於七社邊居陣云々、高國白川取陣、自江州大將佐々木小原近江守舍弟云々。

(元長記○二水記省略)

三三五二 山城國難宮八幡宮文書

就從江州可有出張、由風聞入魂趣能勢因幡守申候、尤神妙候、彌被得其心被抽忠節者、可爲喜悅候、謹言。

五月十二日

大山崎惣中

高國 花押

第一節 高國出陣を朽木植綱に豫報し援助を需む

是より先き四月四日高國は書を高島の朽木植綱に送り部下の士卒が其郡内の關所通行に係る事を依頼し併せて近日京洛に出陣するを報して豫め援助を需めたり。

三三五三 朽木文書

今度此方者、往反處役所之事、嚴重成敗尤祝着候、仍近日可出張候、然者彌入魂頼入候、猶太田對馬守可申候、恐々謹言。

卯月四日

高 國 花押

佐々木朽木彌五郎殿

第二節 佐々木大原高保朽木植綱の出陣を賀するに答ふ

高島佐々木朽木植綱は五月十二日大原高保が定頼の陣代として出陣せしを祝し、太刀を贈りて之を賀す、五月十二日高保之に答へ更に後藤高恒をして謝状を送らしむ。

三三五四 朽木文書

就今度出陣之儀、太刀一腰持送給候、祝着之至候、誠京都早速落居候目出度候、委細後藤但馬守可申候、恐々謹言。

五月十二日

高 保 花押

朽木彌五郎殿

御宿所

三三五五 同上文書

就今度京都出陣儀、御札拜見仕候、如尊意早速ニ落居公私大慶此事候、仍屋形に御太刀一腰御使之通披露仕候、委曲御返事被申入候、隨而海雲二桶、綱二懸被懸御意候、每度御懇之御音信難申盡候、委曲御使に申入候、可得御意候、恐々謹言。

五月十二日

高 恒 花押

朽木彌五郎殿

參人々御中 貴報

尙以從次郎御返事被申入候。

第三節 佐々木高盛淨嚴坊の出陣見舞に答ふ

栗太郡金勝寺の淨嚴坊は佐々木高盛の京都出陣につき物を贈りて之を祝す、五月廿二日高盛之に答へて厚意を謝せり、高盛は高保の前名にもや詳ならず。

三三五六 安土村慈恩寺淨嚴院文書

就出張、以使僧青銅五拾疋贈給、快然之至候、猶狛孫三郎可申候、恐惶謹言。

五月廿二日

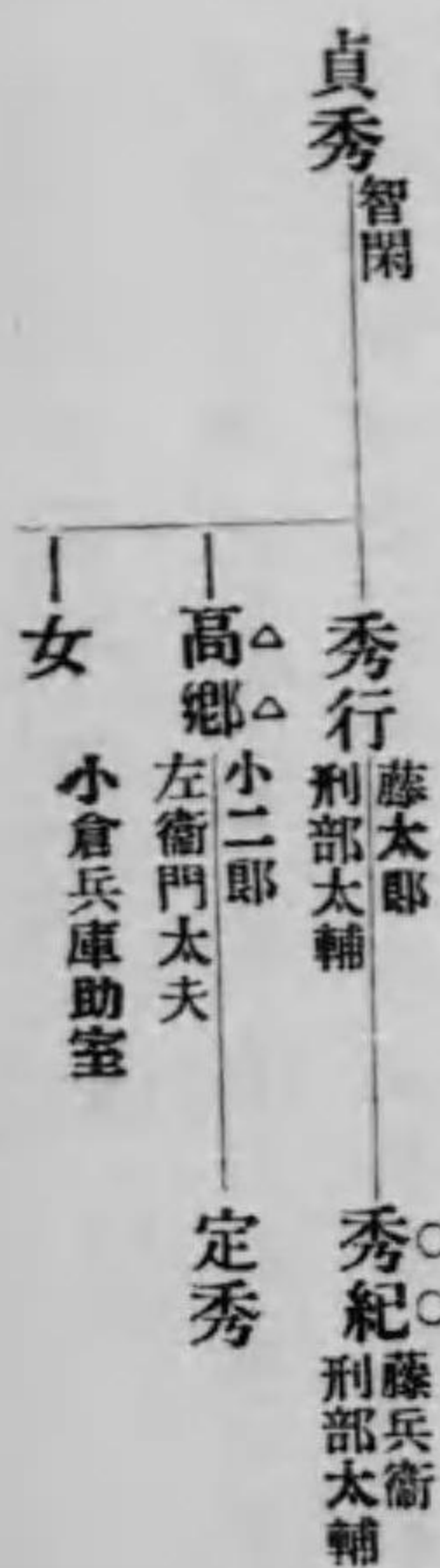
淨嚴坊上人 御同宿中

高 盛 花押

第九章 佐々木定頼日野城を圍む

蒲氏の内訌

大永二年七月彈正少弼佐々木定頼は兵を率ひて蒲生氏の日野城を圍む、其原因諸書に記せされども蒲生文武記并に蒲生軍記に對考すれば蒲生家の内訌に起因せし出兵の如し、蒲生家中興の英傑貞秀入道智閑は永正十一年三月逝去す是より先き嫡男秀行父に先ちて死し、秀行の息秀紀一作秀紀猶幼なりしにより秀行の弟高郷は宗家に嗣たらんと欲せしも智閑之を許さず、重臣をして秀紀を保導し文武兩道を教育せしむ、智閑逝去の後高郷頭を擡げ黨を樹て、秀紀と争ふ、高郷の弟音羽秀順は秀紀に黨す、應仁亂以來分國諸將の家に於てはれし同族の黨争は智閑入道の亡後に於て蒲生家にも傳染したる時代思潮と見る可し、左にその世系を配すべし。



○秀順 奥十郎 左馬允

相秀

是に於て定頼は高郷の爲に兵を出して日野城を圍みたり。

長享年後畿内兵亂記

大永二年定頼公七月圍日野蒲生城。

定頼は手兵二萬人を率ひて日野城を攻む、秀紀の守兵城中より石礫を飛して敵を挫く、定頼の兵死するもの八百と稱す。

寺社雜要抄 大永三年

七月廿九日、去廿日、江州蒲生ノ智甘城智閑の仁、城なり六角押寄二萬騎計云々、雖然打出石礫八百人計、寄手生涯云々、諸國急劇之因縁歟、珍事也。

宗長手記 大永二年

又こゝにも鉾楯軍の用意隙もなし、江州蒲生の城、守護より退治日數になりて、こゝかしこ浪人あつまり、後詰の合戦度々と聞ゆ、道のやすからぬを、あないせられしかど、なにならぬかよひはかりは有、乗物等のをくりはかたきにより、又山田に立かへりなんとすれば、雨風やます。

第一節 朽木植綱の應援と兵糧帳

高嶋佐々木朽木民部少輔植綱は定頼の命によりて日野城攻撃の爲に湖水を渡りて出陣せり、包圍軍として活動の狀傳はらざるも八月十六日付日野陣の兵糧下行帳によれば兵糧方小河吉行は八月八日より翌年三月に至る間十四回に米二十三石八斗三升四合を渡したるを記し、他に四石八斗河副管兵衛方に借用せしを記す、河副氏は日野在住の者ならん。

三三五七 朽木文書 内閣文庫所藏

日野御陣御米下行帳之事

合大永二年八月十六日

- 八月八日 四石一斗
- 八月廿三日 四石七升三合
- 九月四日 壹石八斗八升
- 九月十九日 貳石三斗九升
- 十月七日 貳石三斗六升
- 八月八日 八田方渡……八田日向守
- 八月廿三日 帶刀方渡
- 九月四日 八田方
- 九月十九日 帶刀方渡
- 十月七日 八田方渡

八月 四斗貳升

十月廿日 壹石六斗九升

正月十四日 壹石八斗九

同帶刀方渡

買し米分

與三郎渡

八田方渡

同

東殿御出陣時

御中間與三郎渡

帶刀方渡

御渡

二月廿六日 八斗 御中間左衛門五郎渡

同廿日 壹石〇斗

三月 八斗七升 しゃうふつかたより

三月 八斗六升七合

已上二十三石八斗三升四合

此兵糧米返辨日記

十五石

貳石八斗 度々出

貳石三升四合

四石八斗 是へ米返濟不申

さほうの郷連

散々御藏より

度々買し米より

河副管兵衛方にて借米

已上二十四石六斗三升四合

此内八斗は河副管兵衛方借米之利手

大永三年八月吉日

小河式部 亟

吉 行 花押

三三五八 同 上

大永三年御米納申分臨時參米共

百四拾石二斗九升三合三勺六才 御下内使申候

納候御米口御下行算用申候て御借米殘分

拾四石三斗四升六合一勺四才 御借米

七石貳斗 日野陣御兵糧米御借米

已上貳十壹石四升六合一勺四才

大永三年久々御借米也

大永二年十二月廿九日

小河式部 亟

吉 行 花押

進上御屋形様

其後の戦況に至りては史料を欠く、蒲生文武記蒲生軍記は後世の著にして記事全部
信し難きも参考として附記す。

蒲生文武記

永正五年九月十六日ニ智閑子息秀行位階ニ預リ從五位下刑部大輔ト申ケル惣
領ナレハトテ將軍へ出シ、次男左衛門高郷ハ江州國司佐々木左京義賢ノ幕下ニ屬
シ、三男音羽左馬允秀順ハ細川家へ屬シ音羽ノ城ニ居城シテ被居ケル、秀行子息藤
兵衛尉秀紀ハ十三歳ニテ父秀行死去ナリケレハ、高郷常々智閑へ被申シハ秀行既
ニ相果ラレ秀紀ハ未幼稚也、其上後胤ナレハ蒲生ノ家職ヲハ某ニ被仰付給ハレト
訴訟有ケレトモ智閑承引シ玉ハスシテ遂ニ秀紀ヲ將軍へ繼目ノ御禮被申上ケル、
智閑死去ノ後高郷ト秀紀ト伯父甥ノ中不和ニ成ケレハ、高郷子息藤十郎定秀日野
ニ居城不叶シテ立退、當國甲賀郡佐治一門大野左馬允ト云人、尾張國知多郡ヲ領知
シテ被居シカハ此人ヲ頼テ暫ク足ヲ休メ被居ケル、去程ニ秀紀ハ勇猛ニシテイタ
ツラニ人ヲ切り惡逆不道ナレハ、生ノ家ヲ繼ヘキ仁ニ非ストテ郎等家子モ皆立
退ケレハ、左衛門高郷ヨキ便ナリ押寄可打果トテ廻文ヲノクラシ勢ヲ被催ケル、秀
紀此由ヲ聞左馬居城音羽ノ城へ立退ケリ、高郷方ヨリ秀順へ被申遣ケルハ藤兵衛

ヲ拘置シ崇敬セラル、ニ於テハ押寄可打果ト有ケレハ、左馬允返事ニハ我等事ハ細川家へ屬スル身ナレハ全以テ當家ニ構ナシ、秀紀ハ一家惣領ナレハ可捨儀ナシト被申シカハ高郷腹立テ其儀ナラハ急キ打果サントテ人數ヲ集ラレケルニ、始ハ籠城スル者ナシ、爰ニ森五郎左衛門和田大藏助トテ智閑ヨリノ長臣アリ儀深キ侍ナレハ一番ニ馳加リケレハ此等ヲ始トシテ志ノ者トモ我モ々々ト親子兄弟引別思々ニ馳集テケレハ、高郷先音羽城へ押寄攻口ツメテ取圍ケル、城中ニモ聞ユル兵トモ多ク楯籠レハ互ニ一家ノ名ヲ耻テ我ヲトラシト軍剛ヲ催シケレハ不決勝負徒ニ數月ヲ送ケレハ、高郷佐々木義賢へ加勢ヲ乞ケレハ、則義賢出陣シテ被攻ケレトモ敵味方ト名ハツキタレトモ互ニムツマシキ中ナレハ手痛攻入コトモナク、城中ヨリモ打出ル儀モナクシテ三年籠城セラレケリ。

蒲生軍記

智閑ノ嫡男蒲生刑部大輔秀行ハ宗領ナレハトテ將軍義輝公へ出仕ナリ、次男左衛門太夫高郷ハ佐々木左京太夫義賢ノ幕下ニ屬シ、三男音羽左馬允秀順ハ細川某へ奉公ナリ、秀行ノ息藤兵衛秀紀十三歳ノ時父秀行早世セシガ、高郷父ノ智閑へ申サレケルハ秀行既ニ死去シヌ、藤兵衛尉ハ幼稚ナリ且ハ落胤ナレハ家督職ハ某ニ被

仰付マシキ事ニヤト訴訟アリシカドモ智閑終ニ承引ナカリシカハ、秀紀既ニ將軍家へ繼目ノ禮ヲ申サレケリ、智閑程無死去シテ後高郷ト秀紀ト不和ニ成ニケル、左衛門太夫ノ所領少カリケレハ子息藤十郎定秀ハ日野ニ堪忍叶ハズシテ尾張ノ國へ出奔シ、佐治ノ一門大野左馬允ト云人尾州知多郡ヲ領知シテ居レシヲ好ミノ子細アルニ依テ彼ヲ頼ンテ居タリケリ、藤兵衛尉秀紀ハ勇猛人ニ越テ秘藏ノ宇津ノ太刀ニテ人ヲ斬コト數ヲ知ズ、一族家ノ子ニ至マテ恐怖セスト云事ナシ、所詮此人ハ蒲生ノ家ヲ繼ヘキ人ニアラストテ疎ニスルモノ多カリケレハ、秀紀モ其消息ヲ勘シテ左馬允秀順ノ居ラレタル音羽城ニ立退ケリ、左衛門大夫高郷ヨリ秀順ノ方へ云遣レケルハ、藤兵衛ヲ拘置崇敬セラル、ニ於テハ時日ヲ移サス押寄テ共ニ誅罰ヲ致ヘシト有シカハ、左馬允返事ニ我等カ事ハ細川家ノ奉公ナリ全ク當家へ構ナシトテ打奔上ラレケリ、去ハ秀紀ヲ退治スヘシトテ人數ヲ催サル、ニ馳聚モノ多カリケル、秀紀ノ勢始ハ籠城スル者ナカリシカ、流石一家ノ宗領ナレハ見捨カタク思フ輩數多アリ、中ニモ長臣タリシ森五郎左衛門トテ器量人ニ勝レタル大剛ノ兵ニテ肩ヲ並ル者ナシ、殊ニ義深キ士ナレハ一番ニ馳入ケリ、此ヲ始トシテ忠ヲ存スル者ハ親子兄弟引別テ思々ニ音羽城へ掛入テ秀紀ヲ助ケ寄ル敵ヲ待居タリ、斯テ

高郷手勢數多引率シテ音羽ノ城へ押寄ケレトモ、究竟ノ兵數多籠リタレハサウナク攻ヘキ様モナク徒ニ月日ヲ送ラレ、佐々木義賢へ加勢ヲ乞レケレハ義賢則出張シテ共ニ戰フトイヘ、今マテ睦シカリシ中ナレハ手痛ク攻事モナク三年籠城セラレケリ。

(二書共に佐々木定頼を義賢とす年代合はず)

第二節 和議と開城

蒲生秀紀は部下の精忠と城地の天險とにより能く敵を支へ籠城八ヶ月に堪へしが敵の包圍嚴なれば城兵は寒風積雪の冬期に至るも着るに衣なく夏裳を以て能く三冬を凌ぎたり、故に大永三年正月には病死する者七十人の多きに及び殘兵五百の内能く健康を保ちしは四十人に過ぎざりき、外には強敵の重圍あり内には飢寒の襲來あり病軀甲を着して寒夜を凌ぎ瘦眼涙を含みて戰友を葬る、城中の悲酸察するに足る、三月八日城主秀紀は遂に降を乞ふ定頼は元來一族の黨争にして如此悲酸事を繼續する不可を知るを以て蒲生氏の所領を秀紀高郷の二家に分ち、共に古來の名家を相續すべき協約を爲さしめ兵を解けり。

寺院雜要抄

三月十八日松井小次郎來、此間在京云々、京都無殊義云々、江州蒲生太郎自去年七月立籠終ニ當月八日六角ト甲散了。(降參カ) 中略

今雖經五年兵糧水木不可窮盡銘城也、雖然此正月ニ病死及七十人、惣相五百人計之内四十人不病者在之云々、雖周尾之城、夏衣裳ニテ舊冬之寒天ニ人々堪忍之故悉以令病起云々、此日野郡者、本式者、家門之御領之由聞及了。

蒲生文武記

角テ佐々木扱ヲ入ラレ、一門ノ中ニテ如此取合侍事世上ノ外聞モアシケレハ兎角ハ義賢ニ被置任、蒲生ノ領知ヲ二ツニ分テ蒲生家ヲ守護アレカシト和睦ヲ求ラレケレ、雙方共ニ合點シテ高郷モ日野城へ引歸ケリ、猶和親ノ爲トテ藤十郎定秀ノ娘ヲ秀紀カ妻ニナシ互ニ和親トゾ成ケル。

第三節 定頼日野城を毀つ

蒲生秀紀の降を容れし定頼は三月十日より日野城を毀ち二十八日に至りて歸城せり、城郭を壞ちしは和議の條件に加へられしによる事ならん、然れども寺院雜要抄に

は日野城は名城なれば定頼も之を破壊するは惜みしも當時の目的は國中の城郭を悉く停止すべき主旨なりしを記す。

寺院雜要抄

三月十八日、中略明城銘城之間、六角モ雖惜之惣國ニ城郭可停止之間破之云々、廿八

日六角可歸陣云々。

扱此の破壊されし城は智閑以來の城といへば必ず音羽城なるべし、惣國に城郭停止の事は此時代に於ては不可能の事なり、按するに鎌掛城は音羽城破壊後に後身として秀紀の築きしものなるべし。

第十章 佐々木定頼淺井亮政を小谷城に攻む

大永五年佐々木定頼は大舉して淺井亮政を小谷城に攻む其源因は詳ならざれども按するに大原家の家督相續論に起因せしが如し、元來大原氏は坂田郡大原庄に根據を有し其祖は遠く佐々木信綱の嫡子太郎重綱より出つ、故に世々江北に在りと雖も京極家には屬せず六角氏と行動を共にせり、文龜永正の頃大原備中判官政重卒し其

後定頼の弟高保入て大原家に嗣となる、然るに京極家にも大原と稱するものあり(親日記水大元年の條及び江北記永大三年の條参照)同時に同氏を兩家に稱するは何等かの原因ある可きも、政重の死後大原氏の血統絶へ依て其家督は兩家の争餌となりしものなるべし、淺井氏は世々佐々木京極氏の被官なり、京極氏が一族黨争の爲に衰運に傾き治部少輔高濑は所々に流離せしに今年亮政は上坂信光等と高濑を尾張國より迎へ小谷城に據れり、定頼は大舉之を征せんと五月下旬軍備を修し先づ犬上坂田の境界に在る磯山に陣し進んで坂田郡に入りて部下諸將の配陣を爲せり、其配陣左の如し。

三三五九 朽木文書 内閣文庫所藏

長澤 御本陣 同御馬廻衆

神照寺 五郎殿

七條 進藤

八條 高野殿 山崎

楞嚴院 永利 目賀田 池田 後藤

八幡 三井 平井

平方 下笠 樽崎 三上

今川 三雲
 田村 永原
 口分田 三城
 箕浦 田中殿 横山殿 山崎殿 馬淵
 能登瀨 堀能登守
 太尾 十尾 永田伊豆守 能登殿

陣容の廣瀨坂田郡西半の平野に分布して甲冑武士の充満せしを知る即ち東は横山城下の七條より西は湖涯に至り先隊は姉川の左岸に進み後陣は米原山に連る其面積東西四十二町南北九十六町に及ぶ定頼は本陣を長澤法性寺村長澤に定め朽木植綱は先陣の將として神照寺神照村に陣し右翼に三城三雲進藤山崎永原目加田池田後藤等六角家の名將を配置し三井平井下笠樽崎三上を左翼とし永原越前守は本陣の前衛となりたり背面の防備には高嶋武士の田中横山二氏と愛知の山崎氏と本郡の馬淵氏とを要衝たる箕浦に置き更に米原山に永田伊豆守と高嶋の能登氏とを居へて殿軍とし山東部より敵の進入を防ぐ爲には能登瀨に在住する堀能登守を以て之に宛てたり。

かくて戦端は開かれしが七月十六日には諸軍進んで小谷城下に迫る亮政應戰勉めたり。

三三六〇 上杉古文書

先度外郎之彌五郎罷下に京都之時宜具令啓上候キ中略

一江州北郡淺井上坂治部已下之窄人令出張候京極中書も自尾張國被打越候由候然間去月廿四日六角殿出陣北郡近邊磯山と申地ニ被居陣候未しかくと合戦者無之候定而近日可有一途候哉去年御鷹御馬之御返事内海ニ被相副人可被下進候由候へ共如此之取亂故三雲方無其左右候去夏私へ之書狀爲御披見下申候
大永五年 六月廿六日

謹上 長尾殿 御宿所

越前守 昌綱 花押 長尾氏の京都代官神餘昌綱

第一節 亮政佐々木氏の反臣伊庭九里等

をして定頼の背後を牽制せしむ

伊庭貞説九里宗恩等は永正十七年十二月黒橋敗戦の後江北に流寓し此頃猶在留せ

しが、定頼江北に出陣せし虚に乗じ、淺井亮政は伊庭九里等を使喚して一揆を起し、定頼の背後を牽制せしむ。貞説等は浪人輩を集め湖上より舊地に歸り、佐々木氏の根據たる觀音寺城附近に兵を擧げたり。

第二節 金田の黒橋合戦

觀音寺城には後藤三郎左衛門留守せしが變を聞き部下を勵まして應戦す。八月五日、黒橋口に會戦あり。定頼報を得て翌日杉山某の戦功を賞す。かくて九月二日又大に黒橋に戦ふ。杉山一族殊功あり。杉山氏は後藤氏の被官なり。此日杉山藤三郎は九里伊賀入道宗恩を打ち、杉山三郎兵衛は西川又次郎を討取り各頸を定頼の覽に供す。定頼は翌日其偉功を賞して各に感状を與へたり。九里宗恩を討取りし藤三郎は鍵疵ハケ所を蒙り、西川又次郎を討取りたる三郎兵衛も數ヶ所の鍵疵を受けしを記す。激戦の状を察するに足る。九月十四日三度び黒橋の會戦あり。之れ昨日島郷口合戦の接續戦なり。三郎兵衛又功を賞せらる。黒橋は金田村にして大字西庄の境域に入る。濱街道後朝鮮人街道に添ひ觀音寺城岡山城の中間に在り。軍路上の要衝なり。況や金田の金剛寺西庄永明寺は佐々木氏別館の所在なるを思へば、黒橋口に幾回會戦ある其偶然にあらざるなり。

三三六一 古 證 文 東京帝國大學史料編纂部所藏本

昨日於黒橋口及合戦高名之由尤以神妙候、依働相拘由無比類候、定每度粉骨之至無是非候、彌可抽粉骨事專一候、委細者池田次郎左衛門可申候、恐々謹言、

八月六日

定 頼 花押

杉 山 殿

三三六二 同 上

昨日二日於黒橋口合戦、碎手鍵疵蒙數箇所討捕西川又次郎頸到來、高名無比類候、軍忠不少候、委細猶池田次郎左衛門可申候也、謹言、

九月三日

定 頼 花押

(大永五年)

杉山三郎右衛門殿

三三六三 同 上

昨日二日於黒橋口合戦、碎手鍵疵蒙八箇所討捕九里宗恩頸到來候、高名無比類軍忠不淺候、委細池田次郎左衛門尉可申候也、謹言、

九月三日

定 賴 花押

杉山藤三郎殿

三三六四 同 上

就今度伊庭九里於出張去九月二日黒橋口合戦に御忠節無比類候、於我等面目祝着之至候、尤參雖可申候、延引之條先令啓候、仍連々承候、矢野跡職被官之事進之置候、然間從當年者爲直務可被仰付候、猶委細者深尾七郎左衛門尉可申候、恐々謹言。

大永五

十二月十日

高 雄 花押

杉 山 殿

三三六五 同 上

今度於黒橋口合戦高名之由候、殊九里分捕之由候、粉骨之至無是非候、疵被蒙候由候如何候哉、能々養性肝要候、猶以今度之働一段高名共候、委細宮内可申候、恐々謹言。

九月九日

高 實 花押：梅戸治部少輔定頼弟

杉山三郎右衛門殿

進之候

三三六六 同 上

今度之御合戦被碎御手蒙御疵候由承候、殊ニ宗忍頸貴所へ被討取之由候、誠御高名之段不可過之候、藤三郎殿 御高名之由、是又無比類候、以別紙雖可申候、御心得候て御傳語奉頼存候、將又御中 又五郎討死之由事實候哉、御力落言語道斷之儀候、万罷立承度候へ共此方も陣之儀候間無其儀候、恐々謹言。

九月十日

綱 久 花押：宮内

杉山三郎左衛門殿御宿所

尙々今度之御高名於貴國惣一と存置候、近比ニ御浦山敷存候、御訴訟之儀、彌々可爲御存分と推量申候、於我等本望之至候、何様面拜之時可申入候、又四郎三郎殿へも以御書被仰候。

第三節 島郷口の戦

伊庭九里等が佐々木氏と黒橋に於て既に再三戦ひしも未だ決勝戦には至らず、九月十三日兩軍又島郷口に衝突す、島郷口は宇津呂村大林附近にして黒橋の西北數町の處なり、佐々木氏の臣杉山三郎兵衛尉戦功あり、定頼は手書を與へて功を賞す、翌日又

黒橋に會戰あり十七日には島郷口に戰あり、黒橋は佐々木氏の陣所、島郷口は伊庭九里等の退却を追撃せしもの歟。

三三六七 杉山文書 (古證文所載)

今日於嶋郷口被入一番鎧被抽粉骨之旨、具披露申候之處、御働一段被感思召候、其段以御書被仰出候、尤以御面目不可過之候、於拙者大慶千萬に候、御手者數箇所蒙鎧疵候、是又無比類之由、自私可申之旨被仰出候、誠御忠節肝要之由候、猶深尾七郎左衛門可申候、恐々謹言。

九月十三日

高 雄 花押

杉山三郎右兵衛殿

御宿所

三三六八 同上鳥書

於今日黒橋及合戰入一番鎧碎手之由、尤以神妙候、每度如此之働、高名無比類候、殊手者數箇所蒙鎧疵之由、無是非儀候、委細池田次郎左衛門可申候、恐々謹言。

九月十四日

定 頼 花押

杉山三郎兵衛尉殿

三三六九 集古文書

於昨日島郷退口碎手數ヶ所蒙鎧之高名也、尤以粉骨之至候、委細者池田三郎左衛門尉可申候、恐々謹言。

九月十八日

承 龜 花押

赤佐彦兵衛尉殿

第四節 定頼全勝を得たり

亮政は越前の朝倉教景に援を乞ひ一方伊庭九里等を使喚せしが其牽制運動も功を奏せず、剩へ管領細川高國入道道永が定頼の爲に援兵を送るを聞き教景をして講和の議を提出せしめ、一旦和議就りしが幾もなく和又破れ、高亮政共に九月に入り、没落するの止むを得ざるに至れり、定頼は九里伊賀守父子を殺し全勝を得たるを以て九月十七日進藤貞治後藤高雄をして避亂の村民に還住を命じて凱旋せり。

長享年後畿内兵亂記

大永五年定頼公淺井城大津見^{見ハ具ノ誤}に發向、九月淺井亮政沒落。

朝倉宗滴話記

大永五年四十九歲、江州北の郡大谷大ハ小ノ便用七月十六日城責有之。

二 水 記 大永五年

九月朔日、去曉八月廿九日細川被官人江州合力諸勢出陣云々、中書京極高濑被官アサイ城此間六角少弼攻之、雖然至于今城堅固也、結句國中一揆蜂起、仍六角及難儀之間、近日度々合力勢出陣也、但未越海、陣大津邊云々。

九月六日傳聞、江州南北郡和睦云々、但京勢未開陣。
十九日傳聞、江州南北郡事、一旦令和睦之様、雖相談遂以不然、京極中書二家悉以令沒落云々。

賈隆公記 大永五年

九月三日、巳未陰、入夜雨、曉風、江州陣落居云々。

九月十六日壬申晴、江州事落居云々。

寺院雜要抄

八月十九日、六角少弼方江卷數遣之、後藤二郎左衛門尉方へ宣舜奉書成之、今度江州在陣無心元由也、以其次豐浦莊之事仰遣之、入江糧物卅疋即躰ニ可申合旨延專雖仰之、不調之間則遣之者也。

九月四日昨夕自中坊注進、申云、江州アサイハ朝倉太郎左衛門手江暖而取之、(上)高坂者降參云々、南方者クノリ父子生涯云々、悉落居珍重之由申事也、又入江新左衛門今日下向、六角卷數之返事持參、後藤者觀音寺之城留主云々、仍屋形陣所江後藤遣書狀之處、後藤方へ意得可返事旨屋形之書狀在之、則持參之、廿八日落居之暖在之、其早且國元立之云々。

從大乘院就在陣之儀於神前御懇祈之御卷數頂戴候、殊預尊札候本望候、此等之趣得其意可被申入候、恐々謹言。

八月廿六日

定 賴 判

後藤 但馬 守 殿

第十一章

定賴細川高國の應援として馬淵氏三雲氏を上京せしむ

大永六年細川高國丹波の柳本彈正阿波の三好氏と隙あり、十二月二十七日足利義晴内書を佐々木定賴に下して來援せしむ。

三三七〇 室町家御内書案

就忿劇、不日令參洛、抽忠節者、猶以可爲神妙、仍差下右馬頭候、委曲可有演說候、併被頼思食候也。

十二月廿七日

佐々木彈正少弼どのへ

定頼遷延上洛せず、七年二月十二日に至り馬淵氏及三雲氏を將として兵二千を率ひ上京せしむ。

二 水 記 大永七年

二月十二日今日有御動座、六角合力事、度々雖令催促于今不上洛、纔二千人許被官人着北白河今日不出陣云々。

興福寺略年代記

公方様道永二月十二日御動座、公方様本國寺、道永東寺、御供武田殿、江州之三雲、馬淵三千許ニテ被立了。

翌十三日兩軍桂川に戦ふ、日暮馬淵等は其合戦に參加せしが幕軍遂に敗れたれば翌日義晴は近江に奔り坂本に至る。

二 水 記

十四日早朝御陣已以敗北、武家道永武田悉以出奔坂本也。

第十一章 足利義晴武佐長光寺に亂を避く

京都に敗軍せし細川高國入道道永は十四日早朝將軍義晴を奉じて北白川より間道を近江に出て坂本に着せり、細川尹賢及公卿飛鳥井庭田の二卿従ふ。

實隆公記 大永七年二月

十四日壬戌晴、西七條陣敗破、各被引退比叡坂本云々、如夢也。

十七日義晴は湖水を渡りて野洲郡の木濱に上陸し守山に着し遂に本部武佐に來りて長光寺に寓す、長光寺には佐々木定頼假殿を新築して將軍の居所とす。

宗長手記 大永七年

二月十四日に坂本へ御下向、志賀、木濱、山田、矢橋、守山、二三日、長光寺かりの御所しつらはれ御うつり、築地以下普請しはらく御座のやうに聞ゆ、長光寺名詮自性を、此時とあふかさらめや春の日のなかきひかりを四方にしきつ。

東海道、北陸、西國、中國の侍參給、萬の名乗昔木丸殿のゆくは誰子ぞなども、さながら長光寺の今にやあらくの行する筆にまかせ侍べし。(細川兩家記及足利李世記略)

第一節 定頼猿樂を張りて義晴を饗す

四月廿七日佐々木定頼は義晴の爲に猿樂を張行して之を饗す翌日少納言高倉範久京都より來りて將軍義晴の起居を候ふ。

二 水記

四月廿八日少納言高倉密々下向江州方々音信其爲也。

五月一日今日高倉從江州歸洛相語云御上洛可爲今月之由有其催雖然必定未定歟云々去廿七日六角申沙汰觀世猿樂有之獻候進物涯分奔走云々。

是より先き四月下旬義晴上洛の計畫あり定頼入京戰備を修したるは廿三日付にて制札を山城の大山崎惣庄内へ與へしによりて知るべし。

三三七一 山城國離宮八幡宮文書

禁制

大山崎惣庄

一 軍勢甲乙人等亂妨狼藉事。

一 伐採山林竹木事。

一 相懸臨時課役事付放火押買事。

右條々堅令停止訖若有違亂之輩者可處嚴科者也仍下知如件。

大永七年四月廿三日

彈正少弼 花押……定頼

第二節 義晴の歸京と定頼の出陣

爾後義晴は依然長光寺に滯留して内書を豊後の大友氏等關西の諸將に送り兵を出して三好氏の虚を衝かしめんとせしも功を奏せざりき此頃石清水八幡宮の神人等は祈禱の卷數を將軍并に細川道永入道に贈りて近江滯陣を慰問せり六月九日道永は其厚意を謝せり。

三三七二 山城國離宮八幡宮文書

至江州下向之處祈禱卷數一合并鳥目貳百疋到來喜入候猶飯尾善左衛門尉安倍總一可申候也。

六月九日

道 永 花押

大山崎惣中

三好柳本等の兵は近江國に入り來りて高國を窺ひければ義晴は依然長光寺に在り、

連りに内書を諸國の武士に送りて出陣を促せり、當時高國が岡山城の九里伊賀守に送りし文書は此間の消息を語る。

三三七三 榑原文書

就當國牢人出張之儀、先日度々注進披見候、然而其以後、彼輩働如何候哉、無心元候、不移時日、諸口可相調事、專一候、仍觀音寺當城堅固覺悟簡要候、相應之儀、更不可有等閑候、波々伯部兵庫助可申候謹言。

六月廿一日

高國 花押

九里伊賀とのへ

既にして越前の朝倉能登の畠山、越中の椎名、美濃の齋藤等の援軍漸く來るを以て七月二十七日、義晴は長光寺を出て守山に南進す、佐々木定頼は二十五日に湖を渡りて坂本に着し準備を整へ、二十九日、義晴を迎ふ、爾後八月も過ぎ、九月十三日、義晴は野洲郡木濱の城主進藤氏に供奉入洛の命を下す。

三三七四 室町家御内書案

就入洛之儀、定頼供奉事、致馳走之通、内々被聞召候、尤感悅彌、如意見者可爲神妙候也。

九月十三日

御判

進藤新介とのへ

義晴は八九兩月は猶坂本に滞陣して諸國兵の來會を待ち、十月の始め入京せんとす、石清水八幡の神人は卷數及び鳥目を定頼及び其臣永原種村等に贈りて出陣を賀す、九日、定頼及び永原重隆は其厚意を謝せり。

三三七五 山城國離宮八幡宮文書

就出陣之儀、卷數并鳥目貳百疋到來候、祝着候、猶種村中務丞可申候也、恐々謹言。

拾月九日

定頼 花押

山崎惣庄

惣庄

三三七六 同上文書

就霜臺出陣御卷數被參候、以前筋目種村同前致披露候、則返事調進申候、隨而私江御卷數致頂戴候、并爲御樽百疋拜領候、於陣中彌不可存如在候、恐々謹言。

拾月九日

重隆……永原太郎左衛門尉

山崎惣庄御中

惣庄御中

御宿所

十月十三日諸國の兵坂本に會するもの數萬、將軍義晴管領道永と諸軍を率ひて京師に入り、義晴は若王子に陣し、道永は神護寺に、佐々木定頼は東福寺に、朝倉教景は建仁寺に陣す。當時定頼の兵數二水記には一萬五千とあり、言繼卿記には近江國六角衆三萬人候了之由申候とあり、嚴助往年記には六角彈正少弼其勢二萬餘關山越とあり、續南行雜錄には六角一萬五千とありて、諸書の數一定せずと雖も、最少數にして一萬五千の大軍なれば、近江武士の從軍熾なりしを知る。東福寺に陣せし定頼は廿四日書を山城の山崎惣中に送りて、開戰時に於ける庄民の應援を希望し、使者龍藏主より委細を談せしめたり。

三三七七 山城國難宮八幡宮文書

手遣之時節地下之儀粉骨肝要候、委細龍藏主可被申候、恐々謹言。

拾月廿四日

定頼 花押

山崎

惣庄中

將軍の軍は柳本三好の軍と戰ひしが、享祿元年正月に至り、佐々木定頼朝倉教景は三

好元長と議して和を講ず、諸將各兵を弭めて其國に歸れり。

爲和卿集

大永七年七月廿五日、將軍家江州長光寺に御牢人にて御座間、爲和長く牢人にて奉公申なり、同廿七日守山まで御出張、御伴申、御先へ參向、七月廿九日に東坂本まで御出張、佐々木彈正少弼御伴、廿五日に渡海也、十月六日に越前衆坂本へ着陣、同十三日に東山若王子まで御着陣、同廿四日東寺迄御着陣、十一月十九日に大合戰云々。

第三節 定頼の滯京及歸國

諸將國に歸りし後も、佐々木定頼は京師に在りて、將軍義晴を守衛せり、享祿元年四月二日、義晴陣を相國寺に移す、道永定頼は慈照院と雲頂院とに分陣す。

命通公記

四月二日癸卯晴、今朝大樹自東寺相國寺へ御陣替、万松軒御陣所云々、京兆慈照院云々、少弼雲頂院云々、大樹御馬也、御輿引馬等有之、五騎京兆三騎、小弼二騎也。

嚴助往年記

四月二日、公方様自東寺相國寺に御陣替、萬松軒御座、細川雲頂院、六角慈照院に陣居

云々。

同月八日定頼は細川尹賢と共に御懺法結願に參拜せしが其後攝津丹波の諸將細川晴元に應ずる者多く、道永は和議既に破れ事の爲す可からざるを度り、十四日尹賢と共に近江に來り山上に遁る。佐々木氏の臣後藤氏下笠氏等從ふ。

二 水記

五月十四日巳刻道永右馬頭等沒落、先可善坂本云々於河崎東邊合見物、其勢纒一千人許也、去年出張數百人如夢可歎也、抑今度和陸事、六角少弼相調、雖然終不事調、已以道永失面目了、言語道斷之儀也、六角被官下笠後藤兩人令警固云々。

定頼は猶滯京せしが同月二十七日將軍の要途拾貫文を進納し、翌二十八日發京將軍を奉じて坂本に移り己れはやがて觀音寺城に歸れり、部下の兵一萬餘人軍粧美麗觀者をして驚かしむ。

三三七八 朽木文書

納申 御要脚事、

合拾貫文者

右爲御下知御禮御折紙錢佐々木彈正少弼殿御進上分所納申之狀如件。

大永八年五月廿七日

正 實

圓 運 (花押)

二 水記

五月二十八日、早旦武家御動座、六角少弼今日下國、仍先可有御座坂本之由也云々、上下馳走言語道斷之事也、今日六角軍兵一萬人餘云々、雨中美麗驚見物之眼云々、雖然今度儀少弼一身所行之故不被開御運、不可說之事也、美麗無其詮者歟。

義晴は九月迄坂本に在りしが同月遂に高嶋郡に移り朽木植綱の館に寓せり、閏九月永田備中守が得珍保内の人足を徵發せしは當年の忿劇に關するものなるべきによりこゝに附記す。

三三七九 中野村今堀日吉神社文書

從永田備中守方當保人足事、雇度之由被申候、適々被申儀候間、三百人分可罷出之由、堅可被申付候、爲其兩承仕着下候、仍執達如件。

享祿元

學 頭 代 (花押)

閏九月廿八日

得珍保兩沙汰人中

第四節 義晴の高島流寓と定頼の後援

去年十月武佐長光寺より歸洛せし足利義晴は細川道永と晴元との和破れし爲に享祿元年再び近江に流寓せり、佐々木定頼は之を高嶋の朽木植綱に托し寓せしむ、三年八月定頼は京軍を征して義晴を還京せしめんと湖水を渡して兵を出す、三雲資胤蒲生高郷等先勢として坂本に出陣す。

長享年後畿内兵亂記

享祿三年八月、義晴相公先勢三雲資胤蒲生至坂本出陣。

三雲蒲生等は京師に出で、晴元の部下柳本木澤の餘黨と對陣し、十二月十一日交替軍の上洛を待たずして京を辭せしが敵兵其虛に乗じて法性寺附近に放火して押寄たり、十三日交替軍として定頼の部下五人數千兵を率ひて上落し北白河に陣せり。

二 水 記 享祿三年

十二月十一日早朝巽方有火、後聞去曉江州合力衆ミクボ三不待番替之勢卒爾歸國、仍敵方柳本除黨能知之、未明押寄：法性寺在家八町之程皆以放火。

十三日江州番替之衆五頭五六千人上洛陣北白河云々。

第五節 淺井亮政の高嶋出陣と義晴の動座

佐々木定頼は將軍義晴の爲に軍を京都に出して細川晴元の軍と對陣せしめしが、享祿四年二月淺井亮政は其虛に乗じて軍を高島に出す、義晴之を避けて朔日の夜葛川に移り、七日志賀の堅田に移り十七日坂本に動座す。

若 狹 記

享祿四年二月江州北郡淺井高嶋へ發向、依テ朽木ノ御所様征夷大將軍堅田へ被寄御座。

二 水 記 享祿四年

二月朔日、朽木武家今夜葛川へ御動座候、其子細者江州北郡衆不慮打入高嶋之間、被移御座云々。

七日傳聞、大樹今日江州片田へ御動座云々。

十七日傳聞、大樹御着岸干坂本云々。

廿二日、午後東軍兵打出、京勢馳向、東衆不支之引退、京衆追之支神樂岡云々、近江衆勝軍衆各恐怖云々、雖然暫尙京勢引歸了。

三月五日東衆打出數百人也、至近衛邊馳走、暫而京勢出合人數纔也、……兩方相追合近頃之見物也、今日東衆尤有勇体也、晚頭引退了、江州諸勢相加云々。

長享年後畿内兵亂記

享祿四年辛卯年正月、義晴自朽木毛堅田進發、二月至坂本被進御座。

第六節 義晴再び武佐長光寺に避難す

朽木谷を出て、坂本まで進出せし義晴は京都に於ける戰捷を期待し、定頼が派遣せし江州武士も所々に勝敗を争ひしが、六月四日細川道永の軍天王寺に大敗し、道永は八日遂に自殺の否運となり、義晴の期待は水泡に歸せり、參謀を失ひし義晴は又佐々木氏に頼り、八月坂本より再び武佐の長光寺に入れり。

長享年後畿内兵亂記

享祿四年八月、相公至長光寺下向。

將軍義晴長光寺に移座ありしにより、京軍の襲來あるべしとの途説は當時に人心を動搖せりと見へ、山門領得珍保中野村及附近の沙汰人は事由を山門に注進したり、注進を受けたる山門は學頭代をして之に答へしめたり。

三三八〇 中野村今堀日吉神社文書

注進之趣披露候、就忿劇之儀當郷可成陳候間可相拘云々、從觀音寺可被陣取之由、在之者重而可有注進候、就其可相届候、若又他國他方之衆入國之儀在之者、定而爲國方其手遣可有候歟、守其時宜注進次第追而可有其沙汰之間、各不可致油斷之由、堅可被相觸候也、仍執達如件。

追而當年者依爲閏月惣項已熟之上者、先納等早々可致連上候、令無沙汰寄事於左右、重而口及冤角之儀在之者一口可在成敗由候。

享祿四年九月二日

學頭代 花押

得珍保兩沙汰人中

三三八一 同上

得珍保名主百姓等謹言上。

右子細者、先度以御目安申上候處、御懇之御書下忝存候、從觀音寺御陣之儀者、御座有間敷候、他國之人數入ニ付而者可成陣風聞候之間、被合聞召御上使様被成御下向候、百姓等可有御扶持候、粗謹言上。

享祿四年九月四日

永正八年九里氏の岡山城中に誕生せし義晴は將軍宣下後管領細川氏黨争の爲に幾回も京師を出て、近江の佐々木氏に頼り武佐長光寺高嶋の朽木、葛川、堅田、坂本等所々に流寓せしが再び長光寺に來り天文元年桑實寺に移り寓し留ること三年の久しきに及び同三年六月定頼と伊勢氏の介により江州に於て御臺所を近衛家より迎へ、九月初に近江より京都に入り建仁寺に御座を定めて漸く將軍の京席暖となりぬ近江と義晴の縁深しといふべし。卷二佐々木定頼傳參照

第十三章

佐々木定頼淺井亮政と箕浦に戦ひ之に勝つ

享祿四年四月六日佐々木定頼は江北に出陣して淺井亮政と大に箕浦に戦ふ。箕浦は坂田郡息長村にして古來東北交通の分岐點として戰蹟多き所なり。定頼軍は江南武士を網羅して大舉犬上郡に出て進て磨針嶺より米原山に亘りて陣を張り、亮政は箕浦以北坂田郡山西の平野は勿論醒井方面よりも手兵を分ちて出動したり、故に箕浦天の川は兩軍の決勝地たり、箕浦の東南に聳ゆる地頭山は亮政が尤も苦戦せし所にして江南江北の勇士が弓矢を盡し劔花を閃かして勝敗を争ひ、各姓名を名乗りて組

合戦を爲せしが亮政は過ぎし大永五年の耻辱を雪かんと部下を勵まし奮戦尤も勉めたりしも定頼軍の勇敢遂に之を敗りて大勝を得たり、翌七日定頼は部下の功を記して賞を行ふ。

長享年後畿内兵亂記

享祿四年四月六日箕浦合戦、淺井敗北、定頼得勝。

第一節 蒲生定秀の奮戦と部下の陣没

附攝取院過去帳

蒲生藤十郎定秀は左衛門太夫高郷の嫡子にして氏郷の祖父なり、箕浦合戦の時は恰も二十四歳の壯年時代なりき、定頼征北の軍に従ひ一隊を編して淺井軍と戦ふ。箕浦河原の戦は頗る激戦にして兩軍の死傷算を亂せり、定秀は部下を指揮して奮戦尤も勉め敵軍を追崩し亮政の部將北河又五郎中連寺四郎三郎同彌左衛門井上某等を始め其他の首二十九を打捕たり、翌七日定頼は雲次の太刀を與へて其戦功を賞す。

三三八二 西大路村興敬寺文書

於昨日箕浦河原同名被官人數輩被討死候處、自身碎手被敵追崩北河又五郎討捕、中

連寺四郎三郎、同小谷手に開墜討捕之、同名彌左衛門討捕、井上其外頸廿九到來候、誠以高名無比類候、軍忠之至不異佗候、仍太刀一腰、雪次進之候、猶永田刑部少輔可申候、恐々謹言。

卯月七日

定 頼

蒲生藤十郎殿…定秀

文中に同名被官人數輩討死とあり定秀部下に戦死者多きを記す、之を攝取院過去帳に數ふれば蒲生氏の支流なる上野田氏和田氏の一族を始め外池町岡田中村森福富藤田西岡今村等の諸氏三十人の戦死者なりき、定秀方に打捕し三十三人に對照すれば敵味方の死亡始と同數に近し以て其激戦の狀を察するに足る。

三三八三 北比都佐村内池攝取院過去帳

京祿五年壬辰四月六日於北郡當方合戦討死、蒲生手分諸聖靈乃至敵亡魂等（按五年壬

辰四月六日一週忌供養の時記せしものならん）

淨	慶	森又九郎私記正次	宗	圓	藤田左近尉
宗	圓	堀田藤左衛門	淨	譽	上野田彌次郎
堯	眞	新左衛門次郎	幸	秀	徳藏坊代越後

宗	清	外池新七	眞	勝	外池彦七
道	中	外池彌七兄中村	眞	正	外池又七
元	勢	外池勢藏主	覺	恩	外池彌三郎
祐	春	小澤三郎次郎	善	正	今村五郎兵衛
了	覺	町田十郎左衛門	道	性	岡宗左衛門
道	久	原小四郎	常	桂	原藤右衛門
正	圓	岡田太郎左衛門	淨	阿	福富藤六
善	覺	西田宗衛門	成	願	森内三郎兵衛
道	德	福富内衛門次郎	道	正	和田内新三郎
道	善	和田内兵衛三郎	道	向	中村内衛門太郎
道	三	中村内衛門太郎	道	祐	中村内左近太郎
孝	道	岡田新三郎	正	法	岡田衛門三郎

此戦に於ける定秀奮戦の狀は蒲生文武記に詳し。

天文元年壬辰春比享祿四年の誤淺井下野守備前守一萬五千餘騎を引卒し箕浦表へ出張しける間、佐々木左京義賢も防きの爲に後藤但馬守進藤山城守三雲新左衛門を大將と

して都合其勢一萬七餘騎にて發向し、鶴翼に陣取て互に足輕を出し、鐵砲を打矢を發し、攻戰けるが、ひた／＼と鎧を合敵、味方入亂、黑煙を立責戰しが、南方三雲を始として大將三人なかし討ければ、悉く敗北し、すてに義賢の命もあやうく見わけける所に、蒲生藤十郎定秀其比は生年廿五歳にして、佐々木に隨ひ出陣あり、其日の裝束は卯花威の鎧着、木蘭地の直垂に、田原藤太秀郷龍宮より傳し重代の甲の緒をしめ、宇野津の三尺六寸の太刀をはき、珊瑚の珠數を頸にかけ、黒の大馬に乗り、手勢八百餘人にて東西に備取てひかへしが、味方敗軍するど見るより一度に颯と懸出し、骸を軍門に曝し、名を後代に残し、同死とも敵の方を枕にせよと下知し、鎧をひつさけ士卒の機を勵し、責懸ける、敵は角川を隔向の岸にあり、定秀下知して云、このまゝ押向川中にて戰は、味方多く可被討、敵を此方へおひき寄川を敵渡すと颯とつゝ懸り、なは得利事必定也、此儘後退に引退とて半町程引ければ、案のこごとく敵勝にのり、淺井が武者淺井新兵衛千五百騎にて蹴散さんどて馳來り、一文字に川へ打入て、此方の岸へあからむとする所を定秀得たりや賢と噓と突懸敵を川中にたゝせす、きまもなく責戰ければ、新兵衛こらへかねて引ける處を追つめ、川向にて火花を散し、戰ひける、定秀下知して敵は猛勢なり、味方は小勢なり、中をわらるゝ、な雜人原に

目なかけそ、大將を討取や者共とて西を東北を南へ、蛛手十文字に駈通懸破り相戰ける、定秀勢も三十餘騎討ければ、定秀爰を先途を思ひ手本に、近づく兵二十六騎突倒し、大將を討もらしぬること無念やとて、一文字に本陣さしてつきかゝり、新兵衛と鎧を合相戰けるが、新兵衛も音に聞えし剛者や、互に兵法の秘術を盡して戰へは、半時斗は勝負不決、遂に定秀運やよかりけん、打勝て淺井を突倒し、馬より飛て下頸切て鋒に貫き高く擧げ、日來聞えし剛者淺井新兵衛をハ蒲生が手にかけて討取そや、つゝけや兵者ともどよハ、りければ、遂に逃延ける、佐々木が兵ども是を聞き歸台相戰ければ、淺井下野守備前守の誤が軍勢不叶哉、思けん、悉敗北しけれハ、義賢も不斜悦て定秀を崇敬せらるゝ、事他に異也。

第二節 後藤高雄杉山藤三郎の戰功を賞す

定頼の將後藤高雄の被官杉山藤三郎も同日の戰に参加して、敵首を討取りたるにより、定頼感狀を與ふ、高雄も又左の賞を與ふ、於高雄快然満足候とありて、深く其戰功を嘉賞せしを知る。

昨日六日箕浦河原御合戰之事被碎御手敵一人被討捕候頭進上申候御軍忠無比類之旨被成御感狀候尤御面目至候尙以毎々御高名之儀於高雄快然満足候恐々謹言

四月七日

(享祿四年)

杉山藤三郎殿

高 雄 花押

御宿所

第三節 亮政三田村又四郎の戦功を賞す

箕浦合戦に於ける佐々木氏側の史料は前記せしが是に匹敵すべき淺井側の史料あり相對照して快感を覺ふ。

三三八五 阿波國名西郡諏訪村桑原儀藏氏文書

今度於箕浦河原種々被摧御手候段其隠無之候御高名至候數々所鍵手是又御名譽候仍小法士殿之御儀御幼少御不便旁々御人衆散在候て俄に用にハ一向難立存候然者無勿体候間御同名其外之儀とも涯分御搦候て彌御走回簡要候於然者一所可進置候於其段者可御心安候此等之趣何へも被仰届此時御馳走專要候委細大橋三郎左衛門尉可申候恐々謹言。

四月十二日

淺井備前守

亮 政 花押

三田村又四郎殿

御陣所

三田村氏は淺井郡の豪族なり宗家左衛門太夫死亡して當時幼主小法士あり又四郎は其支流ならん敗軍者の感狀は何となく文意引立ぬものなり。

第四節 足利義晴福井千松の戦功を賞す

五月一日付を以て將軍義晴は福井千松の箕浦合戦の戦功を賞す福井は何れの人なりや詳ならざれども定頼の軍に従ひしもならん。

三三八六 室町家御内書案

去月六日於三浦^(箕)今井館合戦之時溝口人數鍵付之段誠無比類勳追而可加褒美之條彌可抽忠節者也仍戦功之狀如件。

五月一日

御 判

第十四章 山科本願寺の焼討と佐々木定頼

天文元年細川晴元本願寺の一向一揆と争ふ、一揆は堺及び大坂に敗れしが敗報を聞きし一揆は更に各地に蜂起して益々反抗の度を高め近畿の諸國殆ど一揆の徒を以て充さる。此時に當り本願寺の新勢力を喜はざる法華宗徒及び延暦寺衆徒等は京師に蜂起して一向宗の寺院を焼けり、一向一揆の徒大に怒り八月十六日より法華衆徒と衝突し洛中洛外戰塵漲り争鬪數度に及び一揆終に敗北して山科に退けり、山科は蓮如の建てし本願寺の所在なり、晴元部下の兵及び法華宗徒等は進て山科本願寺を圍む、佐々木定頼も又近江に於ける本願寺門徒の漸加を喜はざるものなれば、京報に接し馬淵源左衛門進藤山城守永原太郎左衛門横山將監等を將とし兵を率ゐて攻圍軍に参加せしむ、かくて聯合軍は八月二十四日四周より本願寺を圍む、永原太郎左衛門重隆は先づ本願寺に説くに順逆を以てす本願寺應せず、依て四周より肉迫し火を本堂以下に放つ佛殿僧坊及附近の民家延焼し焰烟天に冲す、戰死數百人を算し莊嚴美麗を極めし昨の淨域は荒涼慘憺の場と化せり。

尙通公記

天文元年八月廿三日 巳亥晴、(柳本山村等六所氏)京勢江州諸勢等山科の責入云々、音羽以下郷中少々令放火云々。

廿四日 庚子晴、本願寺、南京衆、法華衆、東慈照寺蓮養、東江州衆、西城州衆、縮寄令放火云々、諸坊不殘悉炎上、時節到來也、四五百人打死云々。

二 水 記 天文元年

八月廿三日今朝京中諸勢馳集、可發向山科本願寺云々、從江州同合手京勢三四萬人云々、多分法華衆云々、武士之衆小勢也、則圍本願寺四方有箭軍不及指合戰云々。

廿四日早旦合戰、已刻許攻落之數十人打死、則燒寺、其外所在之在家不殘一屋、一時燒失、其煙如蓋天、時刻到來奇異事也、抑本願寺者及四五代富貴(誇カ)、津榮、尤寺中廣大、無邊莊嚴、只如佛國云々、在家又不異洛中也、居住之者各富貴、仍家々著隨分之美麗云々、今日一時滅亡併天道也、可思、晚頭京勢歸洛、甲乙人每手者取物財寶誠如山歟、吝者不久之謂也。

廿五日本願寺燒痕至今日取財寶未盡云々。

廿六日燒痕今日如昨日猶求之劇堀出黃金數百兩云々、諸郷人爲之死者數十人云々。

可笑了。

細川兩家記

山科本願寺責やふる事、江州六角殿と京の法花衆一味して同八月廿四日に責落悉く焼失也、尼女共のにけちる事、目もあてられぬ風情也、誠寶山としゆるを只一時にめつする也。

細川家略記

近江ノ六角殿定頼ハ晴元ノ舅ナレハ山科ノ本願寺へ押寄責ラル、長原太郎左衛門進藤山城守馬淵源左衛門横山等先陣ニス、ミケル門徒モ諸檀那共命ヲ彌陀ノ名號ニカケ、爰ヲ先途ト防戦フ所ニ、イツモ此門徒ト中ノ惡キ京ノ法華衆廿一箇寺并諸檀那相催シ本國寺本能寺妙顯寺以下不殘打立寄手ニ加ハリ、荒手ヲ入カヘ入カヘ攻ケレハ、同八月廿四日責落シテ一字モ不殘焼拂、此寺久敷諸門徒ノカツカウシケル所ニテ財寶如山ニ充滿^{○季世記}タリ、富貴ノ下ニハ久敷居ルヘカラス、今一時ノケムリト焼上ル、僧尼悉ク被討ケル誠ニ無慙ノ事共也、上人ハ命カラ^{々々ニ作ル}ニテ落玉フ。

重編應仁記

角テ五畿内ノ一揆遂日廣大ニ蔓リ、其勢重而堺ノ庄エ攻來ラハ晴元滅亡近カルベシ、取扱給ルベシトテ急キ晴元ノ舅江州ノ六角左京太夫定頼エ頼遣ハス、定頼同心シテ家臣長原太郎左衛門進藤山城守馬淵源左衛門横山等ヲ宗門ノ本寺山科ノ本願寺エ差遣シ、色々取扱ト云ヘ共本願寺上人今更檀徒ニ背難シトテ定頼晴元ノ旨ヲ不承伏セ、其取扱ヒ手切シケレバ長原爲方無ク急度思案仕出シテ常々一向宗門ト中惡シキ日蓮宗ノ寺檀ヲ頼ム、洛中二十一箇寺ノ日蓮宗ノ大寺共皆此義ヲ同心シテ彼宗門ノ檀徒ヲ催ス、此日蓮門徒等モ常ニ信心深シテ本寺ノ下知トサヘ云ヘバ身命ヲモ不惜最頑ナル宗門ナル故本寺二十一箇寺ノ此催シニ同心シテ、洛中洛外ニ有リト有ラユル日蓮宗ノ諸檀等悉ク蜂起シ一揆ト成テ數萬ノ人數徒黨セシメ、マツ直ニ山科エ押シ寄セ本願寺ヲ攻ル程ニ寺中ニモ形ノ如クノ者共有テ隨分防キ戦ケレ共多勢ニ無勢叶ヒ難ク終ニ攻落サレ、今茲八月廿四日山科本願寺忽ニ焼拂ハレテ金銀珠玉ヲ鏤タル近國無雙ノ大伽藍只一堆赤土ト成ル、寺中ノ輩上人ヲ始メテ蛛ノ子ヲ散スガ如ク諸方エ逃散リ没落セシカバ日蓮宗ノ一揆等大ニ悅陣歸シケリ。

西本願寺在西六條寺領四十石中略

第十證如上人諱光教信受院 權僧正 天文廿三年八月十三日化三十九實如之孫圓如之子也爲九條關白尚經公猶子 攝家之猶子爲之始乎圓如逝

去光教十歲時實如遷化故幼爲嗣於是家老下間筑後守弟民部卿恣執事且近頃亂世

無所憚誘北國門徒押領處々然天文元年江州佐々木六角彈正定頼與法家宗輩同攻

山科坊舍燒亡之上人十七歲敗走到攝州野田敵逐之百姓等宗門而擁之防戰其間乘小

艇遁去百姓討死二十一人賜上人自筆感狀八月九日爲每年有法事

第十五章 定頼軍を高島郡に出す

天文四年正月定頼は江北に出陣せんとし船奉行大塚八郎右衛門は沖島薩摩の浦船を徵集し寺へは陣僧の出陣を請へり是れ淺井亮政對抗の準備なり然るに十七日に至り一旦出陣を中止したり。

三三八七 長命寺記録

天文四年未乙二月大結解米下用

中略

一 升 正月廿二日北郡陣僧ヨヒニ來大和殿中間一宿ノ飯米下ス。

一 升 二月十六日北へ陣僧ヨビニ來ル大和殿中間一宿飯米下ス。

五 合 同十七日出陣延々之間陣僧留ニ來中間飯米下。

七 升 二月十七日御屋形様北郡へ出陣浦船ノ事ニ奉行大塚八郎右衛門

方上下五人兩度ノ飯米下。

三斗六升 北郡へ御陣薩摩浦へ船歩二月十八日ヨリ廿一日迄船二艘船人每

日六人一人ニ一升五合ツ、下飯米下。

二月晦日 北陣禮錢取登ル雜色小人兩所飯米下。

此の結解は長命寺にて來寺の客并に濱より湖上の交通者の寄宿并に船準備等の爲に長命寺濱に來る一般交通者に其所用の飯米を下用せしめし時の出來精算書なり現在長命寺の麓に穀屋寺と稱する尼寺あるは當年飯米下用の穀屋ならん。正月より二月に亘り北近江に出陣の準備を整へしも俄に中止されたるは敵の動作による事ならん然るに其後猶出陣の準備は常に怠らざりしが八月に至り定頼は遂に兵を高島郡に出したり按するに淺井亮政の軍江北より湖西に渡り高島郡に入り

て所在武士を招降又は征伐せしにより之を征せん爲の出兵ならん、淺井三代記を按ずるに亮政が高島郡退治の事の條あり又海津征伐の事あり、前者は永正十五年八月とし後者は天文十八年四月とす、三代記の記年は一も信するに足らざるは坂田郡志に詳記せり、今三代記の記年を廢して亮政が高島出陣年月を史料に求むれば長命寺結解に證する天文四年に合致するが如し、但し鐵案は他日新史料の發見を待つべし。

三三八八 同寺記錄

天文四年五月結解米下用

三四五月分

五 升 三月十四日、北之御陣御禮可給由、御廐ノ衆上下八人來、飯米理申下候。

九 升 卯月三日、北ノ御陣諸浦船ノ事ニ妙觀院ヨリ奉行中間上下七人兩度ノ飯米下。

一 升 同陣僧ノ事ニ大和殿ヨリ中間來ル、一宿飯米下。

天文四年未乙十月結解米下用

八九十月分

五 升 八月四日高島へ御出陣候、舟共諸浦共案内ニ八郎兵衛殿、大和殿ヨ

九 升 八月八日ヨリ九日迄、諸浦ノ舟事、大塚八郎兵衛殿一宿兩三度飯米

下。

二 升 同十二日矢楯材ヲツミ次日沖島迄越候、中間一宿飯米下。

四 升 同十八日高島御出陣、諸浦舟ノ事ニ八郎兵衛殿兩奉行、妙觀院七人

飯米下。

三 升 同十九日大和殿ヨリ沖島舟小松越候、當浦へ付候へト中間越御備

飯米下。

一 升 同十九日ノ夕、陣僧ノ事ニ大和殿中間米下。

一 斗 同廿一日、高島出陣、諸浦ノ舟共當ウラ大舟ヒラタノ事、大塚八郎兵

衛殿兩三度

一 升 同廿日、重而陣僧事ニ中間來米下。

二 升 九月三日、陣ヨリ用ニテ大和殿中間兩人被歸、飯米下。

六 升 同五日タケベ衆各々口殿中間陣ヨリ歸、日暮一宿米下。

三升五合

九月六日大和殿中間三人口口申候、重而陣へ參候前ニ成候舟無候
テ歸候、重上來兩度二宿下。

二升

大和殿其外御陣禮申候へト中間來二宿、高島ヨリ越候米下。

七升

九月八日高島大和殿其外各々錢禮申候、使節小歩一宿逗留、上下飯
米下。

三升

九月十五日永田刑部少輔殿、

時若衆

米下

三升五合

九月十五日、北陣サツマ舟共ノ事ニ八郎兵衛殿中間兩人仁保ヨリ
來ル、一宿飯米下。

四升

同十六日大和殿中間淺小井、金剛寺衆陣へ越候、舟侍逗留飯米下。

二升

九月十七日、御屋形様ツカ者高島へ越候、沖島迄舟ノ事ニ上下一宿
米下。

二升

同十九日大和殿中間衆陣ヨリ歸候、一宿飯米下。

五升

同廿六日大和殿陣具來候、舟頭奉行飯米下。

三斗三升

八月十日ヨリ十三日迄高島別所殿合力、大和殿衆次郎右衛門方衆
上下七人、風吹逗留、此時深尾加賀守殿、同前渡海飯米下。

注進天文二二年十二月結解米下用

合十一月分

前略

三石七斗九升 八月廿七日ヨリ九月廿七日迄、船三艘高島陣船歩食下。

第十六章 定頼法華宗の一揆を討つ

附本願寺との和約

天文元年細川晴元を援けて法華宗徒と共に本願寺を山科に攻めし、佐々木定頼は五
年七月には更に法華宗徒の一揆を討つ事となれり、之れ延暦寺と法華宗との確執に
依れる變動にして、戰國亂離の時代朝友暮敵の状況を知るに足る、初め叡山の僧花王
院都下に說法す、聽衆に法華宗松本新左衛門なる者あり、起て宗旨を論じ、花王院を屈
す、山徒怒て兵を擧げ、宗徒を撃つ、援を定頼に請ふ、定頼は二十三日兵三萬を率ゐて京
都に出で、東山に陣し、山徒と共に法華宗徒を攻め、先づ妙泉寺を焼き、廿四日には立本

寺廿五日には妙顯寺以下同宗に屬する多くの寺院を灰燼せり、二十七日法華二十一ヶ寺の僧は各佛像經卷を負ひ難を和泉の堺に避けたり。

長享年後畿内兵亂記

天文五年七月二十三日、自叡山日蓮黨爲退治、佐々木定頼人數等軍于東山、同廿七日落居、下京悉火。

二條寺主家記

江州少弼殿其外四ヶ大寺觸催、七月二十三日京都押寄、東山ニハ六角衆三萬許ニテ陣取、二十七日曉日蓮宗沒落。

此頃定頼は本願寺に對して和約の交渉を開始せしが十二月に至り木澤長政の中介により平和成立せり、本願寺日記天文五年十二月二十五日の條に

一六角與和與之儀、依木澤申越相調、目出由長政申、木澤方へ少弼書狀此方へ人遣候、祝着由申遣候。

二十七日

一木澤方へ江州和與相調候、長政依馳走候、祝着之由申而遣候、書狀遣候。

此の平和につきては定頼方にては大原中務大輔高保平井加賀守進藤新介等其局に

當れり翌六年正月十日日本願寺は上野法橋を遣し改年の禮と和與の祝意を述べ物を贈る。

第十七章 定頼兵を遣して美濃の齋藤氏を援く

天文五年美濃の齋藤彦九郎利綱長井氏と隙あり、九月定頼は利綱の應援として兵一千餘を遣したり、越前の朝倉氏も又兵三千を遣はして之を援く、當時定頼軍の部將誰なりしや明ならず近江武士が此戰に陣沒せし史料は僅かに左の一通に過ぎずと雖も應援軍の活動を立證す。

三三八九 土佐國吾川郡長濱村大藤之治氏文書

若宮新右衛門於濃州討死之由候言語道斷候、弟藤八爲名代可被申合候也、得其心候て粉骨肝要之由可被申聞候、猶妙觀院可申候、恐々謹言。

十月十九日

定頼 花押

今井尺夜又丸

今井氏は始め京極氏の被官にして坂田郡箕浦に住せしが、淺井亮政の興起せし以後

六角家に頼れり、故に此の軍に出陣して其部下若宮新左衛門が討死せし時の安堵状なり、本願寺日記天文五年九月十九日の條に、

自美濃國坊主衆以飛脚申事には、彼國十人之番衆下人國之儀一途之間は、番衆難上之由申候、國之儀別府の城之儀に付而、齋藤彦九郎方之事、彼城をせめかゝり候て結局はいなはやまより後卷すべきよし申候間、彦九郎方如何之様候間、長井きりかち候はゞ門徒中之儀可爲迷惑候間、先々坊主分の衆は山かゝりへ被退歟など申、彦九郎方爲合力從少弼雜兵かけて千二三百たち候、又自朝倉方三千計立候由候、番衆下候へと申候事候間下候へと申付候、左衛門太夫取次也。

第十八章 佐和山合戰

天文七年二月佐々木定頼は兵を率ひて江北に出て淺井氏の屬城佐和山城を攻む、佐和山城は犬上坂田の郡界に聳ゆる佐和山上に在り古へ佐保山と稱す、其戰爭は定頼對亮政なれども戰因は京極高慶高佳又高吉に作ると京極高延との黨争なり、京極高慶は天文六年の後半若くば七年の初めに卒去せしが是より以前京極氏の重臣間に五郎高慶を奉ずる者と六郎高延を奉ずる者と二黨あり、亮政等は六郎高延を奉じて五郎高慶を

奉ずる一派と相争ふ、定頼は夙に高慶を授けんとし出陣の用意は既に六年の冬頃より爲し居たり。

三三九〇 鳥 記 錄

就箕浦山城守進退之儀今井品々音信祝着候。如存知來年必北之儀可申付候條、彌令馳走忠節可爲肝要之由、同名與力被官中に具可被申聞者也、謹言。

十月八日

定 頼 花押

妙 觀 院

七年の新年は四海波靜ならず松の内に於て既に高延亮政は兵を擧ぐ、高慶黨なる今井氏の臣島四郎左衛門等之と戰ふて亮政の軍を販る、亮政の將海北善右衛門雨森彌三郎等戰死す。

三三九一 鳥 記 錄

今度御合戰御名譽無比類存候、我等式迄大慶過御察候、猶以六郎殿様、淺井自身御責候之間、大事御合戰ニ候處、數多被打捕、殊海善、雨彌、討死由候、數輩手負惣かちの合戰と存候、悉皆御手前可爲御異見候、私し満足無極候、仍鯛一折荒卷御樽一荷致進上候、可然様御披露奉頼候、次貴所へ貳拾疋進之候、恐々謹言。

正月十二日

葛岡入道宗三

花押

島四郎左衛門尉殿

附記 葛岡氏は佐々木廣綱の裔當時神崎郡佐生に住せり。

三三九二 同 上

一昨夜不存寄儀に被懸御意候、御懇之至難申盡畏入候、依御出仕すま^〇千萬之本望候、向後可得御扶持候、御入魂所仰候、昨日早々人を遣之處^〇無^〇口^〇候、爲御禮以使者申候、昨日可避之處田付市一段くたひれ候間、延引乍ら如在候、御次て候は、尺夜及殿へも可預御心得候、人數被下候通、觀音寺へ則申遣候、恐々謹言。

正月十二日

多賀豊後守

貞隆 花押

今井忠兵衛殿

第一節 定頼兵を出す

定頼は七年二月兵を出して佐和山城を攻めんとす二十日を以て攻撃の期とし戦備を修す、然れども合戦の有無分明ならず當時亮政の軍は佐和山と番場の鎌及城とに

籠りしが定頼は先つ佐和山を降し次に鎌及城を屠らん策なりき。

三三九三 島記 録

來ル廿日可及一戰候、其口被見合働管要候、委細妙觀院可申候、恐々謹言。

二月十八日

定頼 花押

今井尺夜及殿へ

三三九四 同 上

折昏旨得其意候、^(靈仙山)りやうせんにいたり被打出之由祝着候、多賀畑、平野館、其外令放火候、かまものは之儀者追て可申付候條、まつく可有歸陣候、早々働祝着候、如此段最前以妙觀院申へく候、恐々謹言。

二月廿一日

定頼 花押

今村藤兵衛尉殿

第二節 定頼二階堂小四郎の戦功を賞す

三月二十七日拂曉定頼の軍は佐和山城麓に於て敵と戦ふ二階堂小四郎は敵將若宮彌左衛門を打捕り首を定頼の覽に供す、定頼其軍功を賞して左の感状を與ふ。

三三九五 古 證 文

今朝卯刻於佐和山麓及合戰若宮彌左衛門被打捕之首到來候高名之至尤軍功神妙候彌忠節肝要候委細多賀豊後守可申候也謹言。

三月廿七日

定 賴 花押

二階堂小四郎殿

第三節 定頼の出陣と大徳寺の出陣見舞

定頼は二月以來兵を出して亮政の軍と争戦せしめしも勝敗遅々たるを以て五月に入り愈自から兵を指揮して敵を一擧に挫かんと嫡子四郎と弟大原高保を伴ひ共に出陣せり四郎義賢は今年十八歳にして初陣なり本願寺主光教證如上人は其出陣を祝し五月十八日酒肴五種十荷を贈れり天文日記 天文札案大徳寺の慶首座よりも物を贈りて定頼高保等の出陣を祝したり。

三三九六 京都大徳寺文書

就少弼出陣之儀御使之通具申聞御報被申候私へ一箱過當至極候遠路過分難申盡候委細御使へ申入候恐惶謹言。

五月廿一日

貞 治 在列……進藤山城守

慶 首 座

第四節 佐和山鎌及兩城の陷落

定頼の出陣は江南武士の士氣を興奮せしめしが殊に嫡子四郎の初陣により將卒皆必勝を期して敵に臨めり從來六角家の軍装は華美にして往々京童を驚かしめし程なれば四郎初陣の行粧こそ一段美麗を極めしなるべし定頼は自から諸軍を指揮して佐和山を攻撃し五月二十三日早朝遂に之を陷落せしめたり凱歌湧きて聲湖山を動かす。

定頼は四郎初陣の吉兆を悦び將士を憩ひ更に鎌及城を攻む鎌及は番場の東南に聳ゆる山上にして靈仙山脈に連る堀氏の居城なり江南の將士は佐和山の大胜に勇氣倍加し之を攻めしが六月四日又之を陷落せしめたり。

蛭川親後日記 天文七年

五月廿三日乙未今朝六時分江州高山城○城落去注進在之

六月四日丙午江州堀が城カマノハノ城落去候由注進在之

三三九七 島 記 錄

自鎌及出候者、搦捕、殊野村伯耆守書狀等數多到來候、尤祝着候、彌馳走肝要候、猶妙觀院可申候、恐々謹言。

七月六日

定 賴 花押

今 井 殿 へ

第五節 長命寺の戦死者追吊

奥嶋山上に輪奐の美を構へ西國三十一番の札所たる伊綺那山長命寺には古へ毎年七月十五日無縁死者の爲に大念佛會を執行して亡靈を供養す、天文七年より十七年に至る十一ヶ年間に供養せし亡靈者を連載し題して大念佛帳といふ一冊あり、今年七月十五日佐和山合戦に戦死せし敵味方の靈を祭りしこと其中に見ゆ。

三三九八 島村長命寺大念佛帳

天文七年七月十五日

北郡打死人數 南無阿彌陀佛

第十九章 淺井亮政を小谷城に攻め敗る

佐和山鎌及兩城陥落すれども亮政は其根據小谷城に在りて兵を擁す、九月定賴兵を指揮して淺井郡に入り十二日附近の村落を放火し進み戦ふ、亮政敗れて城を退く、定賴大勝を得即ち京極五郎高慶及び上坂治部以下京極氏の一味を入部せしめ其子義賢と共に凱旋す、當時淺井氏縁族高島の田屋氏は亮政の爲に兵を海津に擧ぐ、高島七頭の中なる饗庭氏越中氏等は十四日火を放ちて之を攻む、田屋氏走りて山城に退けり。

鹿苑日録

天文七年九月十一日

夜中進士來、明日江州に出陣、留守之儀憑之候、諾而還也。

十二日

早天收藏主高島の下、海津に陣立、饗太返事遣之也、與百錢、與迎者廿片也。

十六日

自種村方有注進、北郡十二日合戦得勝利、而小谷里所々放火、淺井小谷山城退籠也、五

郎殿並上坂治部以下各入部申付、霜臺父子諸勢歸陣也。
高島河上七頭之衆、饗庭十四日に取懸所々放火、田屋者山城に引退也、饗庭者海津之西濱に居陣ト、越中殿同饗庭觀音寺に注進云々。

第二十章 佐々木義賢伊勢に長野氏を征す

天文九年八月佐々木義賢は兵を北伊勢に出して長野種藤を千草城に攻む、戰因詳ならざれども大木文書に朝倉氏が桑名城に侵略せしこと見ゆ此の朝倉は越前の朝倉にあらで美濃武士の朝倉氏ならん、左京太夫義賢の伊勢出陣に付ては幕府は内書を下し居れば堂々たる出陣たるは明なり。

大館日記 天文九年

九月四日六角左京太夫殿伊勢國へ出陣長野取相也につきて可被下御使哉、然者御使仁躰たれたれにて可有之哉、由各へ被尋下之云々。

公儀日記 天文九年

九月四日御行事 本常佐來入、六角左京太夫殿伊勢國へ出陣長野取相也につきて可被下御使哉、然者御使仁躰たれ、にて可有之哉、由各へ被尋下之云々、御使可然奉存候、

使長野事、伊勢守申次にて候間、伊勢守に被成御尋候て可然候哉之由各申之、御使仁躰ハ彼申次兩人之内、可然存之旨各存分也。

重而本常易來入、先刻分被詞申候處、六角事ハ異于他事候間、御使可被遣之と被思食候、然ハ御僧を可被遣候、いかゞ候へき、各衆儀たるへきよし被仰出之云々、上意趣尤無餘儀奉存候、然者被成御内書て可然存候、次御使僧之事ハ蔭涼軒へ被仰出候て、たれにても可被計申段、可然趣言上之重而手日記也。

及晩以佐仰下、六角左京太夫今度就出陣、可被成御内書候、御案文可致調進之旨仰也、夜陰に及候、老筆可爲辛老候へ共心へて申候へどの上意云々、忝畏承候、則書進上仕也、少弼方へも用可被成候、由候間、同案文兩三通致調進也、御使彦藏主也云々。

第一節 定頼齋藤又四郎の從軍を謝す

朝倉氏を桑名城に征せんとせし定頼は、齋藤又四郎が高野瀬氏に従ふて出陣せし報を承け書を與へて其勞を謝せり。

三三九九 古今消息集

就今度桑名退治儀、高野瀬被相談候、在陣之由尤以祝着候、猶七郎左衛門尉可申候、恐

々謹言。

三月十一日

(三は九の誤寫ならん)

齋藤 又四郎殿

定 頼 花押

第二節 義賢定頼共に大木孫太郎の戦功を賞す

大木氏は伊勢武士なり夙に佐々木氏の黨に屬したるが如し、八月二十二日桑名松岡城へ朝倉氏横瀬氏其外一揆の徒攻め來りし時敵背より突進して敵二十一人を討取りたり、又九月四日千草城主長野種藤の出奔せし後千草城に入りて敵を防ぎし等の殊勳あり、故に義賢は松岡城の戦功を賞し、定頼は退老して近江に在れば晃主座を使として宗長の太刀一腰鹿毛の馬一疋を賞與せり。

三四〇〇 伊勢國相可町大西源一氏所藏文書

去月廿二日桑名松岡城に朝倉横瀬其外一揆取懸之處、以後卷令切崩、敵貳拾一人被討捕候由尤御高名之至候、今度儀種々依令馳走給如此候事、旁以軍功無比類候、委曲定頼申由候、猶丹後守可申候、恐々謹言。

九月三日

大木孫太郎殿

義 賢 花押

進之候

三四〇一 同上文書

去四日朝倉働相引人數千草留守跡懸候處、按加被相談、彼城有入城堅固被相拘候、御高名之至り無比類候、連々御入魂之儀此砌候、爲其差越晃主座候、仍太刀一腰宗長馬一疋鹿毛進之候、委曲小倉かたへ申遣候、尙猶丹後守可申候、恐々謹言。

九月八日

大木孫太郎殿

定 頼 花押

進之候

某寺日記 天文九年

一少弼へ伊勢一揆事返事申出候、此在所何も少弼方之者持候所之間、幸之事に候、自此方雖不及申下候、兎角申候て見候へく候よし申遣候。

第三節 土岐頼藝出陣を慰問し戦況を問ふ

美濃の守護土岐頼藝は九月十一日使僧を遣して義賢の陣所に慰問状を送り併せて戦況を問へり。

三四〇二 諸家文書纂 東叡山文庫所藏

至勢州御出陣以後不申入候時儀如何候哉、定而早速可爲御本意候様体爲可承以使僧令申候、委細可示給事本望候、恐々謹言。

九月十一日

頼 藝 判

左京太夫殿

御宿所

第四節 歸陣と幕府及び本願寺の祝賀

伊勢に於ける戦況は史料を欠くも義賢は十月の下旬兵を統へて観音寺城に凱旋せり、幕府は鷹鳥饅頭酒香等を贈りて之を祝す。

公儀日記 天文九年

十月廿九日六角左京兆伊勢より歸陣之由候間、霜臺へ鷹鳥可被遣、次に目出候由被仰、御捶風情可被下遣哉、然者御折などハ事舊候間、鷹鳥之外大なるまんちうの御折

に御樽十荷可被遣歟、御談合之云々。

本願寺は十二月三日定頼義賢及大原高保進藤山城守等へ賀状を草し上野法橋を遣し太刀馬代酒肴を贈りて祝意を表せり。

第二十一章

佐々木義賢三雲蒲生等を遣して京都北白川を護衛せしむ

天文十一年正月十五日佐々木義賢は三雲新左衛門を遣して京都の北白川口護衛を交替せしむ、是れ去年十月將軍義晴木澤長政の兵を避けて近江に遁れ坂本に滞留せるにより義賢は兵を白川に出して京都を護衛せしめし交替なり、後ち二月二十五日三雲は歸陣の途に就き蒲生下野守定秀翌二十六日交替して白川に着陣す。

蛭川親俊日記

正月十五日丙申、三雲北白川陣替也。

二月廿五日丙子、三雲白川陣替云々。

同廿六日癸卯、蒲生白川へ陣取。

然るに木澤の亂平きしにより三月義晴京都に歸りたれば白川の防備も撤せられた